

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第 1 項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年 6 月26日
【事業年度】	第29期（自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日）
【会社名】	日本通信株式会社
【英訳名】	Japan Communications Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼 C E O 福田 尚久
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門四丁目 1 番28号
【電話番号】	03-5776-1700
【事務連絡者氏名】	執行役員 C F O 小平 充
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門四丁目 1 番28号
【電話番号】	03-5776-1700
【事務連絡者氏名】	執行役員 C F O 小平 充
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第25期	第26期	第27期	第28期	第29期
決算年月	2021年 3 月	2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 3 月	2025年 3 月
売上高 (千円)	3,497,933	4,634,379	6,074,613	7,400,748	9,238,862
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△242,227	298,938	780,470	1,183,519	1,000,212
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	△273,590	294,114	690,676	1,365,334	849,366
包括利益 (千円)	△270,702	254,636	649,186	1,304,660	781,352
純資産額 (千円)	341,349	785,210	1,534,395	2,979,898	3,870,560
総資産額 (千円)	1,857,497	1,944,359	3,040,504	4,409,755	7,340,611
1株当たり純資産額 (円)	1.60	3.97	8.50	16.78	22.31
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△1.66	1.79	4.19	8.27	5.12
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	1.77	4.15	8.27	—
自己資本比率 (%)	14.2	33.6	46.1	62.8	50.4
自己資本利益率 (%)	—	64.2	67.2	65.5	26.3
株価収益率 (倍)	—	118.44	58.91	24.77	27.69
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	419,617	21,973	851,341	1,071,855	930,183
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△53,906	△271,759	△200,851	△213,280	△1,104,732
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	6,422	150,450	△1,160	75,012	1,957,864
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,025,466	928,688	1,580,619	2,518,019	4,300,365
従業員数 (名)	107	118	124	131	143
〔ほか、平均臨時雇用者数〕	〔7〕	〔4〕	〔2〕	〔14〕	〔27〕

- (注) 1. 第25期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載していません。また、第29期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。
2. 第25期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載していません。
3. 第25期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載していません。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第26期の期首から適用しており、第26期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっています。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第25期	第26期	第27期	第28期	第29期
決算年月	2021年 3 月	2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 3 月	2025年 3 月
売上高 (千円)	3,371,215	4,510,066	5,811,574	7,247,132	9,064,111
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△201,815	345,531	835,011	1,257,870	1,095,408
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△205,616	316,330	717,332	1,398,891	902,826
資本金 (千円)	4,528,440	4,528,440	535,822	545,666	600,350
発行済株式総数 (株)	164,258,239	164,258,239	165,009,239	165,009,239	165,923,739
純資産額 (千円)	299,708	645,212	1,462,544	2,901,178	3,913,314
総資産額 (千円)	2,088,023	2,118,647	3,203,330	4,382,559	7,442,556
1株当たり純資産額 (円)	1.58	3.51	8.28	16.87	22.88
1株当たり配当額 (内、1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△1.25	1.92	4.35	8.47	5.45
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	1.90	4.31	8.47	—
自己資本比率 (%)	12.5	27.3	42.7	63.5	51.0
自己資本利益率 (%)	—	75.5	73.8	67.4	27.4
株価収益率 (倍)	—	110.42	56.72	24.18	26.05
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用者数〕 (名)	93 〔2〕	102 〔3〕	108 〔2〕	112 〔14〕	125 〔27〕
株主総利回り (%)	162.3	133.3	155.3	128.9	89.3
(比較指標：配当込み TOPIX) (%)	(142.1)	(145.0)	(153.4)	(216.8)	(213.4)
最高株価 (円)	287	276	254	296	204
最低株価 (円)	150	160	172	196	116

- (注) 1. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載していません。
2. 第25期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載していません。また、第29期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。
3. 第25期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載していません。
4. 第25期の株価収益率については、当期純損失であるため記載していません。
5. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所プライム市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所市場第一部におけるものです。
6. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第26期の期首から適用しており、第26期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっています。

2【沿革】

年月	概要
1996年 5月	1996年 5月24日、携帯電話の法人向けサービス・プロバイダーとして東京都千代田区に設立
1996年10月	米国コロラド州に、技術開発のための子会社（Communication Computer Technologies Inc.（後に Computer and Communication Technologies Inc.に商号変更、以下、「C C T社」という））を設立（当社議決権比率100%、2019年 6月にJCI US Inc.に統合）
1996年12月	電気通信事業法に基づく一般第二種電気通信事業者の届出（関電通第7504号）
1997年 1月	法人向け携帯電話サービス（テレコム・サービス）を提供開始
1997年 9月	東京都品川区に本社移転
2000年 6月	「bモバイル（ビーモバイル）」の名称で、各種アプリケーションやコンテンツを携帯電話ブラウザで提供するアプリケーション・サービス・プロバイダ（A S P）事業を開始
2001年 8月	D D I ポケット株式会社（現 ソフトバンク株式会社、以下、「ソフトバンク」という）からPHSデータ通信のネットワークを調達し、世界初となるデータ通信MVNO（Mobile Virtual Network Operator）事業を開始
2001年10月	「bモバイル・データ・サービス」の名称で法人向けモバイルデータ通信サービスを提供開始
2001年12月	「bモバイル・プリペイド・サービス（現 bモバイル）」の名称でデータ通信カードと1年間のモバイルインターネット使用料をパッケージ化した商品をP C量販店等で提供開始
2005年 4月	大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケットー「ヘラクレス」（市場区分：グロース）に上場
2006年 3月	ネットワーク不正アクセス防御システムで優れた技術を持つArxceo Corporation（米国アラバマ州、以下、「Arxceo社」という）を買収（買収完了時当社議決権比率58%、2010年11月に同社を完全子会社化、2019年 6月にJCI US Inc.に統合）
2006年 4月	米国でMVNO事業を開始するため、子会社（Communications Security and Compliance Technologies Inc.（以下、「C S C T社」といい、2013年 7月、Contour Networks Inc.（以下、「C N I社」という）に商号変更）を米国ジョージア州に設立（当社議決権比率100%、2019年 6月にJCI US Inc.に統合）
2006年 8月	ネットワーク・セキュリティに関するソリューションの開発・販売子会社（アレクセオ・ジャパン株式会社（現 コントゥアー・ネットワークス・ジャパン株式会社、以下、「C N J社」という））を東京都品川区に設立（当社議決権比率100%）
2007年 4月	C S C T社が、米国第 6 位（当時）の携帯電話事業者U.S. Cellular Corporation（米国イリノイ州）とMVNOサービスのための、第 3 世代携帯電話（以下、「3 G」という）ネットワークとのレイヤー 2 による相互接続契約を締結
2007年11月	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（現 株式会社N T Tドコモ、以下、「ドコモ」という）との相互接続についての総務大臣裁定
2008年 6月	C S C T社（ブランド名：Contour Networks(コントゥアー・ネットワークス)）がクレジットカード業界の情報セキュリティ基準「PCI DSS(Payment Card Industry Data Security Standard、以下、「PCI DSS」という）（注 1）」認定を取得

年月	概要
2009年 3月	ドコモとレイヤー２による３Ｇネットワークの相互接続に関する協定を締結
2010年 3月	C S C T社が、米国第３位（当時）の携帯電話事業者Sprint（米国カンザス州、現 T-Mobile）とM V N Oサービスのための、３Ｇネットワークとのレイヤー２による相互接続契約を締結
2010年 4月	「b-mobile S I M（ビーモバイル・シム）」の名称でS I M製品（S I Mカードによる３Ｇデータ通信サービス）の提供を開始
2010年10月	大阪証券取引所「J A S D A Q」市場（ヘラクレス、旧J A S D A Q及びN E Oの市場統合により新設）において、市場区分をスタンダードに移行
2011年 6月	イオンリテール株式会社との協業により、イオン限定のサービスとして、国内初の「月額定額980円」等のS I M製品の提供を開始（以降、他のイオングループ各社と協業を開始）
2012年 2月	丸紅株式会社との合併会社として、丸紅無線通信株式会社（現 丸紅ネットワークソリューションズ株式会社）を設立（法人直販データ通信サービス事業を同社に承継、2014年 3月に当社が保有する同社の全株式を丸紅株式会社へ譲渡し、資本関係は解消）
2012年 3月	ドコモとレイヤー２によるL T Eネットワークの相互接続に関する協定を締結
2012年 7月	「VISITOR S I M」の名称で、訪日旅行者向けS I M製品の提供を開始
2012年10月	東京都港区に本社移転
2013年 7月	無線専用線事業強化のため、C S C T社の商号を同社のブランド名に合わせてContour Networks Inc.に変更 C N I 社が、日本においても無線専用線事業を展開するため、C N J 社を完全子会社とする
2013年 7月	米国の事業統括会社として JCI US Inc.を米国コロラド州に設立（当社議決権比率100%） （C N I 社、C C T 社、Arxceo社は同社の完全子会社となる）
2014年 5月	電気通信事業における受注・出荷・回線開通等のオペレーション業務を提供する子会社として、クルーシステム株式会社を東京都港区に設立（当社議決権比率100%）
2015年 6月	東京証券取引所J A S D A Q（スタンダード）から同取引所市場第一部へ市場変更
2015年12月	ドコモ網を主回線、ソフトバンク網を副回線とすることで無線の信頼性を高めた「2 S I Mルータ」の提供を開始
2016年 1月	総務省によるM V N O規制緩和を受け、当社の役割をMSEnabler（モバイル・ソリューション・イネイブラー）として再定義する新事業戦略を発表
2016年 4月	ヨーロッパの携帯網を使用するM V N O事業を開始するため、JCI Europe Communications Limitedをアイルランドのダブリンに設立（当社議決権比率100%）
2017年 1月	ソフトバンクと３Ｇ及びL T Eネットワークの相互接続に関する協定を締結
2018年 1月	GMOペイメントゲートウェイ株式会社との協業により、タブレット端末を用いたクレジットカード情報非保持化支援サービスの提供を開始

年月	概要
2018年 2月	株式会社エイチ・アイ・エスとの合併会社として、H.I.S.Mobile株式会社を東京都新宿区に設立（当社議決権比率40%）
2018年 5月	当社が開発したFinTechプラットフォーム「FPoS（FinTech Platform over SIM）」（以下、「FPoS」という）が、金融庁の「FinTech実証実験ハブ」の支援案件に決定（同年8月から10月までに当社を含む6社による実証実験を実施）
2018年11月	安全・安心なFinTechプラットフォームを運営する子会社として、my FinTech株式会社（以下、「my FinTech社」という）を東京都港区に設立（設立時当社議決権比率100%）
2018年12月	当社が「PCI DSS（注1）」認定を取得
2018年12月	my FinTech社に日本エイ・ティー・エム株式会社（現 SocioFuture株式会社）が資本参加（当該資本参加完了時当社議決権比率76.9%）
2019年 1月	金融庁がFPoSの実証実験の結果を公表（当社のFPoSが金融庁の監督指針で求められているセキュリティ要件を充足することが認められる）
2019年 3月	FPoSの基盤技術に関する特許（3件）を取得
2019年 4月	米国子会社の再編を行うため、JCI US Inc.の商号をContour Inc.に変更し、CNI社の商号をJCI US Inc.に変更
2019年 5月	JCI US Inc.（旧 CNI社）がFCC（米国連邦通信委員会）からCBRS（周波数免許不要の市民ブロードバンド無線サービス）の商用基地局に関する認可を取得
2019年 6月	米国子会社4社（JCI US Inc.（旧 CNI社）、Contour Inc.（旧 JCI US Inc.）、CCT社及びArxceo社）を1社（JCI US Inc.（旧 CNI社））に統合する子会社再編が完了
2020年 1月	FPoSが採用するサブSIM（貼るタイプのSIM）ソリューションの開発及び販売を推進する子会社としてセキュアID株式会社を東京都港区に設立（設立時当社議決権比率100%）
2020年 6月	ドコモとの音声卸契約にかかる卸料金についての総務大臣裁定
2020年 7月	携帯電話サービス（音声及びデータ）を合理的な料金で提供する新ブランド「日本通信SIM」の第1弾として、「日本通信SIM 合理的かけほプラン」の名称で、通話定額とデータ通信をセットにしたSIM製品の提供を開始
2020年 7月	セキュアID株式会社にTaisys Technologies Co., Ltd.（台湾）が資本参加（当社議決権比率51%）
2021年 5月	my FinTech社にデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社が資本参加（当該資本参加完了時当社議決権比率74.6%）
2021年 7月	群馬県北群馬郡吉岡町に吉岡オペレーションセンターを開設
2021年 7月	my FinTech社に株式会社クライム（現 アクセンチュア株式会社）が資本参加（当該資本参加完了時当社議決権比率71.1%）
2021年 8月	my FinTech社が銀行法に基づく電子決済等代行業の登録（関東財務局長（電代）第88号）
2021年11月	my FinTech社がFPoSによる「my電子証明書」について電子署名法に基づく特定認証業務の認定を取得

年月	概要
2022年2月	ローカル5G向けSIMの提供を開始
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第一部からプライム市場へ移行
2022年4月	日本通信SIMブランドにおいてeSIM（注2）の提供を開始
2023年1月	「日本通信アプリ」をリリースし、日本通信SIMブランドにおいてマイナンバーカードを用いた公的個人認証サービスによる本人確認を開始
2023年5月	MNPワンストップ方式（注3）によるMNP転入に対応
2023年12月	JCI US Inc.が米国ユタ州の教育及び遠隔医療ネットワークにCBRSを提供する契約を締結
2023年12月	my FinTech社が、FPoSを活用した電子地域通貨である「めぶくPay」のサービスを提供開始（事業主体は群馬県前橋市及びめぶくグラウンド株式会社）
2024年5月	FPoSの中核機能である、身元確認、本人認証、データ連携の機能を部品化した「FPoSライブラリ」の提供を開始
2025年2月	my FinTech社及びめぶくグラウンド株式会社等との提携により、「FPoSライブラリ」をスマートフォンアプリに組み込むための開発用ソフトウェアモジュールとして「デジタル認証モジュール」の提供を開始

（注1）PCI DSS（Payment Card Industry Data Security Standard）とは、クレジットカード業界における情報保護の国際基準で、JCB、American Express、Discover、MasterCard及びVISAの世界大手カードブランド5社が共通して採用するグローバルセキュリティ基準です。

（注2）eSIMとは、通信サービスの利用に必要な加入者識別情報（プロファイル）を、スマートフォン等のeSIM対応端末にダウンロードして書き込むことができるSIMです。

（注3）MNPワンストップ方式とは、お客様が携帯電話番号を変更せずに他の通信事業者に移り換える（これを「MNP」といいます）場合、契約中の通信事業者でMNP予約番号を取得する必要がなく、乗換え先の通信事業者のWebサイトで申し込むだけでMNP手続きを進めることができるものです。

＊「bモバイル」、「無線専用線」、「VISITOR SIM」、「2SIMルータ」、「FPoS」及び「セキュアID」は当社の登録商標です。

＊「めぶくPay」はめぶくグラウンド株式会社の登録商標です。

3【事業の内容】

当社グループ（当社並びに連結子会社6社及び持分法適用関連会社1社を指し、以下同様とする）は、「安全・安心にビットを運ぶ」という使命（ミッション）を実現するため、携帯電話事業者のモバイル通信ネットワーク（注1）等を活用したモバイル通信サービス（以下、「モバイル通信サービス」という）及びモバイル・ソリューション（モバイル通信サービスを含むものとし、以下同様とする）、並びに、当社の特許技術であるFPoSを活用して本人性及び真正性を担保した通信基盤及び認証基盤を提供する事業（以下、「FPoS事業」という）を展開しています。

FPoS事業の規模はまだ小さいため、当連結会計年度において当社グループが営む事業は、モバイル通信サービス及びモバイル・ソリューションとなります。

なお、当連結会計年度から報告セグメントの区分を変更しました。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に記載しています。

(1) 当社グループが営む事業の種類及び概要（主要な関係会社との関連を含む）は、以下のとおりです。なお、当社グループの報告セグメントは「モバイル通信サービス及びモバイル・ソリューション」の単一セグメントであるため、各事業のセグメント情報との関連の記載は省略いたします。

① モバイル通信サービス（MVNO／MVNE事業）

携帯電話事業者のモバイル通信ネットワークを活用し、当社グループがMVNO（注2）またはMVNE（注3）としてモバイル通信サービスを提供する事業で、日本国内で展開しています。

事業の種類	事業の概要	主要な関係会社
(i) MVNO事業 (販売ブランド：日本通信SIM、bモバイル等)	日本国内において、主に個人（訪日旅行者や中小法人を含むものとし、以下同様とします）向けに、SIMを提供してモバイル通信サービスを提供する事業 (2001年12月個人向けサービスとして提供開始)	H.I.S.Mobile株式会社
(ii) MVNE事業	日本国内において、主に個人向けにMVNO事業を展開するパートナーに対して、各パートナーの要望に応じたモバイル通信サービスを提供する事業 (2014年11月サービス開始)	—

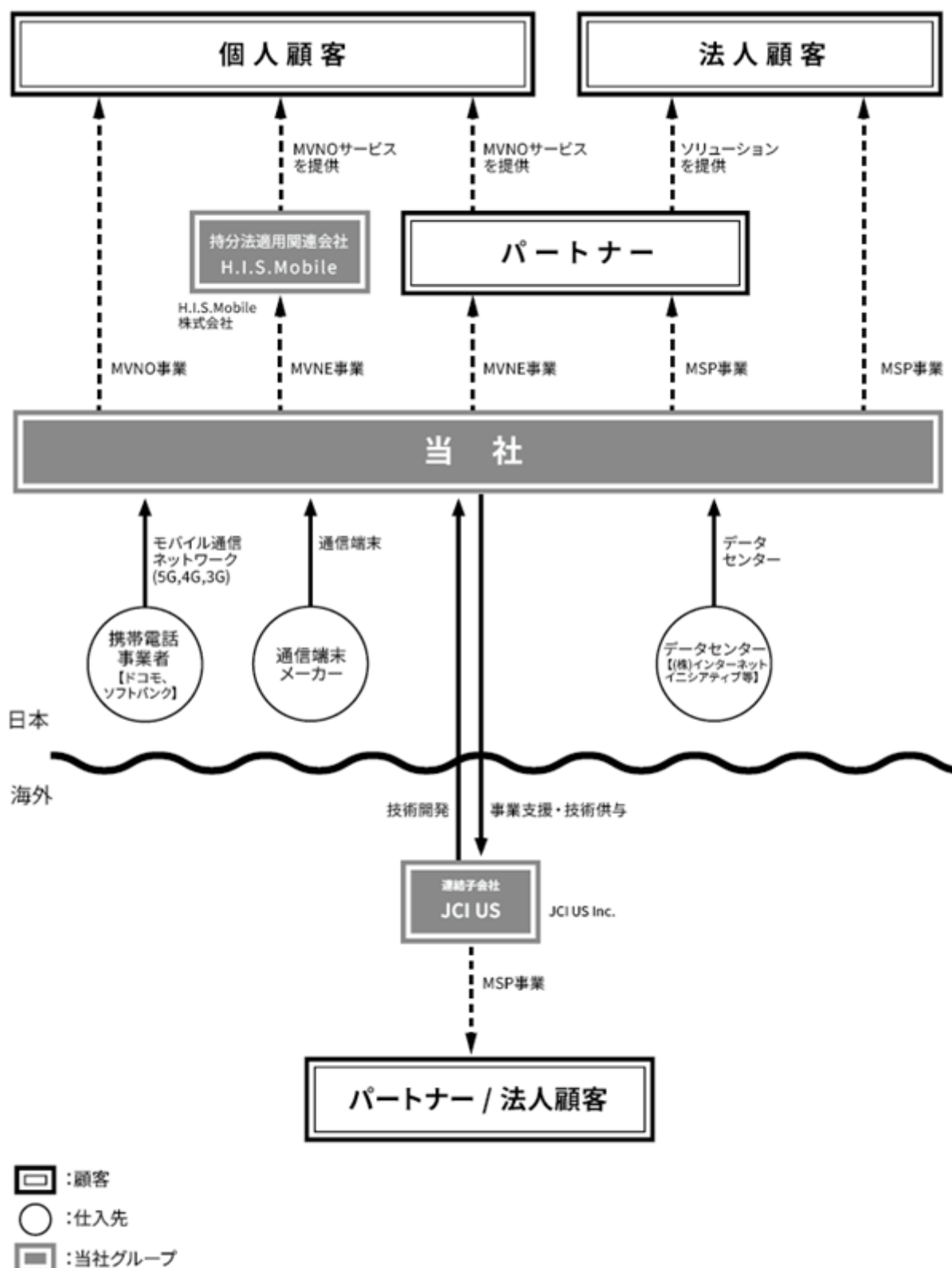
② モバイル・ソリューション（MSP事業）

携帯電話事業者のモバイル通信ネットワーク等を活用し、当社グループがモバイル・ソリューションを提供する事業で、日本国内及び米国で展開しています。

事業の種類	事業の概要	主要な関係会社
(i) MSP事業（日本）	日本国内において、法人顧客またはMVNO、金融機関、決済代行業者、システムインテグレーター、メーカー等のパートナーに対して、各顧客またはパートナーの要望に応じたモバイル・ソリューションを提供する事業 (2016年1月サービス開始)	—
(ii) MSP事業（海外）	米国において、金融機関等の法人顧客またはシステムインテグレーター等のパートナーに対して、各顧客またはパートナーの要望に応じたモバイル・ソリューションを提供する事業 (2007年11月サービス開始)	JCI US Inc.

- (2) 当社グループの事業系統図（モバイル通信サービス及びモバイル・ソリューション）は、以下のとおりです。なお、当社グループの報告セグメントは「モバイル通信サービス及びモバイル・ソリューション」の単一セグメントであるため、各事業のセグメント情報との関連の記載は省略いたします。

当社グループの事業系統図（モバイル通信サービス及びモバイル・ソリューション）



(3) 当社グループが営む事業の詳細は、以下のとおりです。

① モバイル通信サービス（MVNO／MVNE事業）

当社は日本国内において、携帯電話事業者（ドコモ及びソフトバンク）のモバイル通信ネットワーク（5G、4G及び3G通信網）を活用し、当社グループが開発したサービスと組み合わせて、（i）「日本通信SIM」及び「bモバイル（ビーモバイル）」のブランドで主に個人向けにモバイル通信サービスを提供する事業（MVNO事業）、並びに、（ii）主に個人向けにMVNO事業を展開するパートナー（MVNO）にモバイル通信サービスを提供する事業（MVNE事業）を営んでいます。

MVNO事業は、SIMにインターネット接続サービス及び音声通話サービス等を組み合わせて提供する方法で展開しており、顧客はSIMをスマートフォン等に搭載することで手軽にインターネットを利用することができます。

MVNE事業は、主に個人向けにMVNO事業を展開するパートナーに対し、モバイル通信サービスを提供するとともに、パートナーがMVNO事業を円滑に運用するためのソリューションを提供しています。

当社は、MVNE事業において、パートナーであるMVNOの要望に応じてモバイル通信サービスを企画・開発し、モバイル通信ネットワーク、通信端末、端末用ソフトウェア、認証システム、課金・請求システム及び顧客管理システム等を提供するとともに、パートナーから、モバイル通信サービスの運用にかかるネットワーク・マネジメント、コールセンター及び物流等に関する業務を受託しています。当社は、これらの業務にかかるパートナープラットフォームを提供することで、MVNOの事業活動を後方から強力に支援しています。

② モバイル・ソリューション（MSP事業）

当社グループは日本国内及び米国において、携帯電話事業者（日本においてはドコモ及びソフトバンク、米国においてはVerizon Wireless）のモバイル通信ネットワーク（5G、4G及び3G通信網）等を活用し、当社グループが開発したサービスと組み合わせて、主にパートナーや法人向けにモバイル通信サービス及びモバイル・ソリューションを提供する事業を営んでいます。

当社グループが提供しているモバイル・ソリューションには、モバイル専用線（注4）によるセキュアなネットワーク、マルチキャリアとの接続による冗長性を備えたデュアル・ネットワーク製品、ネットワークをEnd to Endで保守するための機器監視サービス、ローカル5G（注5）向けのSIMなどがあります。

MSP事業は、（i）日本国内において、法人顧客またはパートナー（MVNO、金融機関、決済代行業者、システムインテグレーター、メーカー等）にモバイル・ソリューションを提供する「MSP事業（日本）」及び（ii）米国において、法人顧客（金融機関等）またはパートナー（システムインテグレーター等）にモバイル・ソリューションを提供する「MSP事業（海外）」として展開しています。

（i）MSP事業（日本）

法人顧客またはMVNO、金融機関、決済代行業者、システムインテグレーター、メーカー等のパートナーに対して、各顧客またはパートナーの要望に応じたモバイル・ソリューションを提供する事業です。

当社は、「MSP事業（日本）」において、多くのモバイル・ソリューションを企画・開発していますが、代表例として、デュアル・ネットワーク製品による固定通信の無線通信への置き換えがあります。デュアル・ネットワーク製品は、複数の携帯電話事業者の回線によるモバイル専用線を冗長構成したもので、主回線に障害が発生した場合は自動的に副回線に切り替わり、常に通信を維持することができるものです。無線通信は、固定通信に比べて導入及び維持のためのコストを抑えることができますが、セキュリティ、エリアカバレッジ、安定した通信の確保等が課題となっていました。デュアル・ネットワーク製品は、無線通信によってコストを抑えつつ、専用線の冗長化により、安定した通信を確保することができます。

また、当社は、決済代行業を営むパートナー企業との協業により、当社のモバイル専用線と専用タブレット端末を組み合わせて、クレジットカードの非対面加盟店におけるクレジットカード情報の非保持化を支援するサービスを提供しています。このサービスは、2018年6月の割賦販売法の改正を受け、クレジットカードの非対面加盟店がクレジットカード情報の非保持化を実現するためのソリューションとしてご利用いただいています。

さらに、当社は、企業や教育機関等に対し、ローカル5G向けのSIMを提供しています。ローカル5Gは、通信事業者ではない企業や教育機関、自治体等が独自の5Gネットワークを構築して運用するものですが、ローカル5Gの運営者がSIMを用意するため、通信事業者のサポートが必要です。当社は、日本及び米国で培った技術及びノウハウを活用し、ローカル5Gを構築・運用する企業や教育機関等を支援しています。

(ii) MSP事業（海外）

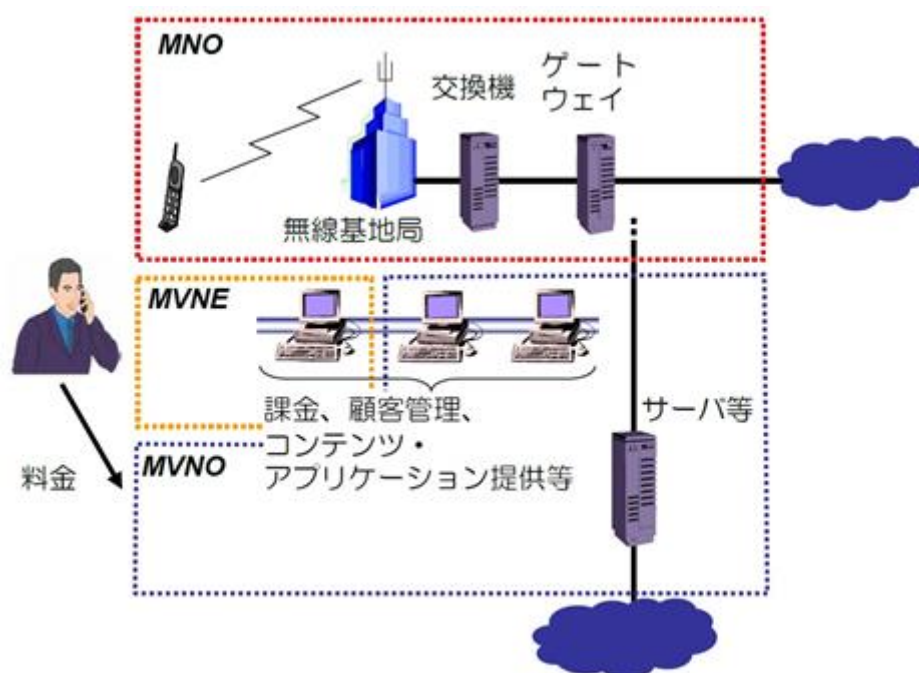
当社の連結子会社で主に米国においてMVNO事業を展開するJCI US Inc.が、Verizon Wirelessのモバイル通信ネットワーク等を活用し、当社グループが開発したサービスと組み合わせて、金融機関等の法人顧客またはシステムインテグレーター等のパートナーのイネイブラーとして、パートナーに対して、各パートナーの要望に応じたモバイル・ソリューションを提供する事業です。

JCI US Inc.は、米国及びカナダで、金融情報やPOSデータなど、極めて重要な情報をやりとりする顧客に、VPNを使用しないモバイル専用線サービスを提供しています。このサービスの強みは、ATM（現金自動支払機）等の端末から決済センターまでのEnd to Endを無線の専用線で完結させることで、インターネットに出ることなく、強固なセキュリティを確保した通信サービスを提供することができることです。当社グループは、「MSP事業（海外）」において、ATMを中心に、POS（店頭端末）、自動販売機、KIOSK（設置型情報端末）、店舗内設置型銀行金庫など、モバイル専用線サービスの利用用途を拡大しています。

また、JCI US Inc.は、CBRS（市民ブロードバンド無線サービス）向けに「ハイブリッドSIM」（ローカル基地局及び携帯電話事業者の基地局の両方を使うことができるSIM）を提供しています。

- (注) 1. モバイル通信ネットワークとは、携帯電話等の移動体通信で使用される無線ネットワーク網をいいます。
2. MVNO（Mobile Virtual Network Operator：仮想移動体通信事業者）とは、MNO（Mobile Network Operator：移動体通信事業者）が保有する無線ネットワークを利用し、独自のサービスを企画・構築し、独自の販売ルートでサービスを提供する事業者をいいます。
3. MVNE（Mobile Virtual Network Enabler）とは、MVNOとの契約に基づき、当該MVNOの事業の構築を支援する事業を営む企業をいいます。
4. モバイル専用線とは、当社が提供するサービスの名称で、モバイル通信ネットワークによる専用線サービスをいいます。
5. ローカル5Gとは、通信事業者が全国に展開する第5世代移動通信システム（5G）とは異なり、通信事業者ではない企業や自治体が、特定の建物、敷地、企業、工場、自治体等の限られた地域で独自の5Gネットワークを構築して運用するシステムをいいます。

MVNO/MVNE概念図



出典：MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン（総務省、2025年3月最終改定）に掲載されている図に基づく

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有 (被所有) 割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
(連結子会社)						
JCI US Inc. (注1)	米国コロラド州 イングルウッド	(US\$) 424.34	米国の携帯網を使用するMVNO事業	100.0	—	モバイル通信サービスに関する提携、技術及びサービスの開発委託並びに当社サービスの一部の運用委託役員の兼任あり
コントゥアー・ネットワークス・ジャパン株式会社 (注2)	東京都港区	(千円) 50,000	ネットワーク・セキュリティに関するソリューションの開発及び販売	100.0 (100.0)	—	モバイル通信サービス及びセキュリティ・ソリューションに関する提携
クルーシシステム株式会社 (注3)	東京都港区	(千円) 150,000	電気通信事業にかかるオペレーション業務の受託	100.0	—	電気通信事業にかかるオペレーション業務の委託借入金あり
JCI Europe Communications Limited (注3)	アイルランド ダブリン	(ユーロ) 500,000	欧州の携帯網を使用するMVNO事業	100.0	—	モバイル通信サービスに関する提携役員の兼任あり借入金あり
my FinTech株式会社 (注3)	東京都港区	(千円) 280,052	インターネット取引のための認証プラットフォームの構築及び運営	71.1	—	FPoS事業に関する提携役員の兼任あり
セキュアID株式会社	東京都港区	(千円) 25,000	日本及び海外向けサブSIM及び関連ソリューションの開発及び販売	51.0	—	セキュリティ・ソリューションに関する提携
(持分法適用関連会社)						
H.I.S.Mobile株式会社	東京都港区	(千円) 50,000	日本国内の携帯網を使用するMVNO事業	40.0	—	モバイル通信サービスに関する提携役員の兼任あり

- (注) 1. 当社は、当連結会計年度においてJCI US Inc.に対する貸付金等の債権を放棄したため、JCI US Inc.に対する貸付金が消滅しました。
2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数です。
3. 特定子会社に該当します。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（名）
全社（共通）	143 [27]

- (注) 1. 従業員数は就業人員です。なお、臨時従業員数は年間の平均人員を〔 〕に外数で記載しています。
2. 当社グループの事業は「モバイル通信サービス及びモバイル・ソリューション」の単一セグメントであるため、従業員数は「全社（共通）」としています。

(2) 提出会社の状況

2025年3月31日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
125 [27]	40.5	9.3	7,949

- (注) 1. 従業員数は就業人員です。なお、臨時従業員数は年間の平均人員を〔 〕に外数で記載しています。
2. 当社の事業は「モバイル通信サービス及びモバイル・ソリューション」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しています。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されていませんが、労使関係は円満に推移しています。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当社及び当社連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）によりこれらの項目の公表義務を負う事業主ではないため、記載を省略しています。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりです。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

(1) 経営の基本方針

当社は、「安全・安心にビットを運ぶ」という使命（ミッション）を実現するため、モバイル通信サービス及びモバイルソリューションサービスを提供し、当社の特許技術であるデジタルID（FPoS）により本人性及び真正性を担保した通信基盤及び認証基盤を提供する事業（以下、「FPoS事業」という）を展開しています。FPoSは、金融庁から金融取引の安全性の確保や利便性の向上に資することが認められた技術です。当社は、モバイル通信サービスにおいて、2024年2月に株式会社NTTドコモ（以下、「ドコモ」という）とドコモの音声・SMS網との相互接続に合意し、当該接続による新サービスを2026年5月に開始する予定です。これにより、当社はネオキャリアとしての新たな事業展開が可能となり、2034年には1,000万回線の提供を想定しています。また、FPoS事業においては、技術的な安全性に加えて、電子署名法の認定による制度的な信頼性についての評価が浸透してきたことから、等比級数的な成長が見込まれており、2034年には1億件の電子証明書の提供を想定しています。当社は、これらのサービス及び事業により、2034年において、国内売上2,400億円、税引き後当期純利益360億円のレベルを想定しています。まずは、2026年5月に向けてドコモの音声・SMS網との相互接続の準備を進め、同時に認知度を向上させるための施策を通して顧客基盤の拡大に努めるとともに、FPoSの評価定着及び事例拡大に努めてまいります。

(2) 経営環境及び経営戦略

① モバイル通信サービス（MVNO/MVNE事業）について

当社は、2020年6月の総務大臣裁定を受け、2020年7月に大手携帯電話事業者と同等の音声定額プランを提供する「日本通信SIM」を発売して以来、契約回線数及び四半期売上ともに成長を続けています。

当社は、「日本通信SIM」の成長を加速させるための認知度向上策として、当連結会計年度に当社として初めてのテレビコマーシャル（「これ以上、引けない。290円」編）を実施し、インターネットでも同様の広告を展開しました。

また、当社は、「日本通信SIM」の競争力を強化するため、2024年9月30日から「合理的みんなのプラン」と「合理的30GBのプラン」の料金を据え置いたままでデータ容量を増量しました。

これらの施策により、「日本通信SIM」は比較サイト及びSNS等で取り上げられ、商品性及び価格競争力が高く評価されています。

なお、「日本通信SIM」の音声通話サービスは、業界最安値でありながら、MVNOの多くが採用しているプレフィックス方式ではなく、大手携帯電話事業者と同等の通話品質のサービスを提供しています。

当社は、「通信品質」「料金プラン」「手続き・サポート対応」を重視し、お客様の満足度を上げることに注力しており、株式会社J.D. パワー ジャパンが実施した2024年携帯電話サービス顧客満足度調査MVNO部門において、総合満足度第1位を受賞しました。

「日本通信SIM」の売上は、認知度の向上及び商品性の評価により、個人・法人ともに契約回線数が順調に伸長しており、当社の成長を牽引しています。

また、当社は、2022年6月にドコモに音声・SMS網との相互接続を申し入れ、2024年2月にドコモと相互接続について合意しましたので、ドコモの音声・SMS網との相互接続に基づく新サービスを2026年5月（予定）に開始することを目指しています。当社は、当社の音声通信サービスのコアシステムをプライベートクラウド上で仮想化することで、サービスの柔軟性を高めるとともに構築コストを抑えることを計画しています。当社は現在、システムを構成するソリューションの選定を進めており、ng-voice GmbH（ドイツ、ハンブルクに本社を置く通信ソフトウェアプロバイダー）のほか、いくつかの海外ベンダーと契約を締結いたしました。

② モバイルソリューション（MSP事業）について

モバイルソリューション（MSP事業）のうちローカル携帯網による通信（ローカル4G/5G）事業は、先進的な事例の多い米国で実績を作り、その経験を生かして日本で展開することを目指しており、当社米国子会社は、米国市場で、ローカル携帯網との接続に使用するSIMを提供する事業を進めています。

2023年12月に公表したとおり、当社の米国子会社のJCI US Inc.（以下、「JCIUS」という）は、米国ユタ州とCBRS（ローカル4G/5G）の教育及び遠隔医療ネットワークへの導入をユタ州全体で実現するための契約を締結しました。これは、JCIUSが、当社のセキュアLTEネットワークゲートウェイプラットフォーム（NGP）サービスを主要なサービスとして商業提供する契約を、米国ユタ大学、及び、ユタ教育及び遠隔医療ネットワーク（Utah Education and Telehealth Network、以下「UETN」という）を通じて米国ユタ州と締結したものです。この契約で構想されているローカル4G/5Gネットワークは、Wi-Fiのサービス要件を置き換えて拡張し、ユタ大学とUETNが実装する高速ブロードバンドサービスの現在及び将来のユーザーに安全な（プライベート/クローズド）ネットワークを提供するものです。JCIUSは、ユタ州の人々のネットワークへの接続性を高めるために必要なすべてのSIM及び/または他のハードウェア・セキュリティ・モジュール（HSM）を提供します。

当社は、米国子会社を通じてローカル携帯網による通信（ローカル4G/5G）事業に関する技術及びノウハウを蓄積し、これらを活用することで、日本のパートナー企業や顧客企業が設置するローカル携帯網に接続することのできるSIMを提供しています。当社は、引き続き、日本及び米国で知見を蓄積し、これらを活用して、ローカル4G/5G事業の導入事例を積み上げてまいります。

なお、ドコモの音声・SMS網との相互接続による新サービスの提供には、これまで培ってきた米国でのSIM認証技術及び認証基盤を活用していきます。

③ FPoS事業について

社会・経済の多くの分野でデジタル・トランスフォーメーション（DX）が進められる中、デジタルIDの重要性があらためて認識されていますが、当社は、当社が特許を取得しており、金融庁から金融取引の安全性の確保や利便性の向上に資することが認められた技術であるFPoSを利用してスマートフォンで利用できるデジタルIDを構築し提供する事業を推進しています。FPoSによる認証は、i）お客様のマイナンバーカードのICチップに搭載されている秘密鍵と電子証明書によって確実な身元確認を行ったうえで、ii）電子署名法による認定を受けた電子認証局がお客様のスマートフォン（iPhone及びAndroid）に内蔵されているハードウェア・セキュリティ・モジュール（HSM）内で秘密鍵を生成するとともに電子証明書を発行し、iii）電子証明書に記録されている公開鍵と秘密鍵との組み合わせで、お客様の本人性（本人に間違いがないこと）と真正性（本人の意思が改ざんされていないこと）を担保するものです。

すなわち、FPoSによる認証はマイナンバーカードをトラストアンカーとしており、マイナンバーカードと同等の高度なセキュリティを備えています。マイナンバーカードは、行政手続きにおけるデジタルIDとして利用することができますが、FPoSは、行政手続きを含む幅広い分野で、自治体や事業者デジタルID・認証基盤として利用していただくことができます。

なお、スマートフォンのアプリでサービスを利用する場合、お客様のデータ（個人情報を含む）がなりすまし、または改ざんされるおそれがあるという問題がありますが、FPoSには、なりすまし、または改ざんされるおそれはありません。また、お客様のデータ（個人情報を含む）が連携される事業者をお客様自身で管理することが難しいという問題もありますが、FPoSは、お客様の個人情報の提供先を一覧で表示し、お客様自身で個人情報の提供を許諾または許諾を取り消すことができる機能（「ダイナミック・オプトイン」）を搭載しており、お客様のデータ（個人情報を含む）が連携されている事業者をお客様が確認し管理することが容易です。

当社は、このようなFPoSの可能性を実証するため、前橋市並びに民間企業及び大学による官民連携会社であるめぶくグラウンド株式会社に協力しており、めぶくグラウンド株式会社は、2022年10月から、FPoSの技術を利用したデジタルIDである「めぶくID」を発行する「めぶくアプリ」を運営しています。

「めぶくID」は、他のID等に比べて圧倒的に高度なセキュリティを備えているだけでなく、事業者をまたいでデータ連携ができ、かつどの事業者にもどのようなサービスにおいてデータ連携できるかを「ダイナミック・オプトイン」機能で提供していることが、多くの自治体、企業、組織等に高く評価いただいています。

さらに、2023年12月には、「めぶくID」及び「めぶくアプリ」により、前橋市の電子地域通貨である「めぶくPay」のサービスが開始しました（前橋市及びめぶくグラウンド株式会社により2023年9月発表）。「めぶくPay」は、決済データが地域に残り、地域で活用されることで地域社会に還元されることを最優先して設計開発されています。「めぶくID」及び「めぶくPay」は、社会及び経済のデジタル化による恩恵を地域が享受することのできる取組みであり、社会課題を解決することのできる有効な手段になりうると考えています。

なお、前橋市の出産・子育て応援給付金は、「めぶくPay」で給付することができます。これは、「めぶくID」による高度なセキュリティ、及び、「ダイナミック・オプトイン」機能による本人同意の取得により、個人情報を安全確実にデータ連携できることから実現したものです。

当社は、2024年5月に、FPoSの中核機能である、身元確認、本人認証、データ連携の機能を部品化した「FPoSライブラリ」をリリースしました（2024年5月24日付当社公表資料をご参照ください）。また、2024年10月には、FPoSによる「my電子証明書」において、マイナンバーカードに記載された基本4情報（氏名、住所、生年月日及び性別）に変更があった場合に本人の同意を得て変更後の情報を取得する業務実施方法について、電子署名法に基づく認定を受けました（2024年10月7日及び8日付当社公表資料をご参照ください）。

当社は、これらを受け、2025年2月、当社子会社であるmy FinTech株式会社、及びめぶくグラウンド株式会社等との提携により、スマートフォンアプリの開発用ソフトウェアモジュールとして「デジタル認証モジュール」の提供を開始いたしました（2025年2月14日付当社公表資料をご参照ください）。

スマートフォン用アプリを使ってサービスを提供する事業者の方は、「デジタル認証モジュール」を自社のアプリに組み込むことで、当該アプリに、めぶくIDと同じレベルの身元確認、本人認証、データ連携の機能を搭載することができ、併せて、マイナンバーカードに記載された基本4情報に基づくデジタルIDを利用することができるようになります。これにより、スマートフォンでインターネットを利用する場合の「安全性」及び「データ連携の困難さ」という2つの課題を解決することができます。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社は、上記を踏まえ、以下の事項を優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題として認識しています。

① 公正な競争環境の確保のための取組み

当社は、創業以来、お客様のニーズに合った多様なサービスの提供を可能とし電気通信事業を成長・発展させることのできる事業モデルとしてMVNO事業を提唱しており、MVNO事業の成立後は、MNOとMVNOとの間で公正な競争環境を確保するための取組みを進めています。

当社は、2007年の総務大臣裁定により、ドコモのデータ通信網との相互接続を実現しました。一方、音声網との接続は、携帯電話番号（090番号等）の付与対象をMNOのみとする規制等により、実現できず、ドコモから卸提供を受けてお客様に提供しているところ、MNOがMVNOに提供する音声通話サービスに係る卸電気通信役務の料金は10年以上据え置かれていたため、MVNOがMNOと競争することのできる事業環境ではありませんでした。

そのため、当社は、2019年に2度目の総務大臣裁定を申し立て、2020年6月の裁定により、ドコモが当社に提供する音声通話サービスに係る卸電気通信役務の料金について、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を超えない額で設定するものとされました。

これにより、ようやくMNOと競争することのできる環境が整い、当社は、2022年3月期から4期連続で黒字を継続しております。

なお、2021年12月に、総務省の情報通信審議会において、携帯電話番号（090番号等）をMVNOにも付与する方針が示されたことを受け、当社は2022年6月にドコモに音声・SMS網の相互接続を申し入れ、2024年2月にドコモと相互接続について合意しました。当社は、データ通信網と音声・SMS網の両方を相互接続で調達することで安定した事業基盤を確保し、携帯基地局は保有しないものの、MNOと同等のサービスを提供することのできる「ネオキャリア」を目指します。まずは、ドコモの音声・SMS網との相互接続に基づく新サービスを2026年5月（予定）に開始するため、総務省からの携帯電話番号の取得、当社における音声・SMS網の構築、さらに当社独自SIM等の開発等を可能な限り迅速に進めてまいります。

公正な競争環境の確保は、MVNOが本来の目的を果たして成長するための最大の課題であり、当社は、引き続き、MNOとMVNOとの間の公正な競争環境の確保に取り組んでまいります。

② MVNO事業モデルの進化による安定的な収益の確保

当社が今後も安定的に収益を確保するためには、公正な競争環境の確保のための取組みを進めつつ、MVNO事業モデルを進化させることが必要です。

まず、モバイル通信サービス（MVNO事業）の月額課金商品については、2020年7月に「日本通信SIM」のブランドで発売した音声定額プランが多くのお客様の支持を獲得し、2021年3月期下半期以降の収益に大きく貢献しています。MVNO事業は、MNO4社及び多数のMVNOにより今後も激しい価格競争が想定されますが、当社は2020年6月の総務大臣裁定により、ドコモが当社に提供する音声通話サービスに係る卸電気通信役務の料金について、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を超えない額で設定するものとされているため、当面の間、MNO及び他のMVNOに対抗することのできる競争力を確保しています。

当社は、「日本通信SIM」ブランドの競争力を維持するため、利便性の向上による他のMVNOとの差別化を図っています。2022年4月には、スマートフォン等に内蔵されているeSIMへの対応を開始し、2023年1月からは、携帯電話不正利用防止法に基づく本人確認においてマイナンバーカードに格納された電子証明書による方法を導入したほか、2023年5月には、MNPワンストップ方式にも対応しました。さらに、「日本通信SIM」の各プランは、月額基本料金を据え置いたままデータ容量を増量するなど、商品力も強化しています。当連結会計年度においては、2024年6月から同年8月に当社として初めてのテレビコマーシャルを実施し、インターネットでも同様の広告を展開するなど、「日本通信SIM」ブランドの認知度向上にも努めました。

また、モバイル通信サービス（MVNO事業）のプリペイド商品については、新型コロナウイルスの影響下で訪日旅行者向け商品の売上が減少していましたが、前連結会計年度以降においては、コロナ後の本格的な回復が認められるため、eSIMへの対応を開始し、売上の回復を目指します。

以上の取組みにより、当社は、引き続き、MVNO事業モデルを進化させ、安定的な収益を継続して確保することを目指します。

③ 中長期的な成長のための取組み

当社は、安定的な収益を継続して確保する一方で、中長期的に成長するための取組みとして、FPoS事業及びモバイル・ソリューション（MSP事業）のうちローカル携帯網による通信（ローカル4G/5G）事業に注力しています。

まず、FPoS事業については、2018年11月に設立したmy FinTech株式会社において、スマートフォンに秘密鍵及び電子証明書を搭載する「my電子証明書」サービスについて、2021年11月10日に、電子署名法に基づく特定認証業務の認定を受けました。現在は、FPoS事業を実際のビジネスに落とし込んでいく段階となっていますが、前連結会計年度においては、前橋市において、めぶくグラウンド株式会社に協力して、2023年12月に、同市の電子地域通貨である「めぶくPay」のサービス提供を開始しました。さらに、当社は、2024年5月にFPoSの中核機能である身元確認、本人認証、データ連携の機能を部品化した「FPoSライブラリ」をリリースし、2024年10月にはFPoSによる「my電子証明書」において、マイナンバーカードに記載された基本4情報（氏名、住所、生年月日及び性別）に変更があった場合に本人の同意を得て変更後の情報を取得する業務実施方法について、電子署名法に基づく認定を受けました。なお、FPoSが備えている高度な安全性は、当初想定していた金融取引に限らず、社会全体で利用されるデジタルIDとしての役割を期待されるようになっていきます。今後は、FPoSの利用地域及び利用分野の拡大に向けて取り組んでまいります。

また、ローカル4G/5G事業は、当社米国子会社であるJCI US Inc.が、ローカル携帯網との接続に使用するSIMを米国市場で提供しており、2023年12月には、米国ユタ州とCBRS（ローカル4G/5G）の教育及び遠隔医療ネットワークへの導入をユタ州全体で実現するための契約を締結しました。当社は、これらの知見を活用して、ローカル4G/5G事業の導入事例を積み上げてまいります。

④ 優秀な人材の確保及び育成

上記①から③のいずれの取組みにおいても、多種多様な調査や企画、さらに技術開発や事業開発が必要であり、これを担うことができる人材の確保及び育成が極めて重要となります。例えば、FPoS事業においては、金融業界に関する法律、制度、経営課題、技術課題等、顧客の事業領域に対する一定の知見が必要です。そのため、当社グループは、優秀な人材の採用を進めるとともに、採用した人材に会社の優先順位に応じた多様な業務を担当させることによって、様々なノウハウや技術を身に付けさせるとともに、必要な資格を取得させるなど、人材への投資を推進しています。当社が取り組んでいる課題はいずれも前例のないもので、手本となる企業が存在するものではありませんが、当社は、創業時からMVNO事業モデルを定着させる今日までの道のりにおいて、前例のない環境で培った経験及びノウハウがあるため、これらを活用して人材の育成を進めます。

当社は、「安全・安心にビットを運ぶ」という使命（ミッション）を実現するために、上記の課題に取り組みながら、モバイル通信サービス、モバイル・ソリューション及びFPoS事業を成長させる計画です。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりです。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

(1) ガバナンス

当社の取締役会は、業務執行取締役からの独立性を確保した社外取締役が過半数を占めており、法令及び定款に定められた事項並びにその他の重要事項を決定するほか、業務執行取締役による職務の執行を監督する機能を果たしています。当社の取締役会は、毎四半期において、業務執行取締役から業務執行の状況の報告を受け、人的資本・知的財産への投資をはじめとする経営資源の配分や事業ポートフォリオに関する戦略の実行が、当社の持続的な成長に資するものであるのか、実効的に監督しています。当社は新たな領域で事業を展開しているため、人的資本及び知的財産への投資は重要な課題であり、取締役会において活発に議論されています。

当社の業務執行は、業務執行取締役で構成する代表取締役会（RDM）が行っておりますが、そもそも当社は、電気通信事業に公正な競争を持ち込み、電気通信事業の健全な発展を実現するために創業したものであり、近年においては、「安全・安心にビットを運ぶ」ことを自らの使命（ミッション）として事業を展開しています。したがって、当社の業務執行はサステナビリティと一体のものであり、下記「(3) 戦略」に記載のとおり、業務執行の一環として、サステナビリティへの取組を進めています。

(2) リスク管理

当社グループのリスク管理に関する事項の審議及び方針の決定は、当連結会計年度においては、RDMによる電話会議並びに代表取締役社長及び執行役員による会議で行っています。当社グループは、当連結会計年度においては、RDMによる電話会議を原則として毎日行い、代表取締役社長及び執行役員による会議を原則として毎週行うことで、事業の進捗状況及び財務状況の報告と併せて、当社グループのリスク管理の観点から、ネットワーク、オペレーション及びその他の業務に関する課題を確認し、人的資本等の経営資源の配分や経営戦略に関する議論を行っています。

また、内部監査室は、内部監査の一環として、監査役と連携のうえ、各担当部門の日常的なリスク管理状況を確認し、必要に応じて、代表取締役社長に報告しています。

(3) 戦略

当社グループは、短期、中期及び長期にわたり当社グループの経営方針・経営戦略等に影響を与える可能性があるサステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するために、以下の取組を行っています。

<気候変動などの地球環境問題への配慮>

当社は、電気通信事業に公正な競争を持ち込み、電気通信事業の健全な発展を実現するために創業し、「安全・安心にビットを運ぶ」ことを自らの使命（ミッション）として事業を展開しています。また、中長期的な成長ドライバーであるFPoS事業では、信頼性の高いデジタルIDの提供を支援することで、社会全体のデジタル化を推進します。

人間活動が地球環境にもたらす影響が課題となっている中、社会経済活動における人や物の移動に伴う環境への負荷を軽減し、コミュニケーションの手段を提供する通信事業者の役割は非常に大きいものとなっています。当社は、このような観点で、合理的な携帯電話料金の提供、安全な通信の提供、さらに安全・安心なデジタルIDの提供に取り組んでいます。

<人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇>

当社は、経営陣が当社としての全体最適を追求し、機動的かつ実効的に管理・監督するため、組織の階層を少なくしたうえで、従業員が自己の主要な業務以外に優先順位に応じた別の業務を担当する人事制度を採用しています。そのため、社内業務の透明性が高く、各部門が閉鎖的に細分化されることのない組織であり、ハラスメント等の人権問題が発生しにくい就業環境となっています。

また、当社は、従来から、時間外勤務の削減及び休暇取得の推奨に取り組んでいますが、新型コロナウイルス感染症の拡大時においては、テレワークを原則とする勤務体制及び時差出勤を許容する制度を導入するなど、従業員の健康・労働環境に配慮しています。

なお、当社は、上記のとおり組織の階層が少なく、各部門が閉鎖的に細分化されることのない組織であるため、性別、国籍、新卒・中途採用等の区別なく、当該人材の能力及び適性に応じて公正・適切に処遇することは、業務を円滑に遂行するうえでも不可欠な要素となっています。

<取引先との公正・適正な取引>

当社は、取引先との取引にあたっては、法務部門及び財務部門が取引内容を査閲し、必要に応じて外部の専門家の助言を得て承認する体制をとることで、公正・適正な取引を確保しています。

<自然災害等への危機管理>

当社は、耐震構造または免震構造を有し停電対策を備えた施設にデータセンターを収容しており、複数の拠点（東日本及び西日本）にデータセンターを設置することでリスクの分散化を図っています。当社は、データセンター内のネットワークシステムの稼働状態を終日監視し、継続的に通信状態をテストすることで障害等の発生を可能な限り早く感知することに努めています。また、携帯電話事業者との障害連絡体制を整え、障害発生時に極力短時間で復旧させるための準備態勢を整えています。

また、当社は、群馬県北群馬郡吉岡町にオペレーションセンターを開設し、本社（東京都港区）及び吉岡オペレーションセンターの2か所で通常業務を行うことのできる体制を確保しています。今後は、当社の事業継続計画（BCP）の一環として、災害時には、同センターでネットワークのオペレーション並びに決算及び開示等を継続することができるよう、同センターに第2本社としての機能を構築していきます。

<人的資本への投資>

当社は、「安全・安心にビットを運ぶ」ことを自らの使命（ミッション）として新たな事業領域を開拓しており、人材育成のための人的資本への投資は、企業価値の向上に直結します。当社は、専門的な知識または技能については、社外の講座等を受講することで習得させていますが、基本的には、以下の人事制度により、従業員が社内の業務を通じて自ら成長することを重視しており、そのための社内的なサポートを人的資本への投資としてとらえています。

当社の人事制度は、組織の階層を少なくしているため、従業員はその意欲及び能力に応じて、より多くの責任を担う業務を担当することができます。また、従業員は自己の主要な業務以外に優先順位に応じた別の業務を担当するため、社内の業務を横断的に理解することができます。当社の従業員は、このような人事制度により、社内業務において幅広い経験を積み重ねることで、より高度な判断ができる人材に成長することが期待されています。

<人材の多様性の確保>

当社は、企業において人材の多様性を確保することは、長期的な企業価値の向上に資するものと考えています。また、当社の創業者である代表取締役会長三田聖二は、米国及びカナダで教育を受け、米国の代表的なグローバル企業での経営経験を経て当社を創業しました。そのため、当社は、創業時から、グローバルな人材戦略に基づき、採用、配属、管理職または中核人材の登用等において、性別、国籍、新卒・中途採用等の区別なく、当該人材の能力及び適性に応じて行っています。

<知的財産への投資>

当社は、事業を積極的に展開するために必要な特許及び商標について、日本、米国及びその他の地域において、適切な時期に十分な範囲で確保するように努めています。

(4) 指標及び目標

当社グループは、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する当社グループの実績を長期的に評価、管理及び監視するために用いられる指標及び目標は、特段設定しておりません。

また、当社グループは、上記「(3) 戦略」に記載した人的資本への投資及び人材の多様性の確保についても、当社グループの事業環境及び当社グループに属する各人材の就労状況を踏まえ、その時点で最適な方法を選択する方針であり、特段の目標は設定しておりません。ただし、従業員の健康・労働環境への配慮については、当社グループは、2023年6月8日から2026年3月31日までの期間で全従業員の月平均時間外勤務時間を10%減少させる行動計画を策定しており、2023年3月期の全従業員の月平均時間外勤務時間の実績（11.4時間）に対して、2024年3月期の全従業員の月平均時間外勤務時間の実績は7.05時間（38%減少）、当連結会計年度（2025年3月期）の月平均時間外勤務時間の実績は8.84時間（22%減少）となりました。また、男性従業員の育児休業については、当社グループの事業及び各人材の就労状況に与える影響がコントロール可能なものであるため、対象者の全員が取得することを推奨しています。

3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクとしては以下のようなものがあります。必ずしもそのようなリスクに該当しない事項についても、投資者の投資判断上重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に記載していますが、当社株式への投資に関連するリスクのすべてを網羅するものではありません。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

(1) 市場について

① 技術の進歩及び制度の整備について

当社は創業以来、モバイル通信の市場で事業を展開しています。モバイル通信は、スマートフォンやタブレット端末の普及とともに社会に不可欠なものとなりましたが、同時に、セキュリティやプライバシーに関わる課題が広く認識されるようになっていきます。モバイル通信の活用範囲を広げて市場規模を拡大するには、セキュリティやプライバシーの課題を技術及び制度の両面で解決し、誰もが安全・安心に通信を利用できるようにする必要があります。

セキュリティの技術は日進月歩の発展を遂げているため、技術的な課題はいずれ克服されていくものと考えますが、技術の進歩が停滞または遅延した場合には、当社グループが事業を展開する市場規模の拡大も停滞または遅延する可能性があります。また、プライバシーの確保等の制度的な課題は行政及び電気通信事業者が共通の問題意識を持って取り組むことで整備されていくものと考えますが、制度の整備が停滞または遅延した場合には、当社グループが事業を展開する市場規模の拡大も停滞または遅延する可能性があります。いずれの場合も、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

② 訪日旅行者向け商品の市場について

当社は、モバイル通信サービスのプリペイド商品において訪日旅行者向け商品を販売していますが、当該商品の販売は当該旅行者数の増減に左右されるため、国際的な社会経済の状況に大きく影響されます。国内外で大規模な自然災害が発生した場合、世界的な感染症が流行した場合、国際関係が悪化した場合、為替レートが急激に変化した場合、世界経済の後退が深刻化した場合などは、訪日旅行者数が減少し、当社の訪日旅行者向け商品の販売が低迷するため、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、2020年1月以降は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により訪日旅行者数が大幅に減少し、2020年3月期第4四半期以降、訪日旅行者向け商品の売上はほとんど見込めない状態が続いていましたが、当連結会計年度においては、訪日旅行者数が新型コロナウイルス感染拡大以前の数値に回復しているため、当社グループは、同商品をeSIMに対応させるなどにより競争力の維持・強化を図り、売上の回復を目指します。

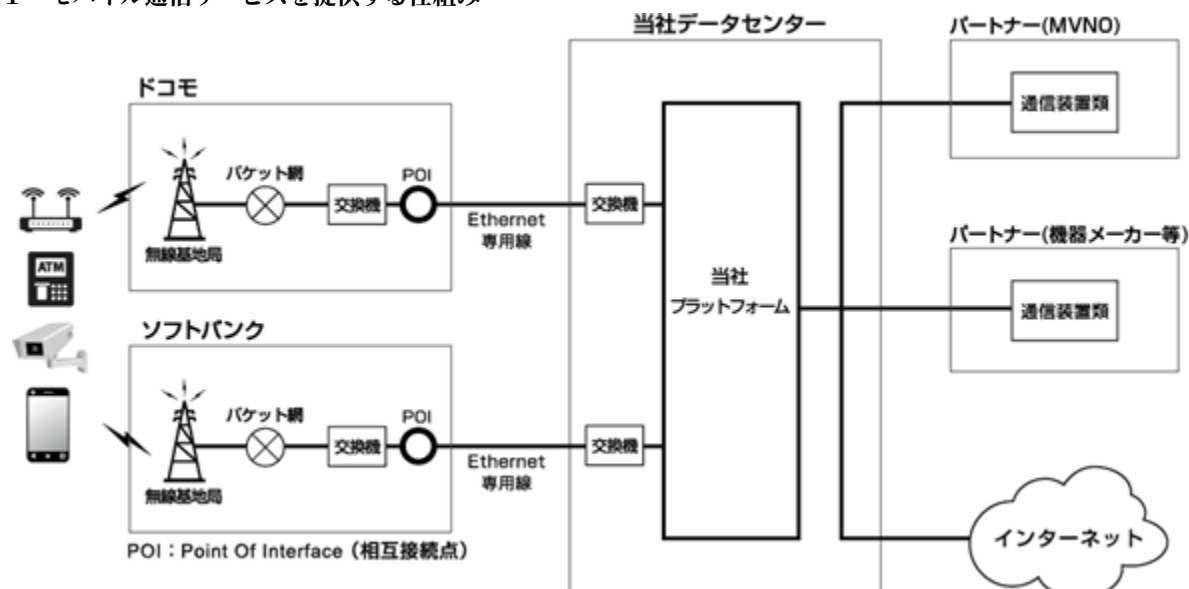
(2) 当社サービスの仕組みについて

① モバイル通信網等について

当社は、携帯電話事業者から調達したモバイル通信サービスを活用して、音声通話サービス、セキュリティ技術、各種アプリケーションまたは通信端末等を組み合わせることで当社独自の通信サービスを設計し、一般消費者を含む様々な顧客層及びパートナー企業にモバイル通信サービス及びモバイル・ソリューションを提供しています。

当社サービスの中核となっているのはモバイル通信サービスですが、現時点において、モバイル通信サービスを提供する仕組みは、下図のとおり、ドコモ及びソフトバンクのモバイル通信網等のネットワーク（以下、「モバイル通信網等」という）、専用線接続部分並びに当社グループの複数のデータセンター等から構成されています。なお、当社グループのデータセンターにおける主要なシステムは、株式会社インターネットイニシアティブ等が運営するデータセンター内に収容しています。

図1 モバイル通信サービスを提供する仕組み



モバイル通信サービスを提供する仕組みのうち最も主要な部分は、携帯電話事業者のモバイル通信網等ですが、これは、当社が携帯電話事業者と締結した契約に基づいて調達しています。

従って、当社が携帯電話事業者とモバイル通信網等を調達する契約を締結することができない場合は、当社はモバイル通信サービスを提供することができません。また、当社が携帯電話事業者とモバイル通信網等を調達する契約を締結した場合も、当社が当該契約を同様の条件で継続することができる保証はなく、当該契約が携帯電話事業者によって解除される等により終了した場合は、当社はモバイル通信サービスの提供を継続することができない事態に陥ります。

当社は、携帯電話事業者が積極的に訴求しない分野での潜在需要を喚起する等により、通信市場全体の拡大を図り、携帯電話事業者に対する交渉力の維持・増強に努めています。しかし、当社が将来にわたり携帯電話事業者との契約を更新することができるという保証、または、従前と同様の条件で調達を受けられるという保証はなく、今後、調達条件の改善に成功するという保証もありません。さらに、携帯電話事業者の事業方針の変更等により、当社が従前より不利な条件での調達を余儀なくされる可能性があるほか、携帯電話事業者自身が顧客にとってより魅力的な自社サービスを展開し、それを当社に対する提供条件には反映させないこと等により、当社と携帯電話事業者との契約が維持されたとしても、結果的に当社サービスの競争力が失われる事態となる可能性もあります。当社が携帯電話事業者からの調達条件を維持もしくは改善することができなかった場合、または携帯電話事業者からの調達条件が悪化した場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社は、上記のリスクを最小限に留めるため、携帯電話事業者からデータ通信のモバイル通信網等を調達するにあたっては、電気通信事業法上の制度である相互接続に基づく契約を締結し、安定した事業基盤を確保するために最大限の努力をしています。そのため、次世代のモバイル通信網等を調達する契約を締結することができない可能性、または、既存のモバイル通信網等の調達に関する契約を解除される可能性は、いずれも高いものと認識しています。当社は、携帯電話事業者から音声通話サービスを調達するにあたっては、相互接続より携帯電話事業者の裁量の余地が大きい卸契約によっていますが、ドコモが当社に提供する音声通話サービスに係る卸電気通信役務の料金については、2020年6月の総務大臣裁定により、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を超えない額で設定するものとされています。また、当社は、2021年12月に総務省の情報通信審議会においてMVNOに携帯電話番号を付与する方針が示されたことを受け、2022年6月にドコモに音声・SMS網との相互接続を申し入れ、2024年2月にドコモと相互接続について合意をしており、音声通話サービスの調達においても安定した事業基盤の確保に努めています。

なお、モバイル通信網等の調達にかかわらず、当社グループの今後の事業展開において、携帯電話事業者に依存する側面が大きいことは否定できません。すなわち、当社サービスの利用可能地域の拡大は、携帯電話事業者のモバイル通信網等における通信可能地域の拡大が前提となり、通信速度または通信容量の向上は、携帯電話事業者におけるモバイル通信網等の性能の向上が前提となります。

② モバイル通信網等のネットワーク設備の障害について

携帯電話事業者のモバイル通信網等の維持管理は携帯電話事業者において行われており、当社グループが顧客に当社サービスを確実に提供するためには、携帯電話事業者のモバイル通信網等が適切に機能していることが前提となります。携帯電話事業者のモバイル通信網等が適切に機能していないことにより、当社サービスの全部もしくは一部が停止し、または当社サービスの水準が低下する事態が生じた場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、携帯電話事業者においてモバイル通信網等の適切な維持・管理が行われていた場合でも、アクセスの集中等の一時的な過負荷、外部からの不正な手段による侵入、内部者の過誤、または大規模地震や火山の噴火を含む自然災害、停電もしくは事故等の原因により、携帯電話事業者のモバイル通信網等に障害が発生する可能性があります。このような障害により、当社サービスの全部もしくは一部が停止し、または当社サービスの水準が低下する事態が生じた場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、耐震構造または免震構造を有し停電対策を備えた施設にデータセンターを収容するとともに、複数の拠点（東日本及び西日本）にデータセンターを設置することでリスクの分散化を図っています。さらに、当社グループは、データセンター内のネットワークシステムの稼働状態を終日監視し、継続的に通信状態をテストすることで障害等の発生を可能な限り早く感知することに努めています。また、携帯電話事業者との障害連絡体制を整え、障害発生時に極力短時間で復旧させるための準備体制を整えています。今後は、当社グループの事業継続計画（BCP）の一環として、災害時には、群馬県北群馬郡吉岡町に開設したオペレーションセンターでネットワークのオペレーションを継続することができるよう、同センターに第2本社としての機能を構築していきます。

しかしながら、大規模地震や火山の噴火を含む自然災害、停電または事故等の原因による障害の発生を完全に防ぐことはできません。また、障害が発生した場合、迅速に対処するためには多大なコスト負担が必要となるため、発生した障害の規模等によっては、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、自社で開発したものを含め、多数のネットワーク機器及びコンピュータ・システム（ソフトウェアを含む）を使用しています。これらの機器及びシステムにおいて、過負荷による損耗、不適切な設定、バグ等の不具合（外部から調達する一般的なソフトウェアの不具合を含む）が顕在化した場合には、サービスの全部もしくは一部の停止、またはサービスの水準の低下が生じ、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ ネットワークシステムについて

当社グループが提供するモバイル通信サービス及びモバイル・ソリューションは、モバイル通信網を使用するため、利用場所、利用時間帯、利用時の電波の状況、及び基地局の混雑度等により、通信速度が異なります。また、インターネット接続を利用する場合には、インターネットの通信速度に依存します。さらに、携帯電話事業者から当社グループのデータセンターまでを接続する専用線の通信速度並びにデータセンター内のネットワーク設備及びコンピュータ・システムの処理速度にも依存します。加えて、当社グループのデータセンターから法人顧客までを専用線で接続している場合には、当該専用線の通信速度にも依存します。

当社グループは、現在の顧客数及びその利用実態を把握し、また今後の顧客数及び利用実態を予測することにより、必要かつ十分なネットワークシステムの容量を確保するよう努めています。しかしながら、当社グループが機動的にネットワークシステムの容量を確保することができず、当社グループが確保したネットワークシステムの容量が需要に対して不足した場合には、通信速度が低下する原因となる可能性があり、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

一方、このような事態を回避するために、需要に対して必要以上にネットワークシステムの容量を増強した場合にも、過大な費用が発生することで、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

④ 技術革新について

当社グループが提供するモバイル通信サービス及びモバイル・ソリューションでは、3G・4G・5Gのモバイル通信技術、無線LAN技術、TCP/IPネットワーク技術、マイクロソフトWindowsオペレーティングシステム、認証技術において業界標準となっているRadius認証システム等を使用しています。これらの技術標準等が急激に大きく変化した場合、その変化に対応するための技術開発に多大な費用が生じ、当社グループの収益を圧迫し、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、技術標準等の変化への対応が遅れた場合、または、当社サービスに使用している技術もしくはサービスが陳腐化した場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 事業の内容について

① 通信端末の調達について

当社グループは、モバイル通信サービス及びモバイル・ソリューションで使用する通信端末を複数の企業から調達していますが、調達条件はその時点の市場環境の影響を受けます。

当社グループは、通信端末の調達条件を改善するよう努めていますが、そのような努力にもかかわらず、調達条件が悪化した場合には、事業原価の上昇や通信端末を適時に顧客に供給できないことによる事業機会の逸失により、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

さらに、通信端末に品質上の問題があった場合には、サービスを継続できない等の事態が発生し、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、経済のグローバル化により、世界的な感染症の拡大や国際情勢の変化も通信端末の調達に影響を及ぼします。2020年1月以降は、新型コロナウイルスの感染拡大により、通信端末は長期にわたり品薄状態となり、2022年2月以降は、ウクライナ情勢により、半導体の供給が不足する事態が発生しました。このような事態が長期間継続する場合は、事業原価の上昇や通信端末を適時に顧客に供給できないことによる事業機会の逸失により、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

② 通信端末の陳腐化リスク等について

モバイル通信サービス及びモバイル・ソリューションで使用する通信端末は、通信端末メーカーまたは代理店から調達しますが、最低発注量が大きく、需要に対し過大な発注をせざるを得ない場合もあり、このような場合、在庫の陳腐化リスクを負うことになります。当社グループでは、通信端末メーカーと緊密な情報交換を行い、販売状況を見極めながら必要数量の予測を的確に行うよう努めていますが、調達した通信端末が陳腐化した場合、または発注時期の遅延により適時に顧客に供給できず事業機会の逸失した場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ 通信端末の製造物責任等について

当社は、モバイル通信サービス及びモバイル・ソリューションで使用する通信端末を通信端末メーカーまたは代理店から調達して販売しています。当社は、通信端末を調達するにあたり、品質等の検査を行っていますが、それにもかかわらず、当該通信端末に検収時に判明しない欠陥があり、事故等の被害が生じた場合には、当社は、製造物責任法に基づく損害賠償責任を負う可能性があります。また、製品事故に至らなくても、当該通信端末の技術基準等に問題があった場合は、製品の回収義務を負う可能性があります。これらの場合は、多額のコストが発生するだけでなく、当社グループの信用を大きく毀損し、売上の低下や収益の悪化など、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

④ マーケティング力及び技術開発力について

当社グループの業績は、顧客が求め、または顧客に受け入れられるサービスを的確に把握し、新たなサービスを提供していくこと、すなわち激変する業界にあって迅速に動向を把握し、あるいは予測しながら経営を行っていくためのマーケティング力及びそれを実現するための技術開発力に依拠すると考えています。当社グループが、かかる能力を適切に維持し、または向上できない場合には、事業機会を逸し、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 人材の確保について

少子高齢化により生産年齢人口の減少が進み、人材不足が社会的な問題となっており、当社グループにおいても、必要な人材を確保することができない可能性があります。また、当社グループの事業は、新たな領域で行っているため、少数の個人の経験、スキル及びノウハウに負うところが大きく、確保した人材を失うことで事業に悪影響が及ぶ可能性は否定できません。当社グループは、従業員の意欲及び能力に応じてより多くの責任を担う業務を担当することができる制度、並びに、性別、国籍、新卒・中途採用の区別なく当該人材の能力及び適正に応じて採用、配属、管理職または中核人材の登用等を行う制度を実施することで、適切な人材の確保、育成及び維持に努める方針です。しかしながら、適切な人材を適時に採用すること、当該人材を短期間で育成すること、当該人材を維持できる労働条件を提供することは容易ではありません。当社グループが、事業の拡大に必要な人材を確保することができなかった場合、採用した従業員が短期間で退職した場合、または、限られた人材に依存している業務において従業員に業務遂行上の支障が生じた場合等には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 事業活動に必要な認定について

当社連結子会社であるmy FinTech株式会社は、F P o S事業を展開するにあたり、スマートフォンに秘密鍵及び電子証明書を搭載する「my電子証明書」サービスについて2021年11月10日に電子署名法に基づく特定認証業務の認定を受けました。これにより、同サービスの信頼性が向上し、前橋市（群馬県）、江別市（北海道）及び大村市（長崎県）のプロジェクトで、めぶくグラウンド株式会社（前橋市並びに当社を含む民間企業及び大学による官民連携会社）が発行する「めぶくID」のプラットフォームとして利用が開始されているほか、「めぶくID」が持つ中核機能である、身元確認、本人認証、データ連携の機能を部品化した「F P o Sライブラリ」が前橋市（群馬県）及び門真市（大阪府）のプロジェクトで採用されており、今後、さらに他の地域へ展開していく予定です。また、2024年10月には、「my電子証明書」サービスにおいて、マイナンバーカードに記載された基本4情報（氏名、住所、生年月日及び性別）に変更があった場合に本人の同意を得て変更後の情報を取得する業務実施方法について、電子署名法に基づく認定を受けました。しかしながら、これらの認定は、一定期間ごとに更新を受けなければ失効するものであり、また、業務等が基準に適合しない場合等は認定が取り消される場合があります。当社グループは、「my電子証明書」サービスについてのこれらの認定を維持するため、人材、設備及び監査体制の確保に努めていますが、これらの認定が失効または取り消された場合は、当社グループの信用が毀損され、事業機会を逸することになり、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 競合について

当社が提供するモバイル通信サービス及びモバイル・ソリューションは、市場規模の拡大が見込まれることから、現在の競合他社に加え、今後の更なる新規参入による競争激化が予想されます。モバイル通信サービス及びモバイル・ソリューションは、通信事業者が提供する通信サービスの側面と、コンピュータ関連業者が提供するシステムサービスの側面を併せ持つことから、以下のとおり、通信事業及びコンピュータ関連事業から、競合するサービスが現れる可能性があると考えています。

① 携帯電話事業者について

通信回線設備を有する携帯電話事業者は当社グループと比較して圧倒的に潤沢な経営資源を有し、それらを活用することで、より低価格・高機能な商品を提供することが可能です。

従来、携帯電話事業者の収益源は音声通話によっていましたが、昨今のスマートフォン等の急速な普及からデータ通信による収益が音声通話を上回るようになっており、現在、データ通信市場では、携帯電話事業者を含めた競争が激化しています。

このような状況において、携帯電話事業者は、自社または自社と資本関係のあるグループ内のMVNOにより、当社グループと競合するサービスを強化しています。また、2020年4月には、既存事業における安定的な顧客基盤及び事業基盤を活用してモバイル通信サービスに参入した事業者が新たな携帯電話事業者となり、従来の携帯電話事業者より低価格なサービスを展開しています。このような携帯電話事業者が、その強大な資本力を背景に、当社グループより商品力に優れたサービスを提供した場合、当社グループの競争力の低下または価格競争の激化による売上高の減少が生じ、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、携帯電話事業者は、当社グループにとってモバイル通信網等の調達先でもあります。携帯電話事業者が提供するサービスと当社グループが提供するサービスの競合が激化した場合、携帯電話事業者は、自己のサービスを拡大するため、当社との取引条件を変更する可能性があり、その場合、当社グループの価格設定や提供しうるサービスが制限されることにより、既存顧客を失う事態、または新規顧客の獲得が伸び悩む事態が生じ、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

② MVNOについて

当社グループと競合するMVNOの多くは、固定回線系ネットワークサービスを提供する事業者及び大規模小売店を展開する事業者等がモバイル通信サービスに新規参入したものです。これらの事業者は、既存事業において安定的な顧客基盤及び事業基盤を有しており、これらを活用して新規事業であるモバイル通信サービスを拡大することが可能です。これらの事業者が、既存事業の収益に基づいてモバイル通信サービスのシェア拡大を優先する場合、または、既存事業を維持・拡大する手段としてモバイル通信サービスを活用する場合は、モバイル通信サービスにおいて戦略的な価格政策を打ち出す可能性もあり、かかる事態が発生した場合には、既存顧客を失う事態、または新規顧客の獲得が伸び悩む事態が生じ、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ S I（システムインテグレーター）について

S Iは、コンピュータ・システム領域において、顧客ごとに最適化したシステムのカスタマイズを事業としているため、システムの企画・立案からプログラムの開発、必要なハードウェア・ソフトウェアの選定・導入、及び完成したシステムの保守・管理までを総合的に行い、システム導入後においても保守業務が継続することから、顧客との結び付きは深いものになります。また、多種多様なシステムを統合するため、高いネットワークスキルを有しています。S Iが携帯電話事業者と提携する等により、モバイル通信サービスの提供能力を獲得した場合には、当社グループにとって強力な競合相手となる可能性があり、そのような場合、既存顧客を失う事態、または新規顧客の獲得が伸び悩む事態が生じ、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社グループは、S Iを含むパートナー企業にモバイル通信サービス及びモバイル・ソリューションを提供する戦略を推進しています。当社グループとS Iがパートナーシップを構築することは、両者に利益をもたらす、結果的に、競合による上記のリスクの低減につながります。

(5) パートナージェネシスへの依存について

当社グループは、パートナー企業にモバイル通信サービス及びモバイル・ソリューションを提供しており、当社事業の中長期的な成長の成否は、パートナー企業との間で、取引関係・契約関係を含めた信頼関係を構築することができるか、また、構築した信頼関係を維持・拡大することができるか否かにかかっています。当社グループは、パートナー企業との協業を成功させるため、最大限の経営資源を投入して、競争力のあるモバイル通信サービス及びモバイル・ソリューションの開発に努めるとともに、パートナー企業のオペレーションを支援するためのパートナープラットフォームの開発を強化しています。しかしながら、パートナー企業との間で、取引関係・契約関係を含めた信頼関係を構築することができなかった場合、信頼関係の構築に当社が想定する以上の時間を要した場合、または構築した信頼関係を維持・拡大することができなかった場合は、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 知的財産権及び法的規制等について

① 知的財産権の保護について

当社グループに帰属する知的財産の保護は、関連法規及び契約の規定に依存しています。当社グループは、知的財産を保護するため、他社の技術やノウハウの動向を把握し、必要に応じて特許出願等を行うよう努めています。出願した特許等が必ず権利登録されるという保証はありません。

また、当社グループが出願した特許等が権利登録された場合でも、取得した権利が十分なものではない可能性、または、第三者によって侵害される可能性があります。このような場合には、他社により、当社グループと同様の技術が開発され、または当社グループのサービスが模倣されることで、当社グループの事業の継続に支障を来す可能性があります。また、かかる侵害者に対する訴訟その他の防御策を講じるため、限られた経営資源を割くことを余儀なくされる事態が生じ、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

② 第三者からのライセンスについて

当社グループは、モバイル通信サービス及びモバイル・ソリューションの提供にあたり、複数の第三者から、技術またはブランド（商標）等のライセンスを受けています。将来において、当社グループが現在供与されているライセンスを更新することができない事態、新たなサービスや通信端末を提供するために必要なライセンスの供与を受けることができない事態、または適切な条件でライセンスの更新もしくは供与を受けることができない事態が生じる可能性があり、そのような事態が生じた場合には、当社サービスの優位性が失われ、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ 法的規制等について

当社グループの事業は、電気通信事業法及び電子署名法をはじめとする各種法令に基づく規制を受けています。これらの規制が変更され、または新たな法令が適用されることにより事業に対する制約が強化された場合、事業活動が制限され、またはコストの増加につながる可能性があります。他方、事業に対する制約が緩和された場合、新規参入の増加により競争が激化し、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

④ 個人情報の保護について

当社グループは、電気通信事業、電子署名法に基づく特定認証業務及びその他の企業活動において、お客様の氏名、住所、生年月日、電話番号や当社サービスの利用状況等の個人情報を取得することがあり、個人情報保護法に基づき、個人情報取扱事業者としての義務を負っています（当社及び当社連結子会社であるmy FinTech株式会社は、個人情報の利用目的、及び、個人情報の第三者提供を行う場合の利用目的の範囲等について、個人情報保護方針（プライバシーポリシー）に定め、当社及びmy FinTech株式会社のウェブサイトに掲載しています。）。

当社グループが取得した個人情報は、当社並びに当社連結子会社であるmy FinTech株式会社、クルーシシステム株式会社及びJCI US Inc.において業務上取り扱いますが、当社グループでは、取得した個人情報について、業務上必要な範囲内のみで利用し、適正な権限を持った者のみがアクセスできるようにしています。また、当社グループの社員、契約社員及び派遣社員は当社グループでの就業の開始時及び毎年1回、当社に秘密保持誓約書を提出しています。しかしながら、このような個人情報保護のための対策を施しているにもかかわらず、当社グループからの個人情報の漏洩を完全に防止できるという保証はありません。万一、当社グループが保有する個人情報が社外に漏洩した場合には、顧客からの信用を喪失することによる販売不振や、当該個人からの損害賠償請求等が発生し、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(7) その他

① 業績の予測について

当社グループが推進しているモバイル通信サービス、モバイル・ソリューション及びF P O S事業の歴史はまだ浅く、新たな事業領域であることから、当社グループが今後の業績を予測するにあたり、過去の実績や、通信事業の業界一般の統計に必ずしも依拠することができません。また、今後のモバイル通信サービス、モバイル・ソリューション及びF P O S事業の業績に影響を与える可能性のあるこれらのサービスまたは事業の利用者数の推移、市場の反応等を正確に予測することも極めて困難です。従って、現時点において当社グループが想定する収益の見通しに重大な相違が生じる可能性があるほか、今後予想し得ない支出等が発生する可能性もあり、かかる事態が発生した場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

② 資金調達について

当社グループは、ネットワーク設備、ソフトウェア、システム等の開発及び調達等に投資し、当社サービスの更なる差別化を推進して事業拡大を図る計画であり、当社は、ドコモの音声網及びSMS網との相互接続を実現するためのネットワークシステム等の設備投資資金の調達を目的として、2025年3月13日開催の取締役会決議に基づき、2025年3月26日に第1回無担保社債（適格機関投資家限定）を発行し、2,000百万円の資金を調達しました。しかしながら、ドコモの音声網及びSMS網との相互接続を実現するために想定以上の資金を要することが判明した場合、または、当社グループの収益力の低下により想定以上の資金を調達する必要がある場合等において、当社が同様の条件で社債を発行することができる保証はありません。当社グループが不利な条件での資金調達を強いられる場合、または、必要な資金の確保を適時に行えない場合は、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社グループは、当連結会計年度末において現金及び預金4,300百万円を保有し、必要な運転資金を確保しています。

③ ストックオプションによる株式の希薄化について

当社グループは、当社グループに対する貢献意欲及び経営への参加意識を高めるため、ストックオプションによるインセンティブ・プランを採用しており、2020年3月19日開催の当社取締役会決議に基づき、当社並びに当社連結子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員に対し、2020年4月10日に第20回新株予約権（ストックオプション）33,522個（3,352,200株）を発行しており、当連結会計年度末現在の当該新株予約権の潜在株式数は3,228,200株となっています。当該新株予約権の行使期間は2027年4月10日までであり、当該新株予約権が行使された場合、当社の1株当たりの株式価値が希薄化し、株価に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当該新株予約権の行使価格は、同新株予約権の発行日前日の当社株式終値の2倍であるため、当該新株予約権が行使されることは、当社の株主価値が増大したことを意味します。そのため、当該新株予約権は、その行使による相応の希釈化を伴ったとしても、結果として中長期的な企業価値・株主価値の向上に寄与し、既存株主の利益にも貢献できるものと判断しています。

④ 譲渡制限付株式による株式の希薄化について

当社グループは、取締役等の報酬と株式価値との連動性をより一層強めることにより、取締役等に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役等と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、2022年6月28日開催の第26回定時株主総会において、同制度に基づき取締役に対して発行または処分される当社の普通株式の総数は、年間56万株以内、年額1億円以内と承認されています。当社は、同制度の導入以降、2022年7月20日開催の取締役会決議に基づき、2022年8月15日に当社の取締役並びに当社の執行役員及び当社連結子会社の取締役に対し、譲渡制限付株式としての新株751,000株を発行し、2024年6月26日開催の取締役会決議に基づき、2024年7月17日に当社の取締役並びに執行役員及び従業員に対し、譲渡制限付株式としての新株914,500株を発行しています。今後、同制度に基づき、譲渡制限付株式としての新株が発行された場合、当社の1株当たりの株式価値が希薄化し、株価に影響を及ぼす可能性があります。なお、当社は、2025年6月25日開催の取締役会決議に基づき、2025年7月16日に当社の取締役並びに当社の執行役員及び従業員に対し、譲渡制限付株式としての新株915,000株を発行する予定です。

⑤ 世界的な感染症の拡大による影響について

新型コロナウイルス感染症については、2023年5月に感染症法上の位置づけが変更され、社会経済活動の正常化が進んでいるものの、現在も新規感染者数は一定数確認されています。当社グループは、2021年7月に群馬県北群馬郡吉岡町に吉岡オペレーションセンターを開設し、本社（東京都港区）及び吉岡オペレーションセンターの2か所で通常業務を行うことのできる体制を確保しています。また、今後は、当社グループの事業継続計画（BCP）の一環として、災害時には、同センターでネットワークのオペレーション並びに決算及び開示等を継続することができるよう、同センターに第2本社としての機能を構築していきます。しかしながら、今後、新型コロナウイルス感染症が再び拡大に転じる可能性、または新たに別の感染症が拡大する可能性があり、当社グループの役員または従業員が感染し、または隔離措置等によって業務からの離脱を余儀なくされた場合には、業務遂行上の支障が生じるほか、場合によっては当社グループの事業活動の一部が停止し、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 首都直下型地震や富士山の噴火等の自然災害による影響について

当社は東京都港区に本社を置き、群馬県北群馬郡吉岡町に吉岡オペレーションセンターを置いています。そのため、首都直下型地震や富士山の噴火等の自然災害が発生した場合、建物の倒壊及び火災による焼失に加えて、停電、断水、通信及び交通の途絶等のインフラ、ライフラインの被害により、業務の継続が困難となる可能性があります。また、これらの自然災害により、当社の役員または従業員に人的被害が生じた場合は、業務の継続が長期にわたり困難となる可能性があります。

当社は、自然災害によるリスクを分散化するため、当社の事業継続計画（BCP）の一環として、本社機能を持つ拠点及びデータセンター等を複数の地域に構築することを進めています。しかしながら、人材不足または資源不足等の外的要因により当社の事業継続計画（BCP）を予定通り構築することができない可能性、当該外的要因により当社の事業継続計画（BCP）の構築費用が想定を超えることで当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性、また、当社の事業継続計画（BCP）の構築により迅速な業務遂行が困難となることで当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社並びに連結子会社及び持分法適用関連会社）の経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの状況の概要は次のとおりです。

①経営成績の状況

当連結会計年度の売上高は9,238百万円となり、前連結会計年度と比較して1,838百万円（24.8%増）の増収となりました。これは、「日本通信SIM」を主とした音声定額・準定額サービスの成長によるものです。

売上原価は5,396百万円となり、前連結会計年度と比較して1,257百万円の増加（30.4%増）となりました。これは、主に「日本通信SIM」の成長に伴う携帯網の調達コストの増加によるものです。なお、当社がドコモから調達する携帯網は、データ通信及び音声通話のいずれも、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた額を超えない額で設定するものとされているため、加入者が増加しても一定の粗利率をあげることができるようになっていきます。売上総利益は3,842百万円となり、前連結会計年度と比較して580百万円の増加（17.8%増）となりました。

販売費及び一般管理費は2,880百万円となり、前連結会計年度と比較して756百万円の増加となりましたが、これは日本通信SIMの認知度向上策として249百万円を当連結会計年度に支出したこと、及びドコモの音声・SMS網との相互接続のための先行調査費用等33百万円を計上したことによります。営業利益は962百万円（前連結会計年度は1,139百万円）、経常利益は1,000百万円（前連結会計年度は1,183百万円）となりました。

また、モバイル通信サービスの成長により、当社がドコモから調達するデータ通信網等を増強することに伴い、ドコモにおいて当社とのデータ通信の接続装置を交換する必要性が生じたため、当社は、当連結会計年度において、ドコモの接続約款にもとづき、ドコモの既存の接続装置の減価償却未償却残高相当額である35百万円を特別損失（通信設備除却費用負担金）として計上しました。これにより、親会社株主に帰属する当期純利益は849百万円（前連結会計年度は1,365百万円、特別利益363百万円を含む）となりました。

②財政状態の状況

（資産）

当連結会計年度末における流動資産は5,507百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,954百万円増加しました。これは主に現金及び預金が1,782百万円、売掛金が71百万円増加したことによるものです。固定資産は1,805百万円となり、前連結会計年度末に比べ948百万円増加しました。これは主に有形固定資産が138百万円、無形固定資産が480百万円、長期貸付金が300百万円増加したことによるものです。繰延資産は27百万円となり、前連結会計年度末に比べ27百万円増加しました。これは社債発行費が27百万円増加したことによるものです。

この結果、総資産は7,340百万円となり、前連結会計年度末に比べ2,930百万円増加しました。

（負債）

当連結会計年度末における流動負債は1,673百万円となり、前連結会計年度末に比べ370百万円増加しました。これは主に買掛金が116百万円、1年内償還予定の社債が286百万円増加した一方、未払法人税等が123百万円減少したことによるものです。固定負債は1,796百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,669百万円増加しました。これは主に社債が1,714百万円増加したことによるものです。

この結果、負債は3,470百万円となり、前連結会計年度末に比べ2,040百万円増加しました。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産は3,870百万円となり、前連結会計年度末に比べ890百万円増加しました。これは主に親会社株主に帰属する当期純利益849百万円を計上したことによるものです。

この結果、自己資本比率は50.4%（前連結会計年度末は62.8%）となりました。

③キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の期末残高は4,300百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,782百万円増加しました。

当連結会計年度末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは930百万円の収入（前連結会計年度は1,071百万円の収入）となりました。これは主に税金等調整前当期純利益964百万円及び減価償却費198百万円の計上、仕入債務の増加が116百万円あった一方、法人税等の支払額が275百万円あったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは1,104百万円の支出（前連結会計年度は213百万円の支出）となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出257百万円、無形固定資産の取得による支出545百万円、長期貸付けによる支出300百万円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは1,957百万円の収入（前連結会計年度は75百万円の収入）となりました。これは主に社債の発行による収入1,971百万円によるものです。

④生産、受注及び販売の実績

(a) 生産実績

当社グループのサービス提供の実績は、販売実績とほぼ一致していますので、生産実績に関しては(d) 販売実績の項をご参照ください。

(b) 仕入実績

当社グループの当連結会計年度の仕入実績は次のとおりで、セグメントはモバイル通信サービス及びモバイル・ソリューションの単一セグメントです。

なお、セグメントについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）セグメント情報」をご参照ください。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	前年同期比 (%)
モバイル通信サービス及びモバイル・ソリューション (千円)	4,175,990	129.3
合計 (千円)	4,175,990	129.3

(注) 金額は仕入価額で表示しています。

(c) 受注実績

当社グループは、受注から販売までの所要日数が短く常に受注残高は僅少であり、期中の受注高と販売実績とがほぼ対応するため、記載を省略しています。

(d) 販売実績

当社グループの出荷金額に基づく販売実績は次のとおりで、セグメントはモバイル通信サービス及びモバイル・ソリューションの単一セグメントです。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	前年同期比 (%)
モバイル通信サービス及びモバイル・ソリューション (千円)	9,202,231	124.4
合計 (千円)	9,202,231	124.4

(注) 最近2連結会計年度における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合が10%以上である相手先は次のとおりです。

相手先	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
H.I.S.Mobile株式会社	1,091,662	14.8	1,193,373	13.0

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

①経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループは、「安全・安心にビットを運ぶ」という使命（ミッション）を実現するため、携帯電話事業者のモバイル通信ネットワーク等を活用したモバイル通信サービス及びモバイル・ソリューション、並びに、FPoS事業を展開しています。

モバイル通信サービス、モバイル・ソリューションのうちローカル携帯網による通信（ローカル4G/5G）事業、及び、FPoS事業に関する認識及び分析・検討内容は、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2) 経営環境及び経営戦略」に記載しています。

②資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループの資本の財源及び資金の流動性につきまして、事業に必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としています。

運転資金は基本的に内部資金より充当しています。

③重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計基準に基づいて作成しています。その作成は経営者による会計方針の選択及び適用、並びに資産・負債及び収益・費用の報告数値に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、過去の実績等を勘案して合理的な見積りを行っていますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果は、これらの見積りと異なる場合があります。

なお、当社グループが連結財務諸表の作成に際して採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載していますが、特に次の会計方針に関する事項が連結財務諸表における重要な見積りの判断に大きな影響を及ぼすものと考えます。

(i)貸倒引当金

当社グループは、債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して、回収不能見込額を計上しています。販売先の財務状況及び支払能力に重要な変動が生じた場合、これらの貸倒引当金の見積に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(ii)棚卸資産の評価

当社グループは、総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価しています。将来の市場環境に重要な変動が生じた場合、これらの棚卸資産の評価額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(iii)固定資産の減損

当社グループは、収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった固定資産の帳簿価額を、回収可能価額まで減損する会計処理を適用しています。経済環境の著しい悪化等により営業収益が大幅に低下する場合等には、減損損失が発生する可能性があります。

5【重要な契約等】

会社名	相手方の名称 (注1)	国名	契約名称	契約内容	契約期間
日本通信(株)	株式会社インター ネットイニシア ティブ	日本	広域複合ネット ワークサービス 契約	データセンターの運営・ 管理	2002年2月4日から 2003年2月3日まで (1年単位の自動更新)
日本通信(株)	株式会社NTTド コモ	日本	相互接続協定書	レイヤー2による3G、 4G及び5Gネットワ ークの相互接続に関する協 定	契約期間の定めなし (締結日：2009年3月13 日)
日本通信(株)	株式会社NTTド コモ	日本	卸電気通信役務 の提供に関する 契約書	3G音声卸サービスに関 する契約	2010年4月15日から 2013年4月30日まで (3年単位の自動更新)
日本通信(株)	株式会社NTTド コモ	日本	第3種Xiサー ビスの提供に関 する契約書 (注2)	LTE音声卸サービスに 関する契約	2013年1月16日から 第3種Xiサービスの 廃止がなされるまで
JCI US Inc. (旧 Contour Networks Inc.)	Verizon Wireless LLC	米国	Telematics Agreement	無線による音声通話サー ビス及びデータ通信サー ビスの仕入れ	2013年10月29日から 2014年12月31日まで (1年単位の自動更新)
日本通信(株)	ソフトバンク株式 会社	日本	相互接続協定書	レイヤー2による4G及 び5Gネットワークの相 互接続に関する協定	契約期間の定めなし (締結日：2017年1月31 日)
日本通信(株)	ソフトバンク株式 会社	日本	L2接続に係る 卸電気通信役務 の基本契約	卸音声サービス及び卸S MSに関する契約	契約期間の定めなし (締結日：2017年8月16 日)
日本通信(株)	H.I.S.Mobile株式 会社(注3)	日本	MVNE業務委 託基本契約書	MVNE業務の受託契約	2018年2月15日から 2020年2月14日まで (1年単位の自動更新)
日本通信(株)	株式会社NTTド コモ	日本	第3種卸5G サービス(卸タ イプ5G)の提 供に関する契約 書 (注2)	5G音声卸サービスに 関する契約	2022年5月30日から 卸5Gサービスの廃止 がなされるまで

(注) 1. 上記契約の相手方名称は、すべて2025年3月31日現在の商号によります。

また、本書提出日現在、上記契約は(注) 2. に記載したものを除き、有効に更新されています。

2. 当社は株式会社NTTドコモと2025年4月28日付で「卸携帯電話サービスの提供に関する契約書」を締結しました。これに伴い、「第3種Xiサービスの提供に関する契約書」及び「第3種卸5Gサービス(卸タイプ5G)の提供に関する契約書」は、同日付で終了しました。

3. H.I.S.Mobile株式会社は、当社の持分法適用関連会社です。

6【研究開発活動】

当社グループは、携帯電話事業者の設備を借用して、他社には技術的に模倣困難なサービスを開発し、提供しています。従って、そうした当社独自のサービスが、携帯電話事業者のサービスに比べて如何に差別化されているかは極めて重要です。

当連結会計年度における研究開発費は155,605千円で、通信サービスの新たな認証方式、課金方式、制御方式他、当社グループが長期に渡って差別化を実現するための基本的な研究開発を行っています。

なお、当社グループのセグメントは、モバイル通信サービス及びモバイル・ソリューションの単一セグメントです。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループは、モバイル通信サービス（MVNO事業・MVNE事業）の差別化を強化するための開発、同サービスの急速な成長に対応するためのサービス基盤の強化、FPoS事業のためのシステム開発及びこれらに共通するデータセンター用設備等に対し、継続して投資を行っています。

当連結会計年度における設備投資は、モバイル通信サービス及びモバイル・ソリューションにおいては、主としてFPoS事業に関連するものやモバイル・ソリューション（MSP事業）のCBRS用サービス提供に対する開発投資を817百万円実施しました。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

2025年3月31日現在における当社グループにおける主要な設備は、次のとおりです。

(1) 提出会社

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設 備 の 内 容	帳簿価額（千円）							従業員数 (人)
			建 物 及 び 器 具 備	車 両 運 搬 具	土 地 (面積㎡)	リ ー ス 資 産	ソ フ ト ウ ェ ア	ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	合 計	
本社 (東京都港区)	モバイル通信サービス及びモバイル・ソリューション	サ ー ビ ス 設 備	174,021	16,478	—	35,424	152,449	411,104	789,477	107 (4)
吉岡オペレーションセンター (群馬県北群馬郡吉岡町)	同上	オ ペ レ シ ョ ン セ ン タ ー 等	40,857	—	59,918 (1,422.01)	—	—	—	100,775	18 (23)

(注) 1. 従業員数は就業人員です。なお、臨時従業員数は（ ）に平均人員を外数で記載しています。

2. 本社の建物の年間賃借料は、142,942千円です。

(2) 国内子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名 称	設 備 の 内 容	帳簿価額（千円）				従業員数 (人)
				建 物 及 び 器 具 備	ソ フ ト ウ ェ ア	ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	合 計	
my FinTech株式会社	本社 (東京都港区)	モバイル通信サービス及びモバイル・ソリューション	サ ー ビ ス 設 備	31,292	160,458	25,987	217,739	5 (一)

(注) 従業員数は就業人員です。なお、臨時従業員数は（ ）に平均人員を外数で記載しています。

(3) 在外子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額（千円）				従業員数 (人)
				建 物 及 び 器 具 備 品	ソフ ト ウ ェ ア	ソフ ト ウ ェ ア 勘 定	合 計	
JCI US Inc.	本社 (米国コロラド州イ ングルウッド)	モバイ ル通信 サービ ス及び モバイ ル・ソ リユー ション	サービ ス設備	11,544	57,824	2,913	72,282	13 (－)

(注) 従業員数は就業人員です。なお、臨時従業員数は（ ）に平均人員を外数で記載しています。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループは、モバイル通信サービス（MVNO事業・MVNE事業）及びFPoS事業について継続的に開発及び設備投資を行っています。

当社は、群馬県前橋市周辺に事業継続のための第2本社としての機能を構築することを計画しています。

また、ドコモの音声・SMS網との相互接続に合意したことから、ネオキャリアとして新たなモバイル通信サービスの提供を2026年5月から開始する予定です。

なお、当社グループは、日本及び海外において事業を展開していますが、当社のグループ事業展開、経営資源の配分等の観点から、報告セグメントを「モバイル通信サービス及びモバイル・ソリューション」の単一セグメントとしています。

当連結会計年度後1年間の設備投資計画（新設・拡充）は以下の通りです。

(1) 重要な設備の新設等

セグメントの名称	2025年3月末計画金額 (百万円)	設備等の主な内容・目的	資金調達方法
モバイル通信サービス及びモバイル・ソリューション	5,190	ネオキャリアプロジェクトのためのモバイルコアネットワーク構築に関わる設備	自己資金、私募債、借入及びリース
合計	5,190		

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	435,000,000
計	435,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2025年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2025年6月26日)	上場金融商品取引所名または 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	165,923,739	165,923,739	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数 100株
計	165,923,739	165,923,739	—	—

- (注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、2025年6月1日から本書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれていません。
2. 発行済株式のうち994,500株は、譲渡制限付株式報酬として、会社法第202条の2に基づく無償交付により発行したものです。
3. 発行済株式のうち671,000株は、譲渡制限付株式報酬として、現物出資（金銭報酬債権 133,201千円）により発行したものです。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第20回新株予約権（ストックオプション）

決議年月日	2020年3月19日（注1）
付与対象者の区分及び人数（注2）	当社取締役 7名 当社監査役 3名 当社執行役員 6名 当社従業員 86名 当社子会社従業員 13名
新株予約権の数（注3）	32,282個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（注3）	普通株式 3,228,200株（注4）（注5）
新株予約権の行使時の払込金額（注3）	296円（注6）
新株予約権の行使期間（注3）	2020年4月10日から2027年4月10日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（注3）	発行価格 332円 資本組入額 （注7）
新株予約権の行使の条件（注3）	（注8）
新株予約権の譲渡に関する事項（注3）	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項（注3）	（注9）

（注）1. 当社は、退職等による付与対象者数の減少に伴い、2020年8月6日開催の取締役会において、付与対象者を減少させる決議を行っています。

2. 2020年8月6日開催の取締役会決議後の内容を記載しています。

3. 当事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しています。なお、本書提出日の属する月の前月末現在（2025年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、本書提出日の属する月の前月末現在に係る記載を省略しています。

4. 第20回新株予約権（ストックオプション）（以下、本項の注記において「本新株予約権」という）1個あたりの目的となる株式の数は100株とする。

5. 本新株予約権の発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

6. 本新株予約権の発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の行使時の払込金額（以下、「行使価額」という）を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

7. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた金額とする。

8. （1）権利喪失事由

① 新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当した場合は、権利行使可能となっているか否かを問わず、直ちに本新株予約権を全て喪失する。

(a) 禁錮以上の刑に処せられた場合

(b) 当社もしくは子会社の就業規則により解雇された場合、または、解雇に相当する事由があり、当社との信頼関係が毀損されたと認められる場合

- (c) 当社または子会社に提出した秘密保持誓約書に規定する競業事業に自ら従事し、または、同競業事業を目的とする会社等の役職員に就任した場合（当社から事前に書面による承諾を得た場合を除く）
 - (d) 新株予約権者に不正行為、法令もしくは社内規程等の違反、または、職務上の義務違反もしくは懈怠があり、当社が新株予約権者に対して新株予約権の喪失を通知した場合
 - (e) 当社または当社の関連会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと当社が認めた場合
- ② 当社は、新株予約権者が前項の事由に該当するおそれがあると認められる場合、新株予約権者が前項の事由に該当するか否かを確定するために当社が必要と認める間、新株予約権者が本新株予約権を喪失するかどうかの判断を留保し、新株予約権者による権利行使を停止することができる。
- (2) 定年退職
- 新株予約権者が定年により当社または当社連結子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位から退職した場合、退職日までに権利行使が可能となっていた新株予約権は、当社が定める所定の期間内に限り権利行使することができる。ただし、当社は、何らかの条件を付しまたは付さないで、その権利行使期間を「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日を限度として延長することができる。
- (3) 定年前退職
- 新株予約権者が当社または当社連結子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位を喪失した場合（ただし、(1)及び(2)に定める場合を除く。以下、「定年前退職」という）、退職日までに権利行使が可能となっていた新株予約権は、当社が定める所定の期間内に限り権利行使することができる。ただし、当社は、何らかの条件を付しまたは付さないで、その権利行使期間を「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日を限度として延長することができる。
- (4) 相続人による権利行使
- ① 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社所定の書面により、相続人による権利行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りではない。
 - ② 新株予約権者の相続人による権利行使方法については、当社所定の手続きに従うものとする。
- (5) 新株予約権の放棄
- 新株予約権者が(1)に該当し新株予約権を喪失した場合、及び、(2)または(3)に該当し権利行使可能となった新株予約権が各号所定の期間内に行使されない場合、新株予約権者またはその相続人は本新株予約権を放棄したものとみなす。
- (6) 新株予約権の行使に関するその他の制限
- ① 新株予約権の行使によって当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ② 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
 - ③ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
9. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）を行う場合は、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、株式分割または株式併合を行う場合に用いる、新株予約権の目的となる株式の数を調整する算式（（注）5.）に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、株式分割または株式併合を行う場合に用いる、行使価額を調整する算式（（注）6.）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、（3）に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(注) 7. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

(注) 8. に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得に関する事項

下記に準じて決定する。

① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会決議）がなされたとき、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

② 前項の株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会決議）の前であっても、当社代表取締役社長が本新株予約権の全部をその決定する価額で取得する旨を決定したとき、当社は、当社代表取締役社長が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を取得することができる。

(10) その他の条件は、再編対象会社の条件に準じて決定する。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2022年8月10日 (注1)	—	164,258,239	△4,028,440	500,000	△2,789,090	79,540
2022年8月15日 (注2)	471,000	164,729,239	—	500,000	—	79,540
2022年8月15日 (注3)	280,000	165,009,239	29,260	529,260	29,260	108,800
2023年3月31日 (注4)	—	165,009,239	6,562	535,822	6,562	115,362
2024年3月31日 (注4)	—	165,009,239	9,843	545,666	9,843	125,206
2024年7月17日 (注5)	523,500	165,532,739	—	545,666	—	125,206
2024年7月17日 (注6)	391,000	165,923,739	37,340	583,007	37,340	162,547
2025年3月31日 (注4)	—	165,923,739	9,843	592,850	9,843	172,391
2025年3月31日 (注7)	—	165,923,739	7,499	600,350	7,499	179,890

- (注) 1. 欠損を解消して財務体質の健全化を図るため、会社法第447条第1項及び第448条第1項に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少するとともに、これらをその他資本剰余金に振替え、会社法第452条に基づき、増加したその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振替えたものです。なお、資本金の減資割合は88.95%、資本準備金の減資割合は97.22%です。
2. 当社の取締役7名に対する譲渡制限付株式報酬としての募集株式の発行によるものです。
発行形態 第三者割当(会社法第202条の2に基づく無償交付)
発行価格 1株につき209円(当該株式の発行に係る当社普通株式の公正な評価額)
資本組入額 1株につき104.5円(当該譲渡制限付株式の譲渡制限期間が属する各事業年度の末日に、会社計算規則の規定に従って算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額を資本に組み入れるため、募集株式の発行日において資本への組入れはありません)
3. 当社の執行役員等6名に対する譲渡制限付株式報酬としての募集株式の発行によるものです。
発行形態 第三者割当(金銭報酬債権(58,520千円)の現物出資による)
発行価格 1株につき209円(当該株式の発行に係る会社法上の払込金額)
資本組入額 1株につき104.5円
4. 2022年8月15日に取締役に対する譲渡制限付株式報酬として無償交付した募集株式について、当該取締役がその職務の執行として当該募集株式を対価とする役務を提供したことによる増加です。
5. 当社の取締役7名に対する譲渡制限付株式報酬としての募集株式の発行によるものです。
発行形態 第三者割当(会社法第202条の2に基づく無償交付)
発行価格 1株につき191円(当該株式の発行に係る当社普通株式の公正な評価額)
資本組入額 1株につき95.5円(当該譲渡制限付株式の譲渡制限期間が属する各事業年度の末日に、会社計算規則の規定に従って算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額を資本に組み入れるため、募集株式の発行日において資本への組入れはありません)
6. 当社の執行役員等8名に対する譲渡制限付株式報酬としての募集株式の発行によるものです。
発行形態 第三者割当(金銭報酬債権(74,681千円)の現物出資による)
発行価格 1株につき191円(当該株式の発行に係る会社法上の払込金額)
資本組入額 1株につき95.5円
7. 2024年7月17日に取締役に対する譲渡制限付株式報酬として無償交付した募集株式について、当該取締役がその職務の執行として当該募集株式を対価とする役務を提供したことによる増加です。

(5) 【所有者別状況】

2025年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株 式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	9	29	80	89	96	30,263	30,566	－
所有株式数 （単元）	－	249,577	120,208	13,246	107,275	131,564	1,037,113	1,658,983	25,439
所有株式数の割合 （％）	－	15.04	7.24	0.79	6.46	7.93	62.51	100	－

- (注) 1. 自己株式15,004株は、「個人その他」に150単元、「単元未満株式の状況」に4株含まれています。
2. テレーザ・エス・ヴォンダーシュミット氏（下記「(6) 大株主の状況」の(注) 4. に記載）が外国法人である「NATIONAL FINANCIAL SERVICES LLC」の名義で所有する株式129,167単元は、「外国法人等」の「個人」に含まれています。
3. 当社代表取締役会長三田聖二が外国法人である「MLPFS CUSTODY ACCOUNT」の名義で所有する株式126,228単元は、「個人その他」に含まれています。
4. 所有株式数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てています。

(6) 【大株主の状況】

2025年3月31日現在

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式 を除く)の 総数に対す る所有株式 数の割合 (%) (注1)
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)(注2)	東京都港区赤坂一丁目8番1号 赤坂インター シティAIR	20,468,000	12.33
MLPFS CUSTODY ACCOUNT(注3) (常任代理人 BOFA証券株式会 社)	THE CORPORATION TRUST COMPANY CORPORATION TRUST CENTER 1209 ORANGE ST WILMINGTON, DE US (東京都中央区日本橋一丁目4番1号 日本橋 一丁目三井ビルディング)	13,064,300	7.87
NATIONAL FINANCIAL SERVICES LLC (注4) (常任代理人 シティバンク、エ ヌ・エイ東京支店)	1209 ORANGE STREET, WILMINGTON, NEW CASTLE COUNTRY, DELAWARE 19801 USA (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	12,928,239	7.79
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	3,796,372	2.28
JP JPMSE LUX RE SOCIETE GENERALE EQ CO (常任代理人 株式会社三菱UFJ 銀行)	29 BOULEVARD HAUSSMANN PARIS FRANCE 75009 (東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 決済 事業部)	2,973,800	1.79
JPMorgan証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビ ルディング	2,588,832	1.56
株式会社日本カストディ銀行(信託 口)(注2)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	2,537,100	1.52
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4番地	1,533,900	0.92
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サッ クス証券株式会社)	PLUMTREE COURT, 25 SHOE LANE, LONDON EC4A 4AU, U.K. (東京都港区虎ノ門二丁目6番1号 虎ノ門ヒ ルズステーションタワー)	1,447,059	0.87
和田 佳一郎	兵庫県西宮市	1,133,100	0.68
計	—	62,470,702	37.65

- (注) 1. 発行済株式(自己株式を除く)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てていま
す。
2. 当該株主の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、当社において把握することができません。
3. 当社代表取締役会長三田聖二が実質的に保有しています。なお、所有株式数には、同氏が個人名義で所有す
る株式数を含めて記載しています。
4. 2023年9月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、テレーザ・エス・
ヴォンダーシュミット氏の2019年11月29日現在の所有株式数が13,516,739株であり、同日現在の同氏の株券
等保有割合が8.30%である旨が記載されていますが、当社は、同氏の所有株式がNATIONAL FINANCIAL
SERVICES LLCの所有株式数に含まれており、同氏の2025年3月31日現在の所有株式数が12,916,739株(発行
済株式(自己株式を除く)の総数に対する所有株式数の割合: 7.78%)であることを確認しています。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 15,000	—	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式
完全議決権株式 (その他)	普通株式 165,883,300	1,658,833	同上
単元未満株式	普通株式 25,439	—	同上
発行済株式総数	165,923,739	—	—
総株主の議決権	—	1,658,833	—

(注) 「単元未満株式」の株式数には、自己株式4株が含まれています。

② 【自己株式等】

2025年3月31日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
日本通信株式会社	東京都港区虎ノ門 四丁目1番28号	15,000	—	15,000	0.00
計	—	15,000	—	15,000	0.00

(注) 1. 上記の他、単元未満株式4株を保有しています。

2. 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てています。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議または取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。ただし、2025年6月1日から本書提出日までの単元未満株式の買取り及び譲渡制限付株式の無償取得は含まれていません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当期間 (自 2025年4月1日 至 2025年6月26日)	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	15,004	—	15,004	—

(注) 1. 当期間における処理自己株式には、2025年6月1日から本書提出日までの単元未満株式の売渡しによる株式は含まれていません。

2. 当期間における保有自己株式数には、2025年6月1日から本書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡し並びに譲渡制限付株式の無償取得による株式は含まれていません。

3【配当政策】

(1) 配当等についての基本的な方針

当社は、新たな市場を開拓する企業においては、株主に対する利益還元は、市場の拡大とともに当該企業が成長し、その結果としてもたらされる時価総額の向上、及びこれに伴う当該企業の株価の上昇によるべきと考えています。

現段階において、当社には、MVNO事業モデルの進化によるモバイル通信サービス(MVNO/MVNE事業)の成長に加え、モバイル・ソリューション(MSP事業)のうちローカル携帯網による通信(ローカル4G/5G)事業及びFPoS事業の推進によって、日本市場においても、グローバル市場においても、極めて大きな成長が見込まれます。そのため、事業活動から生み出される利益は、極力再投資をし、的確に事業機会を捉えていくことが株主の期待に応えるものと認識しています。

以上により、当社は、少なくとも現段階において、剰余金の配当を実施する計画はありません。なお、自己株式の取得につきましては、企業環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために必要であると取締役会が判断した場合には、財務状況及び株価の動向等を踏まえて適切に実施していく方針です。

当社は、引き続き、新たな市場の開拓に邁進し、その結果としての時価総額の向上を目指してまいります。

(2) 毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針及び配当の決定機関

当社は定款において、「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定めており、中間配当金及び期末配当金として年2回剰余金の配当をすることができる制度となっています。

剰余金の配当の決定機関は、期末配当金については株主総会、中間配当金については取締役会です。ただし、定款に配当の制度があることが、配当を行うことを意味するものではありませんので、ご注意ください。

当社は「(1)配当等についての基本的な方針」に記載のとおり、現段階では配当を予定していません。

(3) 当事業年度の配当決定にあたっての考え方

当事業年度においては、「(1)配当等についての基本的な方針」に基づき、配当は行いません。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンス体制

(i) 基本的な考え方

当社は、企業価値の最大化を図るため、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題の一つとして認識し、透明性の確保及び経営効率の向上を重視した事業運営に努めています。

当社は監査役会設置会社ですが、指名委員会等設置会社やそのモデルとされた米国型のコーポレート・ガバナンス構造からも積極的に良い面を取り入れ、以下のとおり経営監督機能を強化した体制をとっています。

(ii) コーポレート・ガバナンス体制の概要及び当該体制を採用する理由

(a) 社外取締役が過半数を占める取締役会

代表取締役は経営方針を決定し、業務執行を行います。重要な事項については取締役会の承認を得たうえで決定するほか、取締役会により、業務執行に対する経営監視が行われています。

当社は、取締役会が重要事項について適切な意思決定を行い、代表権を有する業務執行取締役（以下「業務執行取締役」という）に対する経営監督機能を有効に果たしていくためには、業務執行取締役からの独立性を確保された、株主の代表としての社外取締役が必要であると考えています。また、いかに独立した社外取締役であっても、取締役会の中で少数派である場合に実効性のある監督・監視機能の発揮を期待することは実質的には困難であることから、取締役会の過半数を社外取締役で構成することが必要であると考えています。

当社の社外取締役は、いずれも、経営者等として豊富な経験を有し、業務執行取締役からの独立性を確保されており、当社の業務執行に対する厳格な監督機能を果たしています。また、社外取締役のうち1名以上は、法律に関する専門的な知見を有する者としています。当社の取締役会は、上記の要件を充足する社外取締役が過半数を占めており、業務執行に直接携わらない立場からの監督、客観性のある助言及び多様な経営指標等に基づいた監視が確保されやすい体制となっています。

本書提出日現在、当社の取締役会は、業務執行取締役3名（三田聖二、福田尚久及び加藤明美）及び社外取締役5名（寺本振透、山田喜彦、森葉子、田中仁及び團宏明）で構成されており、代表取締役社長兼CEO福田尚久が議長を務めています。

(b) 業務執行体制

取締役会は、法令または定款で株主総会の権限とされている事項以外について会社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督するとともに、代表取締役を選定及び解職する権限を有しています。当社では、上記(a)に記載のとおり、取締役会の過半数を社外取締役が占めているため、取締役会の役割は、取締役の職務の執行を監督する機関としての比重が大きく、取締役会による業務執行の意思決定は、原則として、法令、定款及び社内規程に基づく取締役会決議事項について行われています。

当社の取締役（社外取締役を除く）は、いずれも代表権を有する業務執行取締役であるため、取締役会決議事項以外の事項については、業務執行取締役が意思決定を行います。

当社の業務執行は、取締役会及び業務執行取締役の意思決定に基づき、業務執行取締役及びその業務を補佐する執行役員が推進しています。業務執行体制においては、業務執行取締役が重要な意思決定を行うための代表取締役会（以下「RDM」という）、業務執行取締役及び執行役員が当社常勤監査役の陪席のもとで当社グループの業績、財務状況その他の重要事項に関する情報共有を行うための常勤役員会（以下「MB」という）、並びに、業務執行取締役及び執行役員等が業務執行の推進状況等を話し合うためのエグゼクティブオフィス会議（以下「EOM」という）という3つの会議体を設置しています。

本書提出日現在、RDMは当社の業務執行取締役3名（三田聖二、福田尚久及び加藤明美）で構成されており、合議制のため議長は置いておりません。MB及びEOMは、業務執行取締役3名（三田聖二、福田尚久及び加藤明美）及び執行役員6名（後藤堅一、横山裕昭、森島裕、グレッグ・ダイクマン、小平充及び安藤一郎）で構成されており、代表取締役社長兼CEO福田尚久が議長を務めています。

(c) 全員が社外監査役である監査役会

当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務執行を監査する会社法上の機関である監査役が経営の適法性及び適切性を監視しています。監査役は、常勤監査役1名を含む4名全員が業務執行取締役からの独立性を確保された社外監査役であるほか、企業経営、企業法務または行政における豊富な経験を有し、業務執行に対する実効的な監視機能を果たすことのできる体制となっています。また、監査役のうち1名以上は、財務・会計に関する専門的な知見を有する者としています。

本書提出日現在、当社の監査役会は、社外監査役4名（諫山親、松尾清、井上伸一及び大岸聡）で構成されており、常勤監査役諫山親が議長を務めています。

(d) 社外取締役及び社外監査役の独立性

当社では、社外取締役及び社外監査役の選任にあたっては、会社法の要件を充足するほか、米国における独立性基準に準じ、原則として当社との間で大株主または主要な取引先等としての利害関係を有しないことを要件としています。また、社外取締役及び社外監査役の役割が、一般株主の代表として企業価値の向上を追求するほか、業務執行に直接携わらない立場から、全体的かつ客観的に経営判断の妥当性を監督することである以上、様々な分野に関する豊富な知識、経験を持ち、国内外の社会・経済動向等に関する高い見識を有する方々に参加していただいています。

さらに、当社は、有効なコーポレート・ガバナンスは、社会人として既に相当のキャリアを築き上げた方に、自身の経験を社会に還元し、より良い未来を作り上げることへの使命感や達成感を目的として、報酬は二の次で社外役員として参加していただくことによって確保することができるものと考えています。この理由は、すでに相当のキャリアを築き上げた方であれば、豊富な知識、経験や高い見識を有していることが期待でき、また、将来のキャリアパスへの影響を考慮して業務執行取締役の意向に左右される可能性が少ないためです。さらに、会社から生計維持のために必要な報酬を受けている場合に報酬決定権を有する業務執行取締役の意向に反することは困難を伴いますが、会社に経済的に依存しない立場であれば、業務執行取締役からのコントロールを受けることなく、真に株主の立場からの監督及び経営監視が可能となるからです。

(e) 監査機能の連携

監査役による業務監査に加えて、独立した会計監査人が会計監査を行い、代表取締役社長直轄の組織である内部監査室が定期的に内部監査を行っており、監査役、会計監査人及び内部監査室は定期的な会議でそれぞれの監査事項を共有し、連携を図っています。法令の遵守についても、顧問弁護士から適宜アドバイスを受け、コンプライアンスの徹底及び強化に努めています。

本書提出日現在、当社の内部監査室は、内部監査室長1名（薩田敦子）により構成されています。

(iii) 業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」の一環として、以下のとおり、当社グループの業務の適正を確保するための体制整備について定めています。

(a) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 職務権限規程の策定による決裁権限の明確化
2. MBの設置
3. RDMの設置
4. EOMの設置
5. 取締役会による当社グループの予算及び事業計画の策定
6. RDMによる当社グループの月次・四半期業績管理の実施
7. MBにおける当社グループの月次・四半期業績の情報共有
8. 取締役会による当社グループの四半期業績のレビュー

(b) 当社及び当社子会社の従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 法令遵守のための行動規範を定めるコンプライアンス規程を策定し、その改廃は、MBの決議により、取締役会に報告するものとする。
2. コンプライアンス規程の運用は、法務担当ファンクションがこれにあたり、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。併せて、HR担当ファンクションが中心となり、従業員に対する教育及び指導を実施する。
3. 内部監査室による監査体制の整備
内部監査室は、法務担当ファンクションと連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査する。
また、内部監査室は、当社グループの内部監査を実施し、その結果を当社代表取締役社長に報告する。

(c) 当社子会社の取締役及び従業員の職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制

1. 当社の子会社の取締役には、原則として当社の業務執行取締役または執行役員が1名以上含まれる体制をとる。
2. 当社の子会社の業務執行責任者は、MBにおいて、当該子会社の業績、財務状況その他の重要事項を報告しなければならない。
3. 当社の関係会社主管責任者は、関係会社管理規程に基づき、必要に応じて当社の子会社の役員または従業員に対し資料の提出もしくは報告を求める。

(iv) リスク管理体制の整備の状況

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」の一環として、以下のとおり、リスク管理体制の整備について定めています。

- (a) 当社グループのリスク管理についてリスク管理規程を策定し、その改廃は、MBの決議により、取締役会に報告するものとする。取締役会が改廃について変更を指示したときは、MBはこれに従う。
- (b) 当社グループのリスク管理に関する重要事項の審議及び方針の決定は、EOMで行う。
- (c) 内部監査室は、EOMと連携し、各担当ファンクションの日常的なリスク管理状況の監査を実施する。

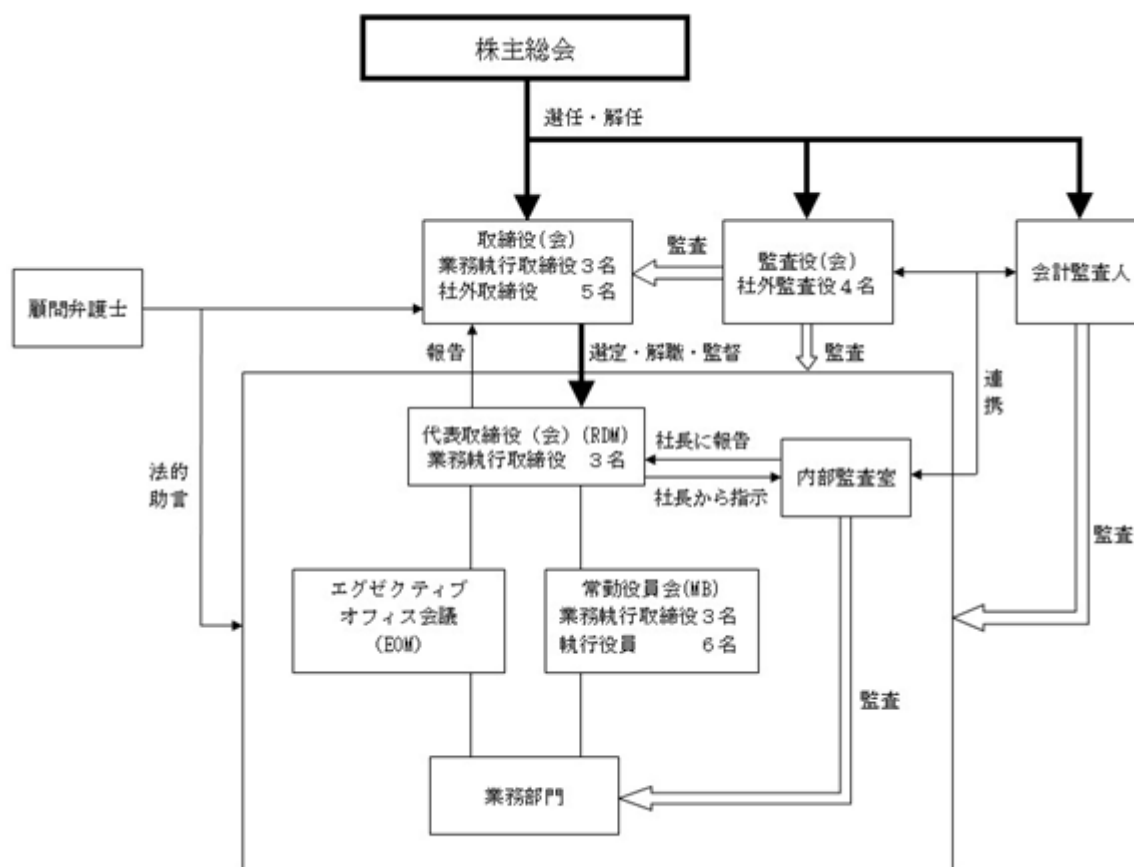
(v) 非業務執行取締役及び監査役と締結した責任限定契約の内容の概要

当社は、各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。以下、「非業務執行取締役」という）及び各監査役との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、非業務執行取締役及び監査役のいずれも会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。なお、責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(vi) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しています。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員であり、すべての被保険者について、その保険料の全額を当社が負担しています。当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償を請求された場合（株主代表訴訟によるものを含む）の法律上の損害賠償金及び争訟費用が補償されます。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者が違法に利益または便宜を得た場合、及び、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則もしくは取締役法規に違反することを認識しながら行った行為に起因する場合は、免責事由に該当し、補償の対象外としています。

当社の執行及び監査に係る経営管理組織の概要は以下のとおりです。



② 当社定款による定め

(i) 取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨を定款に定めています。

(ii) 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めています。また、取締役の選任については累積投票によらないものとする旨を定款に定めています。

(iii) 取締役会で決議することができることとしている株主総会決議事項

(a) 自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能にするため、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めています。

(b) 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能にするため、取締役会の決議によって会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）を行うことができる旨を定款に定めています。

(iv) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会を円滑に運営するため、会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めています。

(v) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役に優秀な人材を確保しやすくすることで当社の競争力を高めるため、また、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めています。

③ 取締役会の活動状況

当社の取締役会は、社外取締役が過半数を占めております（当事業年度末時点において、当社取締役7名のうち、5名が社外取締役です）。また、当社の監査役は、全員が社外監査役です。当社の取締役会では、社外取締役及び社外監査役からの質問、指摘及び助言により、活発な議論が行われています。

当社は、当事業年度において取締役会を7回開催しており、各取締役の出席状況は次のとおりです。

役職名	氏名	出席回数（全7回）	出席率
代表取締役会長	三田 聖二	7回	100%
代表取締役社長	福田 尚久	7回	100%
社外取締役	師田 卓	7回	100%
社外取締役	寺本 振透	7回	100%
社外取締役	山田 喜彦	7回	100%
社外取締役	森 葉子	6回	86%
社外取締役	田中 仁	7回	100%

（注）1. 本書提出日現在の取締役の員数は8名ですが、当事業年度において在任していた取締役の員数は7名であるため、当該取締役7名の出席状況を記載しています。

2. 役職名は、当事業年度末時点のものを記載しています。

また、当事業年度に開催した取締役会における具体的な検討内容は次のとおりです。

回次	具体的な検討内容
第1回	・2024年3月期単体計算書類及び附属明細書（監査前）の報告 ・2024年3月期連結計算書類（監査前）の報告 ・定時株主総会提出議案の審議及び承認 ・定時株主総会の招集の決定 ・役員等賠償責任保険契約の締結 ・執行役員の選任 ・利益相反取引に関する審議及び承認
第2回	・2024年3月期単体計算書類及び附属明細書（監査後）の審議及び承認 ・2024年3月期連結計算書類（監査後）の審議及び承認 ・2024年3月期事業報告及び附属明細書（監査後）の審議及び承認 ・利益相反取引に関する審議及び承認
第3回	・代表取締役及び役付取締役の選任 ・取締役の報酬等の決定方針の改定 ・取締役の金銭報酬（給与）の額の決定 ・取締役（社外取締役を除く）の金銭報酬（業績連動型報酬）の額の決定 ・譲渡制限付株式報酬としての新株発行の決定
第4回	・2025年3月期第1四半期の決算報告
第5回	・2025年3月期第2四半期の決算報告 ・利益相反取引に関する審議及び承認
第6回	・2025年3月期第3四半期の決算報告
第7回	・第1回無担保社債（適格機関投資家限定）の発行に関する審議・承認

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性10名 女性2名 (役員のうち女性の比率16.7%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株) (注8)
取締役会長 (代表取締役)	三田 聖二	1949年6月10日生	1973年5月 カナダ国鉄入社 1978年6月 デトロイト大学 電気工学科 博士課程修了 1979年3月 コンレイル鉄道入社 1982年12月 ロングアイランド鉄道入社 副社長就任 1984年4月 ハーバード大学経営大学院 上級マネジメントプログラム (A.M.P) 修了 1984年11月 シティバンク エヌ・エイ入社 副社長就任 1987年7月 メリルリンチ証券入社 プロダクトオペレー ション副社長就任 1989年11月 モトローラ㈱ 常務取締役 移動電話事業部長 兼 モトローラ・インク 副社長就任 1994年7月 アップルコンピュータ㈱(現 Apple Japan合 同会社) 代表取締役社長就任 兼 アップルコンピュータ(現 アップル) 本社(米国) 副社長就任 1995年10月 エル・ティ・エス㈱設立 代表取締役社長就任 1996年5月 当社設立 代表取締役社長就任 1998年7月 日本アイルランド経済協会(現 在日アイル ランド商工会議所) 副会長就任 1998年10月 ザイリンクス社(米国) 社外取締役就任 2000年2月 ITSanda B.V.B.A.設立 マネージングディレ クター就任(現任) 2008年1月 アイルランド政府 次世代ネットワークに関す る国際諮問会議委員就任 在日アイルランド商工会議所(旧 日本アイ ルランド経済協会) 会頭就任 2015年6月 当社 代表取締役会長就任(現任)	(注3)	13,064,300 (注9)
取締役社長兼CEO (代表取締役)	福田 尚久	1962年7月21日生	1982年11月 前橋ランゲージアカデミー入社 1985年7月 ㈱群馬データベースシステム設立 代表取締役社長就任 1986年3月 東京大学 文学部卒業 1992年6月 ダートマス大学経営大学院 (MBA) 修了 1992年7月 アンダーセンコンサルティング (現 アクセンチュア) 入社 1993年9月 アップルコンピュータ㈱(現 Apple Japan合 同会社) 入社 1997年11月 同社 事業推進本部長 1999年12月 同社 マーケティング本部長 2001年6月 アップルコンピュータ(現 アップル) 本社 (米国) 副社長就任 2002年4月 当社 上席執行役員就任 2004年6月 当社 取締役就任 2004年7月 当社 CFO就任 2006年6月 当社 常務取締役就任 2010年3月 当社 代表取締役専務就任 2012年6月 当社 代表取締役副社長就任 2015年6月 当社 代表取締役社長就任 2018年11月 my FinTech㈱ 代表取締役社長就任 2021年4月 公立大学法人前橋工科大学 理事長(非常勤) 就任 2022年10月 めぶくグラウンド㈱ 社外取締役就任(現任) 2024年4月 my FinTech㈱ 代表取締役会長就任 2025年6月 my FinTech㈱ 代表取締役会長兼社長就任 (現任) 2025年6月 当社 代表取締役社長兼CEO就任(現任)	(注4)	477,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株) (注8)
常務取締役 (代表取締役)	加藤 明美	1966年7月25日生	1989年3月 東京都立大学 法学部法律学科卒業 1989年4月 西村真田法律事務所(現 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業) パラリーガル 1995年12月 山田司法書士土地家屋調査士事務所(現 司法書士法人山田合同事務所) 司法書士 1996年11月 当社入社 2004年10月 当社 財務経理部 シニアマネージャ 2005年4月 当社 法務/IR部 ジェネラルマネージャ 2008年4月 当社 法務 アシスタントバイスプレジデント 2014年5月 クルーシステム(株) 取締役就任 2016年4月 同社 監査役就任(現任) 2018年11月 my FinTech(株) 監査役就任(現任) 2019年2月 当社 執行役員・法務本部長就任 2025年6月 当社 代表取締役常務就任(現任)	(注3)	262,000
取締役	寺本 振透	1963年1月31日生	1985年3月 東京大学 法学部卒業 1987年4月 第一東京弁護士会登録 1987年4月 西村真田法律事務所(現 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業) アソシエイト 1990年10月 TMI 総合法律事務所 アソシエイト 1993年8月 アリゾナ州立大学ロースクール 客員研究員 1994年8月 道家寺本法律事務所 パートナー 1996年1月 寺本法律事務所(後に寺本合同法律事務所に改称) パートナー 2000年7月 西村総合法律事務所(現 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業)に業務統合 2006年4月 東京大学大学院法学政治学研究科 特任教授 2007年4月 東京大学大学院法学政治学研究科 教授(法科大学院専任教員) 2010年4月 九州大学大学院法学研究院 教授(現任) 2015年6月 当社 社外取締役就任(現任) 2016年4月 (株)ウェブアイ 社外取締役就任(現任)	(注3)	16,000
取締役	山田 喜彦	1951年5月11日生	1974年3月 慶應義塾大学 経済学部卒業 1974年4月 松下電器産業(株)(現 パナソニックホールディングス(株)) 入社 2003年4月 同社 PAVC社 副社長 システム事業グループ長 2004年6月 同社 役員就任 北米本部長 アメリカ松下電器(株) 会長就任 2007年4月 松下電器産業(株)(現 パナソニックホールディングス(株)) 常務役員就任 2010年4月 同社 インダストリー営業担当 2010年6月 同社 常務取締役就任 2011年6月 同社 代表取締役専務就任 2012年1月 同社 デバイス担当 2013年4月 同社 オートモーティブ&インダストリアルシステムズ社 社長 2014年4月 同社 代表取締役副社長就任 海外戦略地域担当 2016年6月 同社 常勤顧問就任 2016年6月 当社 社外取締役就任(現任) 2017年11月 Tesla, Inc. (テスラ) ギガファクトリーバイスプレジデント 2019年11月 Gogoro Inc. (台湾) 社外取締役就任(現任) 2022年4月 WOTA(株) 社外取締役就任(現任)	(注4)	16,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株) (注8)
取締役	森 葉子	1952年9月18日生	1975年3月 神戸女学院大学 文学部英文学科卒業 1975年4月 神戸常盤短期大学 講師（英語・英語学） 1979年3月 神戸女学院大学大学院英米文学研究科修士課程修了 文学修士 1981年4月 神戸女学院大学 講師（英語・英語学） 1988年11月 東京弁護士会登録 1988年11月 本林・青木・千葉法律事務所 （後に四谷あけぼの法律事務所に統合）入所 2008年4月 東京弁護士会 高齢者・障害者の権利に関する特別委員会 委員長就任 2010年4月 東京家庭裁判所 調停委員就任 2010年4月 東京都介護保険審査会 委員就任 2011年10月 (福)目黒区社会福祉事業団 理事就任（現任） 2016年8月 四谷あけぼの法律事務所開設 2021年6月 当社 社外取締役就任（現任） 2025年6月 銀座三丁目法律事務所開設（現在に至る）	(注3)	16,000
取締役	田中 仁	1963年1月25日生	1981年4月 前橋信用金庫（現 しなのめ信用金庫）入庫 1986年4月 ㈱スタジオクリップ入社 1987年4月 個人にて服飾雑貨製造卸業のジンプロダクツを創業 1988年7月 (有)ジェイアイエヌ（現 ㈱ジnzホールディングス）設立 代表取締役CEO就任（現任） 2011年6月 ㈱ブランドニューディ 代表取締役CEO就任 2012年9月 吉姿商貿（瀋陽）有限公司 董事長就任 2013年2月 晴姿商貿（上海）有限公司 （現 晴姿（上海）企業管理有限公司） 董事長就任 2013年2月 晴姿美視商貿（北京）有限公司 董事長就任 2013年12月 JINS US Holdings, Inc. CEO就任（現任） 2015年5月 ㈱ジnzノーマ 代表取締役就任（現任） 2015年6月 台湾晴姿股份有限公司 董事就任 2015年6月 オイシックス㈱（現 オイシックス・ラ・大地㈱） 社外取締役就任（現任） 2015年12月 JINS CAYMAN Limited Director就任 2016年2月 JINS ASIA HOLDINGS Limited Director就任 2018年5月 ㈱ジnzジャパン（現 ㈱ジnz） 代表取締役CEO就任 2018年12月 ㈱Think Lab 代表取締役CEO就任 2018年12月 台湾晴姿股份有限公司 董事長就任 2019年3月 バルミューダ㈱ 社外取締役就任 2021年6月 当社 社外取締役就任（現任） 2022年10月 めぶくグラウンド㈱ 社外取締役就任（現任） 2023年12月 ㈱ジnz 取締役就任（現任）	(注3)	26,000
取締役	國 宏明	1947年10月14日生	1970年4月 郵政省（現 総務省）入省 2002年1月 総務省 郵政企画管理局长 2003年4月 日本郵政公社 副総裁就任 2007年10月 郵便事業㈱（現 日本郵便㈱） 代表取締役社長就任 2013年6月 (公財)通信文化協会 理事長就任 2013年11月 三井住友海上火災保険㈱ 経営顧問就任 2022年6月 (公財)通信文化協会 会長就任 2025年6月 当社 社外取締役就任（現任）	(注3)	700

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株) (注8)
監査役 (常勤)	諫山 親	1958年6月7日生	1982年3月 東京大学 法学部卒業 1982年4月 郵政省（現 総務省）入省 1999年7月 同省 電気通信局電気通信事業部業務課 電気通信利用環境整備室長 2001年1月 総務省 総合通信基盤局電気通信事業部 料金サービス課電気通信利用環境整備室長 2001年7月 同省 大臣官房秘書課調査官 2002年8月 郵政事業庁 郵務部運行課長 2003年4月 日本郵政公社 郵便事業本部 オペレーション部輸送担当部長 2003年7月 同公社 オペレーション統括部業務部長 2004年6月 内閣官房 郵政民営化準備室参事官 2007年10月 郵便事業(株)（現 日本郵便(株)） 管理部門法務・コンプライアンス部長 2010年4月 同社 経営企画部門経営企画部長 2010年6月 同社 執行役員 経営企画部長就任 2012年2月 同社 常務執行役員 人事部長就任 2012年10月 日本郵便(株) 常務執行役員就任 2013年4月 同社 専務執行役員就任 2015年4月 同社 執行役員副社長就任 TOLL HOLDINGS LIMITED 取締役就任（豪州駐在） 2017年4月 日本郵政(株) 常務執行役就任 2019年6月 日本郵便(株) 取締役副社長兼執行役員副社長 就任 2021年6月 JP楽天ロジスティクス(株) 代表取締役社長就任 2025年6月 当社 社外監査役（常勤）就任（現任）	(注5)	—
監査役	松尾 清	1951年6月27日生	1974年3月 関西学院大学 商学部卒業 1977年9月 プライス・ウォーターハウス（現 プライス ウォーターハウスクーパース）入所 1982年3月 公認会計士登録 1986年3月 プライス・ウォーターハウス（現 プライス ウォーターハウスクーパース） ニューヨー ク事務所転籍 1992年7月 同所 米国パートナー就任 同所 日本企業部代表就任 1996年9月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人 トーマツ） ニューヨーク事務所入所 2000年5月 同監査法人 東京事務所勤務 2007年6月 同監査法人 東京事務所トータルサービス3 部 部門長 2010年10月 同監査法人 東京事務所グローバルサービス グループ 部門長 2013年4月 松尾清公認会計士事務所設立 代表就任（現任） 2013年6月 サンスター(株) 社外監査役就任 サンスター技研(株) 社外監査役就任 2015年6月 当社 社外監査役就任（現任） 2017年3月 SBIインシュアランスグループ(株) 社外監査役就任（現任） 2018年2月 H.I.S.Mobile(株) 社外監査役就任（現任）	(注6)	10,100

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株) (注8)
監査役	井上 伸一	1948年9月25日生	1970年11月 全日本空輸(株) (現 ANAホールディングス(株)) 入社 1995年6月 同社 運航本部運航サポート室運航企画部長 2001年4月 同社 運航本部業務推進室人材開発部長 2002年7月 同社 運航本部乗員室長 2003年7月 同社 運航本部副本部長 2005年4月 同社 執行役員就任 運航本部副本部長兼運航訓練室長 2006年4月 同社 執行役員就任 運航本部副本部長 2007年4月 同社 上席執行役員就任 運航本部副本部長 2008年4月 同社 上席執行役員就任 運航本部長 2008年6月 同社 取締役執行役員就任 運航本部長 2009年4月 同社 常務取締役執行役員就任 運航本部長 2010年6月 同社 常勤監査役就任 2014年6月 (公社)日本航空機操縦士協会 副会長就任 2016年6月 (一社)原子力安全推進協会 理事就任 2018年6月 (公社)日本航空機操縦士協会 会長就任 2018年6月 当社 社外監査役就任 (現任) 2019年4月 学校法人東京理科大学 監事就任 2021年11月 学校法人東京理科大学 監事就任	(注7)	10,000
監査役	大岸 聡	1957年3月18日生	1979年3月 東京大学 法学部卒業 1981年12月 第一東京弁護士会登録 1981年12月 西村真田法律事務所 (現 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業) アソシエイト 1987年1月 同事務所 パートナー 1989年6月 スタンフォード大学経営大学院 (MBA) 修了 2005年4月 東海大学法科大学院 教授 2005年4月 のぞみ債権回収(株) 常務取締役就任 2011年8月 日本オラクル(株) 社外取締役就任 2012年6月 野村不動産(株) 社外監査役就任 2012年6月 野村不動産ホールディングス(株) 社外監査役就任 2015年6月 同社 社外取締役 (監査等委員) 就任 2019年9月 合同会社LIZARD 代表社員就任 (現任) 2022年1月 シルフィード・アソシエイツ(株) 代表取締役就任 (現任) 2023年1月 J LX Partners法律事務所・外国法共同事業 パートナー (現任) 2023年6月 当社 社外監査役就任 (現任) 2023年9月 (一社)LIZARD 代表理事就任 (現任) 2024年6月 センティエント(株) 社外監査役就任 (現任)	(注6)	22,800
計					13,920,900

- (注) 1. 上記取締役のうち、寺本振透、山田喜彦、森葉子、田中仁及び團宏明は、社外取締役です。
2. 上記監査役の全員が、社外監査役です。
3. 2025年6月25日開催の第29回定時株主総会終結の時から2年間
4. 2024年6月26日開催の第28回定時株主総会終結の時から2年間
5. 2025年6月25日開催の第29回定時株主総会終結の時から4年間
6. 2023年6月28日開催の第27回定時株主総会終結の時から4年間
7. 2022年6月28日開催の第26回定時株主総会終結の時から4年間
8. 各役員の所有株式数は、2025年3月31日現在のものです。
9. 「MLPFS CUSTODY ACCOUNT」名義で所有している株式数を含めて記載しています。
10. 当社は執行役員制度を導入しており、本書提出日現在、以下の6名 (男性6名 女性0名) の執行役員が在任しています。なお、各執行役員の所有株式数は、2025年3月31日現在のものです。

役職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
常務執行役員	後藤 堅一	1958年4月2日生	1983年3月 日本大学 理工学部電子工学科卒業 1983年4月 日本圧電気(株) (現 アツデン(株)) 入社 1986年4月 日本モトローラ(株) 入社 1996年4月 同社 移動電話事業部第一技術部長 1998年8月 同社 パーソナルコミュニケーション事業部 技術部長 2000年10月 当社 マーケティング本部本部長付部長 2001年4月 当社 ソリューション開発本部副本部長 2002年4月 当社 マーケティング本部副本部長 2005年5月 当社 エンジニアリング統括部長 2009年7月 当社 プロダクトマーケティング アシスタントバイ スプレジデント 2014年11月 当社 プロダクトマーケティング&デベロップメント バイスプレジデント 2016年3月 当社 執行役員就任 2017年11月 クルーシステム(株) 取締役就任 (現任) 2018年11月 my FinTech(株) 取締役就任 2020年6月 コントゥアー・ネットワークス・ジャパン(株) 代表取締役社長就任 (現任) 2025年6月 当社 常務執行役員就任 (現任)	112,000
上席執行役員	横山 裕昭	1958年7月21日生	1981年3月 静岡大学 工学部情報工学科卒業 1981年4月 日本電気(株)入社 1991年6月 マサチューセッツ工科大学 (MIT) 大学院 経営学修士課程修了 1993年3月 アップルコンピュータ(株) (現 Apple Japan合同会社) 入社 1996年6月 同社 コンシューマ市場本部長 1997年6月 インテルーション(株) (現 GEデジタル・ジャパン(株)) 入社 企画部長 1998年1月 同社 代表取締役副社長就任 1998年6月 同社 代表取締役社長就任 2000年7月 (株)モバイルコンピューティングテクノロジーズ (現 ソーバル(株)) 設立 取締役就任 2001年1月 同社 専務取締役就任 2001年9月 同社 代表取締役社長就任 2002年1月 同社 代表取締役会長就任 2007年7月 同社 代表取締役社長就任 2010年3月 当社 技術開発統括バイスプレジデント 2010年6月 当社 執行役員就任 2010年10月 アレクセオ・ジャパン(株) (現 コントゥアー・ネット ワークス・ジャパン(株)) 代表取締役社長就任 2011年4月 当社 上席執行役員就任 (現任) 2014年5月 クルーシステム(株) 取締役就任 2016年3月 当社 C F O就任 2020年1月 セキュア I D(株) 代表取締役社長就任 (現任) 2020年6月 クルーシステム(株) 代表取締役社長就任 (現任) 2022年4月 パロアルト(株) 顧問就任 (現任)	129,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
執行役員	森島 裕	1967年3月6日生	1989年3月 東海大学 文学部卒業 1989年4月 エプソン販売㈱入社 1995年5月 アップルコンピュータ㈱(現 Apple Japan合同会社)入社 1998年10月 同社 ディストリビューション営業 マネージャ 2000年1月 同社 アカウントマネージメント/セールスプログラムデベロップメント マネージャ 2002年1月 同社 ダイレクトセールスチーム マネージャ 2002年7月 同社 ビジネス営業部アカウントセールスマネージャ 2004年1月 ボーダフォン㈱(現 ソフトバンク㈱)入社 2005年10月 同社 ホールセールビジネスユニット ホールセール営業部 シニアマネージャ 2006年5月 同社 マーケティング戦略本部料金企画部 シニアマネージャ 2006年11月 同社 法人事業統括部サービス企画部 シニアマネージャ 2007年2月 同社 法人事業統括部事業推進部 ジェネラルマネージャ 2008年1月 当社 ビジネスデベロップメント統括部長 2011年4月 当社 カスタマー・コミュニケーションズ・グループバイスプレジデント 2012年11月 丸紅無線通信㈱(現 丸紅ネットワークソリューションズ㈱)に出向 代表取締役副社長就任 営業・マーケティング部長 2013年8月 当社 ヒューマンリソース バイスプレジデント 2015年8月 当社 M S Pビジネスデベロップメント バイスプレジデント 2016年9月 当社 M V N Eビジネスデベロップメント バイスプレジデント 2017年8月 当社 執行役員就任(現任)	121,000
執行役員	グレッグ・ダイクマン (Greg Deickman)	1978年12月16日生	1997年1月 New Mexico Tech システムアドミニストレーター/プログラマー 2000年6月 ニューメキシコ工科大学卒業 コンピュータサイエンス理学士 2000年7月 Navidec Inc. ジュニアユニックスシステムアドミニストレーター 2001年3月 Colorado Access ユニックスシステムアドミニストレーター 2003年1月 同社 システムインテグレーションエンジニア 2005年1月 Computer and Communication Technologies Inc. (現 JCI US Inc.) 入社 シニアネットワークエンジニア 2006年7月 Communications Security and Compliance Technologies Inc. (現 JCI US Inc.) ネットワークエンジニアリング/IT マネージャ 2007年6月 同社 グローバルネットワークアーキテクト 2011年4月 Computer and Communication Technologies Inc. (現 JCI US Inc.) グローバルIT/IS バイスプレジデント 当社 アシスタントバイスプレジデント 2013年4月 Computer and Communication Technologies Inc. (現 JCI US Inc.) シニアバイスプレジデント 2015年5月 同社 プレジデント兼COO就任 2017年11月 当社 執行役員就任(現任) 2020年1月 セキュア I D㈱ 取締役就任(現任) 2020年6月 JCI US Inc. プレジデント兼COO(現任)	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
執行役員 C F O	小平 充	1962年8月12日生	1986年3月 高崎経済大学 経済学部経営学科卒業 1986年4月 新日本証券(株) (現 みずほ証券(株)) 入社 1987年11月 ボシロム・ジャパン(株) 管理部経理課主任 1992年9月 アンガマン・パス(株) マネージャ (ファイナンシャル コントローラー代理) 1996年5月 アセンドコミュニケーションズジャパン(株) ファイナンスディレクター 2000年9月 日本ルーセント・テクノロジー(株) (現 ノキアソ リューションズ&ネットワークス合同会社) インターネットワーキングシステムズ セールスディ レクター 2004年1月 ファイブフロント(株) 共同創業者C F O 2005年1月 ユーティースターコムジャパン(株) ファイナンシャルコントローラー 2005年1月 テレコム販売(株) ファイナンシャルコントローラー 2009年10月 ユーティースターコム・インク ファイナンシャルコ ントローラー (アジア太平洋地域) 2012年5月 InMobi Japan(株) ファイナンスディレクター (日本・ 韓国) 2015年9月 当社 ファイナンシャルコントローラー 2017年11月 当社 C F O代理 2018年5月 当社 執行役員C F O就任 (現任) 2018年6月 H.I.S.Mobile(株) 取締役就任 (現任) 2020年1月 セキュア I D(株) 取締役就任 (現任) 2018年11月 my FinTech(株) 取締役就任 (現任) 2020年6月 クルーシステム(株) 取締役就任 (現任)	118,000
執行役員	安藤 一郎	1960年9月29日	1986年3月 一橋大学 社会学部卒業 1986年4月 キヤノン(株) カメラ事業本部カメラプロダクトマーケ ティング部 1992年6月 ダートマス大学 タックビジネススクール卒業 1992年7月 Gemini Consulting Inc. プリンシパル 1998年8月 アメリカン・エクスプレス・インターナショナル Head of Strategic Planning Department of Corporate Services 1999年2月 同社 VP Head of Corporate Services 2002年4月 Bain & Company 2004年8月 ディー・エイチ・エル・ジャパン(株) 取締役就任 2006年7月 日本マクドナルド(株) 上席執行役員就任 2009年10月 レドックス・メディカル(株) 代表取締役CEO就任 2010年5月 レックス・ホールディングス(株) 代表取締役会長就任 2013年6月 ブリモ・ジャパン(株) 取締役会長就任 2016年7月 ソシエ・ジャパン(株) 代表取締役会長就任 2017年8月 (株)江戸一 代表取締役社長就任 2018年10月 (株)FiNC Technologies 取締役CSO就任 2020年4月 当社入社 2020年10月 my FinTech(株) 取締役就任 2022年6月 my FinTech(株) 代表取締役副社長就任 2024年5月 当社 執行役員就任 (現任)	234,500
計				714,500

② 社外役員の状況

- (i) 社外取締役及び社外監査役の員数並びに社外取締役及び社外監査役との人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係

<社外取締役>

(員数)

当社の取締役は8名であり、うち5名が社外取締役です。

(人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係)

- 人的関係 : 当社は、社外取締役田中仁が社外取締役を兼務しているめぶくグラウンド株式会社に、当社の取締役1名を社外取締役として派遣しています。
- 資本的关系 : 社外取締役寺本振透、山田喜彦、森葉子、田中仁及び團宏明は当社の株主です（所有株式数は「① 役員一覧」に記載のとおりです）。
当社は、社外取締役田中仁が社外取締役を兼務しているめぶくグラウンド株式会社に出資しています。
- 取引関係 : 当社は、社外取締役寺本振透が過去にパートナーとして在籍していた西村あさひ法律事務所・外国法共同事業から法律顧問等の法務サービスの提供を受けています。
当社は、社外取締役田中仁が社外取締役を兼務しているめぶくグラウンド株式会社にFPoSを活用した通信基盤及び認証基盤を提供しており、同社は2022年10月から、FPoSを利用したデジタルIDである「めぶくID」を発行する「めぶくアプリ」を運営しています。当社は同社から、同社の管理業務の支援、同社の事業に関する助言、同社のプロジェクトの管理及び推進の支援、同社のオペレーション業務の支援並びに同社が運用するシステムの保守にかかる業務を受託しています。
- その他の利害関係 : 当社は、社外取締役寺本振透が所属する国立大学法人九州大学に対し、電気通信と知的財産法または情報法との関係等の教育研究を支援する目的で寄付をしています。しかしながら、当該寄付の金額は、同氏に対する取締役報酬と合算しても当社所定の社外取締役報酬基準の範囲内であり、同氏の当社からの独立性に影響を与えるおそれはないものと判断しています。

<社外監査役>

(員数)

当社の監査役は4名であり、全員が社外監査役です。

(人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係)

- 人的関係 : 当社は、社外監査役松尾清が社外監査役を兼務しているH.I.S.Mobile株式会社に、当社の執行役員及び従業員各1名を同社の取締役として派遣しています。
- 資本的关系 : 社外監査役松尾清、井上伸一及び大岸聡は当社の株主です（所有株式数は「① 役員一覧」に記載のとおりです）。
社外監査役松尾清が社外監査役を兼務しているH.I.S.Mobile株式会社は、当社の持分法適用関連会社です。なお、同社に対する当社の持株比率は40%です。
- 取引関係 : 当社は、社外監査役松尾清が社外監査役を兼務しているH.I.S.Mobile株式会社からMVNE業務を受託しています。
当社は、社外監査役大岸聡が過去にパートナーとして在籍していた西村あさひ法律事務所・外国法共同事業から法律顧問等の法務サービスの提供を受けています。
- その他の利害関係 : 社外監査役が現在在任し、または過去に在籍した会社等との関係を含め、社外監査役と当社の間にその他の利害関係はありません。

(ii) 当該社外取締役及び社外監査役が企業統治において果たす機能及び役割並びに当該社外取締役または社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準または方針の内容

当社は、取締役会が重要事項について適切な意思決定を行い、代表権を有する業務執行取締役に対する経営監督機能を有効に果たしていくためには、業務執行取締役からの独立性を確保された、株主の代表としての社外取締役及び社外監査役が必要であると考えています。

また、いかに独立した社外取締役または社外監査役であっても、取締役会または監査役会の中で多数派でない場合に実効性のある監督・監視機能の発揮を期待することは実質的には困難であることから、取締役会または監査役会の過半数を社外取締役または社外監査役で構成することが必要であると考えています。

さらに、社外取締役及び社外監査役の役割が、一般株主の代表として企業価値の向上を追求するほか、業務執行に直接携わらない立場から、全体的かつ客観的に経営判断の妥当性を監督することである以上、様々な分野に関する豊富な知識、経験を持ち、国内外の社会・経済動向等に関する高い見識を有する方々に参加していただいています。

なお、当該社外取締役及び社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準または方針の内容は、「(1) コーポレート・ガバナンスの概要 ① コーポレート・ガバナンス体制 (ii) コーポレート・ガバナンス体制の概要及び当該体制を採用する理由 (d) 社外取締役及び社外監査役の独立性」に記載しています。

(iii) 社外取締役及び社外監査役の選任状況に関する考え方

当社では、取締役8名のうち5名が社外取締役、監査役4名全員が社外監査役となっています。

当社の社外取締役及び社外監査役は、いずれも、経営者等として豊富な経験を有し、業務執行取締役からの独立性を確保されており、当社の業務執行に対する厳格な監督機能及び監視機能を果たしています。また、社外取締役のうち1名以上は、法律に関する専門的な知見を有する者としており、社外監査役のうち1名以上は、財務・会計に関する専門的な知見を有するものとしています。当社の取締役会及び監査役会は、上記の要件を充足する社外取締役及び社外監査役が過半数を占めており、業務執行に直接携わらない立場からの監督、客観性のある助言及び多様な経営指標等に基づいた監視が確保されやすい体制となっています。

③ 社外取締役または社外監査役による監督または監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外監査役は業務監査を実施しているほか、常勤監査役（社外監査役）は、内部監査室と定期的に情報交換を行っています。内部監査の日程は常勤監査役に共有され、常勤監査役は、必要と認めた場合は、適宜、内部監査に出席しています。内部監査室は、内部監査終了後、内部監査報告書を代表取締役社長に提出しますが、内部監査報告書の写しは常勤監査役に提供され、常勤監査役が内部監査の問題点を把握することができる体制となっています。また、内部監査室長は、定期的に監査役会に出席し、内部監査の実施状況及び結果を社外監査役及び会計監査人に報告しています。

会計監査人は会計監査を実施しており、定期的に監査役会に出席し、監査報告及び説明を行うとともに、社外監査役及び内部監査室長との間で情報共有及び意見交換を行っています。

内部統制部門は財務報告に係る内部統制の評価を実施しており、同部門の責任者（内部監査室長が兼務）は、監査役会において、財務報告に係る内部統制の評価の進捗状況及び評価結果の報告（以下、「内部統制報告」という）を行うとともに、代表取締役社長に内部統制報告を行っています。代表取締役社長は、取締役会において、社外取締役及び社外監査役に対して、内部統制報告の内容を報告しています。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社の監査役は、常勤監査役1名を含む4名全員が社外監査役であり、業務執行取締役からの独立性が確保されています。各監査役は、いずれも企業経営、企業法務または行政における豊富な経験を有し、業務執行に対する実効的な監視機能を果たすことのできる体制となっています。また、監査役松尾清は、公認会計士として日本及び米国で長期にわたり会計監査に携わっており、財務及び会計に関する専門的な知見を有しています。

各監査役は、監査役会において監査の方針、職務の分担等を定め、これらに従って監査を実施しています。常勤監査役は、取締役会、監査役会に出席するほか、必要に応じて内部監査に出席しています。また、定期的に書類の閲覧等を実施することで日常業務を監査しています。非常勤監査役は、常勤監査役と情報交換を行うとともに、取締役会及び監査役会への出席等を通じて監査を実施しています。

当社は、当事業年度において監査役会を7回開催しており、各監査役の出席状況は次のとおりです。

役職名	氏名	出席回数（全7回）	出席率
常勤監査役（社外監査役）	勝野 成治	7回	100%
非常勤監査役（社外監査役）	松尾 清	7回	100%
非常勤監査役（社外監査役）	井上 伸一	7回	100%
非常勤監査役（社外監査役）	大岸 聡	7回	100%

また、当事業年度に開催した監査役会における具体的な検討内容は次のとおりです。

回次	具体的な検討内容
第1回	・ 定時取締役会の報告事項及び決議事項の事前確認 ・ 会計監査人、内部監査室及び内部統制部門との協議（2024年3月期に係る監査の実施状況の確認等） ・ 定時株主総会提出議案の事前確認 等
第2回	・ 会計監査人の監査報告書の確認 ・ 監査役監査報告書の提出 ・ 監査役会監査報告書の採択 等
第3回	・ 会計監査人の監査報酬に関する審議 ・ 有価証券報告書及び内部統制報告書の事前確認 ・ 会計監査人の評価に関する決議 等
第4回	・ 監査役会議長、常勤監査役及び特定監査役の選定 ・ 監査役報酬に関する協議 等
第5回	・ 定時取締役会の報告事項及び決議事項の事前確認 ・ 会計監査人、内部監査室及び内部統制部門との協議（2025年3月期第1四半期に係る監査の実施状況の確認等） ・ 監査役会監査計画書の決定 等
第6回	・ 定時取締役会の報告事項及び決議事項の事前確認 ・ 会計監査人、内部監査室及び内部統制部門との協議（2025年3月期第2四半期に係る監査の実施状況の確認等） 等
第7回	・ 定時取締役会の報告事項及び決議事項の事前確認 ・ 会計監査人、内部監査室及び内部統制部門との協議（2025年3月期第3四半期に係る監査の実施状況の確認等） 等

② 内部監査の状況、監査部門の相互連携及び内部監査の実効性を確保するための取組

当社の内部監査は、代表取締役社長直轄の組織である内部監査室（内部監査室長1名により構成）が定期的に業務監査を行い、その結果を代表取締役社長に報告しています。

内部監査室は、常勤監査役（社外監査役）と定期的に情報交換を行っています。内部監査の日程は常勤監査役に共有され、常勤監査役は、必要と認めた場合は、適宜、内部監査に出席しています。内部監査室は、内部監査終了後、内部監査報告書を代表取締役社長に提出しますが、内部監査報告書の写しは常勤監査役に提供され、常勤監査役が内部監査の問題点を把握することができる体制となっています。また、内部監査室長は、定期的に監査役会に出席し、内部監査の実施状況及び結果を社外監査役及び会計監査人に報告しています。なお、内部監査室が取締役会に対して直接報告を行う仕組みはありません。

会計監査人は、定期的に監査役会に出席し、監査報告及び説明を行うとともに、社外監査役及び内部監査室長との間で情報共有及び意見交換を行っています。

内部統制部門の責任者（内部監査室長が兼務）は、監査役会において財務報告に係る内部統制の評価の進捗状況及び評価結果の報告（以下、「内部統制報告」という）を行うとともに、代表取締役社長に内部統制報告を行っています。代表取締役社長は、取締役会において、社外取締役及び社外監査役に対して、内部統制報告の内容を報告しています。

③ 会計監査の状況

(i) 会計監査人である監査法人の名称

城南監査法人

(ii) 継続監査期間

4年間

（注）城南監査法人は、当社の前任の会計監査人である公認会計士山野井俊明氏及び公認会計士山川貴生氏が所属していた城南公認会計士共同事務所を母体として設立されたため、両氏の継続監査期間を含めて記載しています。

(iii) 業務を執行した公認会計士の氏名

塩 野 治 夫
坂 口 洋 二

(iv) 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他2名です。

(v) 会計監査人の選定方針及び理由

監査役会は、会計監査人の選定方針として、候補者の独立性、品質管理体制、監査の実施体制、監査報酬見積額の妥当性等を考慮することとしています。監査役会は、城南監査法人から提示された資料に基づき、これらの事項を総合的に勘案した結果、城南監査法人を当社の会計監査人として選定することが適当であると判断しました。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任することとしています。また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定することとしています。

監査役会は、城南監査法人を再任するにあたり、同監査法人が引き続き上記の選定方針に合致すること、また、解任または不信任に相当する事由が認められないことから、同監査法人を再任することが適当であると判断しました。

(vi) 監査役及び監査役会による会計監査人の評価

監査役会は、会計監査人の評価に係る基準を策定しており、各監査役及び監査役会は、これに基づき、会計監査人に対する評価を行っています。当該評価の結果、各監査役及び監査役会は、城南監査法人の独立性、品質管理体制、監査の実施体制、監査報酬額、監査役との意思疎通等の点において、特段の問題は認められないものと判断しています。

④ 監査報酬の内容等

(i) 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	24,600	—	24,600	—
連結子会社	—	—	—	—
計	24,600	—	24,600	—

(ii) 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する者に対する報酬（上記(i)を除く）

該当事項はありません。

(iii) 監査証明業務に基づく重要な報酬（上記(i)及び(ii)を除く）

該当事項はありません。

(iv) 監査報酬の決定方針

会社の規模・特性・監査日数等を勘案したうえで決定しています。

(v) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の報酬見積りに関して取締役より必要な資料を入手したうえで、報酬見積り額の算出根拠である監査項目の内容、監査時間等が適切であると認め、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

(i) 取締役の報酬等について

当社は、＜取締役の報酬等の決定方針＞を以下のとおり定めています。

当該決定方針は、2021年2月4日開催の取締役会決議により策定し、2022年6月28日開催の取締役会決議及び2024年6月26日開催の取締役会決議による改定を経て、2025年6月25日開催の取締役会決議で取締役C E Oが選任されたことを受けて同取締役会の決議により以下の内容に改定したものです。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等が、＜取締役の報酬等の決定方針（2025年6月25日付改定前）＞と整合し、当該決定方針に沿って決定されたことを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しています。

＜取締役の報酬等の決定方針＞

(a) 取締役の報酬等についての考え方

当社は1996年の創業時にMVNOという新たな事業モデルを生み出した後、一貫して同事業モデルを実践し、2007年の大手携帯事業者との相互接続や2016年のMVNO規制緩和など、新たなルールを作りながら事業を進めている。このように新たな領域で事業を推進していくには、グローバルな市場で競争することのできる人材が必要である。そのため、当社の取締役会は、取締役の報酬等について、従来の日本企業の枠によるのではなく、グローバルな人材市場における水準とするべきであると考えている。具体的には、取締役の報酬等の水準は、グローバルな市場で競争することのできる人材が、自身および家族に過度の犠牲または負担を強いることなく、当社の業務に専念することができる金額とすべきである。そのうえで、当社の取締役会は、取締役の報酬等が果たす役割について、短期的な利益の追求に向かうインセンティブではなく、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能することを目指している。また、当社は2024年2月13日に株式会社NTTドコモと音声相互接続について合意し、これにより、本来のMVNO事業モデルを実現できる目処が立ったことから、売上および収益の成長を継続することを課題として認識し、当社の取締役（社外取締役を除くものとし、以下、「業務執行取締役」という）の報酬として、これらに基づく業績連動型報酬を採用している。

(b) 取締役の報酬等の構成等

当社の業務執行取締役の報酬等は、金銭報酬（給与）、金銭報酬（業績連動型報酬）、非金銭報酬（社宅）および非金銭報酬（譲渡制限付株式）によって構成し、各報酬の割合は特段定めない。

当社の社外取締役の報酬等は、金銭報酬（給与）、非金銭報酬（社宅）および非金銭報酬（譲渡制限付株式）によって構成し、各報酬の割合は特段定めない。

金銭報酬（給与）は、基本報酬として毎月固定額を現金で支払う。

金銭報酬（業績連動型報酬）は、前連結会計年度の連結売上高および連結営業利益の成長率に連動した一定額を支払う。

非金銭報酬（社宅）は、取締役の社宅賃料のうち当社負担分にあたり、毎月固定額で発生するが、取締役に対して直接支払うものではない。

非金銭報酬（譲渡制限付株式）は、当社株式が上場する市場環境および会計制度等の影響を受けるため、毎年確定的に発行するものではなく、発行するか否かは、その時点において取締役会が判断する。

(c) 金銭報酬（給与）の決定方針

取締役の報酬のうち、金銭報酬（給与）の決定については、株主総会で承認された報酬総額の上限（年額9億6,000万円（うち社外取締役分：年額1億円以内）（使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まない））の範囲内で、取締役会決議により代表取締役社長兼C E O福田尚久に一任する。なお、当該報酬総額の上限は、2024年6月26日開催の第28回定時株主総会で決議されたものであり、当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち5名は社外取締役）である。

代表取締役社長兼C E O福田尚久は、C E Oとして当社の業績に対する責任を負っており、重要な業務執行として、取締役が担う役割および責務を踏まえ、インセンティブとして適切な金銭報酬の額を決定する方針である。

(d) 金銭報酬（業績連動型報酬）の決定方針

業務執行取締役の報酬のうち、金銭報酬（業績連動型報酬）の決定については、株主総会で承認された算定方法（各業務執行取締役の金銭報酬（給与）の年額に連結売上高の成長率に応じて設定した係数（下記①）と連結営業利益の成長率に応じて設定した係数（下記②）の平均値（0～1.5）を乗じる）に基づいて算出された金額の範囲内で、取締役会決議により代表取締役社長兼CEO福田尚久に一任する。なお、当該報酬額の算定方法は、2024年6月26日開催の第28回定時株主総会で決議されたものであり、当該株主総会終結時点の業務執行取締役の員数は2名である。

代表取締役社長兼CEO福田尚久は、CEOとして当社の業績に対する責任を負っており、重要な業務執行として、取締役が担う役割および責務を踏まえ、インセンティブとして適切な金銭報酬の額を決定する方針である。

①連結売上高の成長率に応じて設定した係数

前々連結会計年度の連結売上高に対する 前連結会計年度の連結売上高の成長率	係数
10%未満	0
10%以上20%未満	0.5
20%以上30%未満	1.0
30%以上	1.5

②連結営業利益の成長率に応じて設定した係数

前々連結会計年度の連結営業利益に対する 前連結会計年度の連結営業利益の成長率	係数
20%未満	0
20%以上30%未満	0.5
30%以上40%未満	1.0
40%以上	1.5

(e) 非金銭報酬（社宅）の決定方針

取締役の報酬のうち、非金銭報酬（社宅）の決定については、株主総会で承認された報酬総額の上限（月額500万円）の範囲内で、取締役会で策定した社内規程に基づいている。なお、当該報酬総額の上限は、2005年6月29日開催の第9回定時株主総会で決議されたものであり、当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち5名は社外取締役）である。

取締役会は、会社の成長に必要な人材を確保し当該人材の能力を十分に発揮するための住環境を付与することを目的として、原則として通勤の便宜および生活環境を考慮して非金銭報酬（社宅）を決定する方針である。

(f) 非金銭報酬（譲渡制限付株式）の決定方針

取締役の報酬のうち、非金銭報酬（譲渡制限付株式）の決定については、取締役会において、当社株式の希釈化率を考慮して譲渡制限付株式の発行総数を決定したうえで、取締役が担う役割および責務を踏まえ、インセンティブとして適切な数を付与することを決定する方針である。

(ii) 監査役の報酬等について

当社の監査役の報酬等には、金銭報酬（給与）及び非金銭報酬（ストックオプション）があります。

監査役の報酬のうち、金銭報酬（給与）については、株主総会で承認された報酬総額の上限（年額1億円）の範囲内で、監査役の協議により決定しています。なお、当該報酬総額の上限は、2024年6月26日開催の第28回定時株主総会で決議されたものであり、当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名（全員が社外監査役）です。

監査役の報酬のうち、非金銭報酬（ストックオプション）は、毎年確定的に発行するものではなく、発行するか否かは、その時点において取締役会が決定します。

② 業績連動型報酬に関する事項

(i) 業務執行取締役の金銭報酬（業績連動型報酬）に係る指標

当社は、連結売上高の成長率及び連結営業利益の成長率に応じて設定した係数の平均値を業務執行取締役の金銭報酬（業績連動型報酬）に係る指標としています。当該指標の詳細は、上記①(i)に記載の＜取締役の報酬等の決定方針＞の「(d) 金銭報酬（業績連動型報酬）の決定方針」に記載のとおりです。

(ii) 当該指標を選択した理由

当社は、2026年5月にドコモの音声・SMS網との相互接続に基づく新サービスの提供を予定するなど、事業環境が次の段階に移行したことを受け、経営体制を強化するとともに、業務執行取締役の報酬と当社グループの業績との連動性をより一層強めることにより、業務執行取締役に当社グループの業績を持続的に向上させるインセンティブを与えることを目的として、業務執行取締役の金銭報酬（業績連動型報酬）を導入しました。この目的に鑑み、当社グループの業績の持続的な向上を示す指標として、連結売上高の成長率及び連結営業利益の成長率に応じて設定した係数の平均値を選択しました。

(iii) 業務執行取締役の金銭報酬（業績連動型報酬）の額の決定方法

業務執行取締役の金銭報酬（業績連動型報酬）の額の決定については、上記①(i)に記載の＜取締役の報酬等の決定方針＞の「(d) 金銭報酬（業績連動型報酬）の決定方針」に記載のとおり、各業務執行取締役の金銭報酬（給与）の年額に連結売上高の成長率に応じて設定した係数と連結営業利益の成長率に応じて設定した係数の平均値（0～1.5）を乗じた額の範囲内で、取締役会決議により代表取締役社長兼CEO福田尚久に一任しています。

(iv) 当事業年度における当該指標の目標及び実績

当社は、当事業年度における業務執行取締役の金銭報酬（業績連動型報酬）に係る指標の目標については、特段設けておりません。

また、当事業年度における業務執行取締役の金銭報酬（業績連動型報酬）に係る指標の実績については、前々連結会計年度の連結売上高に対する前連結会計年度の連結売上高の成長率が21.8%（係数1.0）、前々連結会計年度の連結営業利益に対する前連結会計年度の連結営業利益の成長率が53.7%（係数1.5）となり、両係数の平均値は1.25となります。そのため、当事業年度の金銭報酬（業績連動型報酬）は、各業務執行取締役の金銭報酬（給与）の年額に1.25を乗じた額の4分の3以内となりますが、当事業年度においては、当連結会計年度の連結営業利益が減益となったこと、ドコモの音声・SMS網との相互接続を実現するためのネットワークシステム等の設備投資のために多額の資金を要すること等を踏まえ、金銭報酬（業績連動型報酬）は0円と決定しました。

③ 非金銭報酬等の内容に関する事項

- (i) 取締役の非金銭報酬（社宅）は社宅賃料のうち当社負担分にあたり、その決定方針は上記①(i)に記載の＜取締役の報酬等の決定方針＞の「(e) 非金銭報酬（社宅）の決定方針」に記載のとおりです。
- (ii) 取締役の非金銭報酬（譲渡制限付株式）は職務執行の対価として交付する当社の普通株式であり、その決定方針は上記①(i)に記載の＜取締役の報酬等の決定方針＞の「(f) 非金銭報酬（譲渡制限付株式）の決定方針」に記載のとおりです。
- (iii) 監査役の非金銭報酬（ストックオプション）は当社の新株予約権であり、その決定方針は上記①(ii)に記載のとおりです。

④ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

- (i) 取締役の金銭報酬（給与）は、2024年6月26日開催の第28回定時株主総会において年額9億6,000万円以内（うち社外取締役分：年額1億円以内）（ただし、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まない）と承認されています。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち5名は社外取締役）です。
- (ii) 業務執行取締役の金銭報酬（業績連動型報酬）は、2024年6月26日開催の第28回定時株主総会において、各業務執行取締役の金銭報酬（給与）の年額に連結売上高の成長率に応じて設定した係数（注）と連結営業利益の成長率に応じて設定した係数（注）の平均値（0～1.5）を乗じた額の範囲内（なお、2025年3月期の業務執行取締役の金銭報酬（業績連動型報酬）については、当該算定方法で算出された金額の4分の3以内）と承認されています。当該株主総会終結時点の業務執行取締役の員数は2名です。

（注）各係数は、上記①(i)に記載の＜取締役の報酬等の決定方針＞の「(d) 金銭報酬（業績連動型報酬）の決定方針」に記載のとおりです。

- (iii) 取締役の非金銭報酬（社宅）は、2005年6月29日開催の第9回定時株主総会において月額500万円以内と承認されています。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち5名は社外取締役）です。
- (iv) 取締役の非金銭報酬（譲渡制限付株式）は、2022年6月28日開催の第26回定時株主総会において年間56万株以内、年額1億円以内と承認されています。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち5名は社外取締役）です。なお、当該株主総会決議において承認された、取締役に非金銭報酬（譲渡制限付株式）を付与する制度（以下、「本制度」といいます）の概要は、以下のとおりです。

・本制度において、取締役は、当社の取締役会決議に基づき、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、各取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するものとする。

- ・本制度において取締役に対して発行または処分される当社の普通株式の総数は、年間56万株以内、年額1億円以内とする。ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整することができる。
- ・本制度に基づく取締役に対する当社の普通株式の発行または処分にあたり、取締役は金銭の払込み等を要しないものとする。
- ・本制度に基づく取締役に対する当社の普通株式の発行または処分にあたり、当社と取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という）を締結するものとする。

(a) 譲渡制限期間

取締役は、本割当契約により割当てを受けた日（以下、「本割当日」という）から5年間（以下、「本譲渡制限期間」という）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「本譲渡制限」という）。

(b) 無償取得事由

取締役が、本譲渡制限期間中に、当社の取締役の地位から退任した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、当該取締役が退任した時点において本譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得する。なお、その他の無償取得事由は、当社の取締役会決議に基づき、本割当契約に定めるところによる。

(c) 譲渡制限の解除

上記(a)の定めにかかわらず、当社は、取締役が、次の各号に掲げる各期間の末日までの期間中、継続して当社の取締役の地位にあることを条件として、当該各期間が満了した時点において、当該各号に定める割合で、本割当株式につき、本譲渡制限を解除する（以下、当該各期間毎の解除をそれぞれ「各本譲渡制限解除」という）。

- ア. 割当てを受けた日から2年間：本割当株式の数の4分の1
- イ. 割当てを受けた日から3年間：本割当株式の数の4分の1
- ウ. 割当てを受けた日から4年間：本割当株式の数の4分の1
- エ. 割当てを受けた日から5年間：左記期間が満了した時点において本譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部

ただし、取締役が当該各号に掲げる各期間の末日までに、各本譲渡制限解除を希望しない旨の申出（以下、「本申出」という）を行った場合、本申出を行った当該各期間が満了した時点における各本譲渡制限解除を行わないものとする。その場合、本申出を行った当該各期間の次の期間（ただし、次の期間の末日までに再度本申出を行った場合には、さらにその次の期間とし、それ以降も同様とする）が満了した時点をもって、本申出により各本譲渡制限解除が行われなかった各期間における当該各号に掲げる各割合を合算した割合（上記エ. に掲げる期間が満了した時点まで一度も各本譲渡制限解除が行われなかった場合は本割当株式の全部）で、本割当株式につき、本譲渡制限を解除する。

また、本譲渡制限期間中に、取締役が死亡または当社の取締役としての役務提供を継続することが困難な重大な傷病により当社の取締役の地位から退任した場合、本割当日から当該退任までの期間中、継続して当社の取締役の地位にあることを条件として、当該退任の直後の時点をもって、当該時点において本譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部につき、本譲渡制限を解除する。

また、当社は、本譲渡制限期間が満了した時点において上記の定めに基づき本譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

(d) 組織再編等における取扱い

上記(a)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本割当日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、本譲渡制限を解除する。

また、上記に規定する場合においては、当社は、上記の定めに基づき本譲渡制限が解除された直後の時点において、なお本譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

(e) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

なお、本制度により取締役に割り当てられた株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に取締役が開設する専用口座で管理される。

⑤ 監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

- (i) 監査役の金銭報酬（給与）は、2024年6月26日開催の第28回定時株主総会において年額1億円以内と承認されています。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名（全員が社外監査役）です。
- (ii) 監査役の非金銭報酬（ストックオプション）は、2011年6月21日開催の第15回定時株主総会において年額100万円以内と承認されています。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名（全員が社外監査役）です。

⑥ 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者に関する事項

- (i) 取締役の金銭報酬（給与）については、取締役会が代表取締役社長兼CEO福田尚久に各取締役の金銭報酬（給与）の額の決定を委任し、代表取締役社長兼CEO福田尚久が各取締役の金銭報酬（給与）の額を決定しています。取締役会が同氏に委任した理由は、取締役が担う役割及び責務を踏まえ、インセンティブとして適切な金銭報酬の額を決定することは重要な業務執行であり、CEOとして当社の業績に対する責任を負っている代表取締役社長兼CEOが決定すべき事項であると判断したためです。なお、当社の取締役会は社外取締役が過半数を占めており、社外取締役は、一般株主の代表として企業価値の向上を追求し、全体的かつ客観的に経営判断の妥当性を監督する立場から、取締役の業務執行を監督しています。
- (ii) 業務執行取締役の金銭報酬（業績連動型報酬）については、取締役会が代表取締役社長兼CEO福田尚久に各業務執行取締役の金銭報酬（業績連動型報酬）の額の決定を委任し、代表取締役社長兼CEO福田尚久が各業務執行取締役の金銭報酬（業績連動型報酬）の額を決定します。取締役会が同氏に委任した理由は、業務執行取締役が担う役割及び責務を踏まえ、インセンティブとして適切な金銭報酬の額を決定することは重要な業務執行であり、CEOとして当社の業績に対する責任を負っている代表取締役社長兼CEOが決定すべき事項であると判断したためです。なお、当社の取締役会は社外取締役が過半数を占めており、社外取締役は、一般株主の代表として企業価値の向上を追求し、全体的かつ客観的に経営判断の妥当性を監督する立場から、取締役の業務執行を監督しています。
- (iii) 取締役の非金銭報酬（社宅）については、株主総会で承認された報酬総額の上限の範囲内で、取締役会で策定した社内規程に基づき、代表取締役社長兼CEO福田尚久が決定しています。
- (iv) 取締役の非金銭報酬（譲渡制限付株式）については、上記①(i)に記載の＜取締役の報酬等の決定方針＞の「(f) 非金銭報酬（譲渡制限付株式）の決定方針」に基づき、取締役会が決定します。
- (v) 監査役の非金銭報酬（給与）については、上記①(ii)に記載のとおり、株主総会で承認された報酬総額の上限の範囲内で、監査役の協議により決定しています。
- (vi) 監査役の非金銭報酬（ストックオプション）については、事前に監査役が協議した上で、取締役会が決定しています。

⑦ 当事業年度の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動内容

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等が上記①(i)に記載の＜取締役の報酬等の決定方針（2025年6月25日付改定前）＞と整合し、当該決定方針に沿って決定されたことを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しました。

また、2022年7月20日に開催した取締役会において、取締役の非金銭報酬（譲渡制限付株式）の内容を審議・承認し、譲渡制限付株式（2022年8月15日発行）の発行を決議しました。

さらに、2024年6月26日に開催した取締役会において、取締役の非金銭報酬（譲渡制限付株式）の内容を審議・承認し、譲渡制限付株式（2024年7月17日発行）の発行を決議しました。

⑧ 役員報酬

(i) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる 役員の員数 （人）
		金銭報酬		非金銭報酬等		
		給与 （注２）	業績連動型報 酬（注３）	社宅 （注４）	譲渡制限付株 式（注５）	
取締役 （社外取締役を除く）	556,088	498,012	—	26,340	31,736	2
社外取締役	52,564	49,614	—	—	2,949	5
監査役（注１）	48,834	48,834	—	—	—	4

(注) 1. 全員が社外監査役です。

2. 当社はグローバルな事業展開を推進するため、当事業年度から、役員報酬及び従業員の給与を当該役員または従業員の居住国の通貨により支払うことといたしました。当該居住国の通貨と日本円との換算は、購買力平価を採用しています。これに伴い、取締役三田聖二に対する金銭報酬(給与)は、従前の日本円による報酬額を購買力平価によって米ドルに換算した金額を支給しています。なお、取締役(社外取締役を除く)に対する金銭報酬(給与)の総額には、当社が取締役三田聖二に米ドルで支給した金銭報酬(給与)の金額を当該支給時点の為替レートを用いて再度日本円に換算した額を算入しています。
3. 取締役(社外取締役を除く)に対する金銭報酬(業績連動型報酬)に係る指標は連結売上高の成長率及び連結営業利益の成長率であり、その実績はそれぞれ21.8%(係数1.0)及び53.7%(係数1.5)となります。当事業年度の高金銭報酬(業績連動型報酬)は、各取締役(社外取締役を除く)の高金銭報酬(給与)の年額に両係数の平均値である1.25を乗じた額の4分の3以内となりますが、当事業年度においては、連結営業利益が減益となったこと、ドコモの音声・SMS網との相互接続を実現するためのネットワークシステム等の設備投資のために多額の資金を要すること等を踏まえ、金銭報酬(業績連動型報酬)は0円と決定しました。
4. 非金銭報酬等のうち社宅は、社宅賃料のうち当社負担分を記載しています。
5. 非金銭報酬等のうち譲渡制限付株式は、当事業年度における費用計上額を記載しています。

(ii) 役員ごとの連結報酬等の総額及び連結報酬等の種類別の額（注1）

氏名	連結報酬等の総額 (千円)	役員区分	会社区分	連結報酬等の種類別の額（千円）			
				金銭報酬		非金銭報酬等	
				給与 (注2)	業績連動型報酬 (注3)	社宅 (注4)	譲渡制限付株式 (注5)
三田 聖二	332,723	取締役	提出会社	302,253	—	16,770	13,700
福田 尚久	223,364	取締役	提出会社	195,759	—	9,570	18,035

- (注) 1. 当事業年度において連結報酬等の総額が1億円以上であった役員を記載しています。
2. 当社はグローバルな事業展開を推進するため、当事業年度から、役員報酬及び従業員の給与を当該役員または従業員の居住国の通貨により支払うことといたしました。当該居住国の通貨と日本円との換算は、購買力平価を採用しています。これに伴い、取締役三田聖二に対する金銭報酬（給与）は、従前の日本円による報酬額を購買力平価によって米ドルに換算した金額を支給しています。なお、取締役三田聖二に対する金銭報酬（給与）の額には、当社が取締役三田聖二に米ドルで支給した金銭報酬（給与）の金額を当該支給時点の為替レートを用いて再度日本円に換算した額を算入しています。
3. 取締役（社外取締役を除く）に対する金銭報酬（業績連動型報酬）に係る指標は連結売上高の成長率及び連結営業利益の成長率であり、その実績はそれぞれ21.8%（係数1.0）及び53.7%（係数1.5）となります。当事業年度の金銭報酬（業績連動型報酬）は、各取締役（社外取締役を除く）の金銭報酬（給与）の年額に両係数の平均値である1.25を乗じた額の4分の3以内となりますが、当事業年度においては、連結営業利益が減益となったこと、ドコモの音声・SMS網との相互接続を実現するためのネットワークシステム等の設備投資のために多額の資金を要すること等を踏まえ、金銭報酬（業績連動型報酬）は0円と決定しました。
4. 非金銭報酬等のうち社宅は、社宅賃料のうち当社負担分を記載しています。
5. 非金銭報酬等のうち譲渡制限付株式は、当事業年度における費用計上額を記載しています。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社が当事業年度に係る貸借対照表に投資有価証券として計上している株式は、純投資目的（専ら株価の上昇による譲渡益または配当等の株主還元を目的とするもの）で保有する株式ではありません。そのため、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式に区分しています。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社が保有している保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式は非上場株式であるため、記載を省略いたします。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (千円)
非上場株式	2	52,950
非上場株式以外の株式	—	—

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)
該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)
該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しています。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しています。
- また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しています。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表について、城南監査法人による監査を受けています。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っています。具体的には、会計基準等の内容や変更等を適時適切に把握し、的確に対応出来るようにするため、各種団体の主催する講習会に参加する等積極的な情報収集活動に努めています。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,518,019	4,300,365
売掛金	724,584	796,320
商品	69,063	49,284
貯蔵品	68	—
未収入金	111,888	98,834
その他	132,634	269,813
貸倒引当金	△3,275	△7,411
流動資産合計	3,552,984	5,507,208
固定資産		
有形固定資産		
建物	87,186	138,091
減価償却累計額	△75,030	△78,138
建物（純額）	12,156	59,952
車両運搬具	11,021	27,110
減価償却累計額	△7,181	△10,632
車両運搬具（純額）	3,840	16,478
工具、器具及び備品	828,696	946,691
減価償却累計額	△672,218	△748,928
工具、器具及び備品（純額）	156,478	197,763
リース資産	342,537	342,537
減価償却累計額	△288,421	△307,113
リース資産（純額）	54,115	35,424
土地	—	59,918
建設仮勘定	4,460	—
有形固定資産合計	231,051	369,536
無形固定資産		
商標権	3,308	4,289
ソフトウェア	290,865	370,733
ソフトウェア仮勘定	40,599	440,005
無形固定資産合計	334,773	815,028
投資その他の資産		
投資有価証券	※ 149,841	※ 166,341
長期貸付金	—	300,000
敷金及び保証金	106,910	84,380
その他	34,193	70,344
投資その他の資産合計	290,946	621,066
固定資産合計	856,771	1,805,631
繰延資産		
社債発行費	—	27,771
繰延資産合計	—	27,771
資産合計	4,409,755	7,340,611

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	356,786	473,613
1年内償還予定の社債	—	286,000
未払金	122,801	181,435
未払法人税等	190,655	67,055
前受収益	113,829	105,240
預り金	341,072	341,948
その他	177,347	217,834
流動負債合計	1,302,492	1,673,128
固定負債		
社債	—	1,714,000
長期未払金	12,225	9,404
長期前受収益	61,309	33,267
リース債務	53,829	40,250
固定負債合計	127,364	1,796,922
負債合計	1,429,857	3,470,050
純資産の部		
株主資本		
資本金	545,666	600,350
資本剰余金	233,952	288,636
利益剰余金	1,895,653	2,745,019
自己株式	△2,192	△2,192
株主資本合計	2,673,080	3,631,813
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	95,854	70,516
その他の包括利益累計額合計	95,854	70,516
新株予約権	116,272	116,215
非支配株主持分	94,690	52,015
純資産合計	2,979,898	3,870,560
負債純資産合計	4,409,755	7,340,611

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
売上高	7,400,748	9,238,862
売上原価	※1,※3 4,138,372	※1,※3 5,396,150
売上総利益	3,262,376	3,842,711
販売費及び一般管理費	※2,※3 2,123,302	※2,※3 2,880,226
営業利益	1,139,073	962,484
営業外収益		
受取利息	18	2,931
為替差益	21,704	23,411
持分法による投資利益	18,321	16,499
償却債権取立益	5,990	—
雑収入	3,290	800
営業外収益合計	49,324	43,643
営業外費用		
支払利息	1,794	2,040
社債利息	—	400
社債発行費償却	—	334
雑損失	3,084	3,140
営業外費用合計	4,879	5,915
経常利益	1,183,519	1,000,212
特別利益		
固定資産売却益	—	※6 150
新株予約権戻入益	—	57
受取損害賠償金	※4 75,869	—
買付契約評価引当金戻入額	※5 287,979	—
特別利益合計	363,848	208
特別損失		
通信設備除却費用負担金	—	35,729
特別損失合計	—	35,729
税金等調整前当期純利益	1,547,368	964,691
法人税、住民税及び事業税	224,089	158,000
法人税等合計	224,089	158,000
当期純利益	1,323,278	806,690
非支配株主に帰属する当期純損失(△)	△42,055	△42,675
親会社株主に帰属する当期純利益	1,365,334	849,366

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益	1,323,278	806,690
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	△18,618	△25,338
その他の包括利益合計	△18,618	△25,338
包括利益	1,304,660	781,352
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,346,715	824,027
非支配株主に係る包括利益	△42,055	△42,675

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	535,822	224,109	530,319	△2,192	1,288,058
当期変動額					
譲渡制限付株式報酬	9,843	9,843			19,687
親会社株主に帰属する当期純利益			1,365,334		1,365,334
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	9,843	9,843	1,365,334	—	1,385,021
当期末残高	545,666	233,952	1,895,653	△2,192	2,673,080

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	114,472	114,472	96,218	35,646	1,534,395
当期変動額					
譲渡制限付株式報酬					19,687
親会社株主に帰属する当期純利益					1,365,334
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△18,618	△18,618	20,054	59,044	60,480
当期変動額合計	△18,618	△18,618	20,054	59,044	1,445,502
当期末残高	95,854	95,854	116,272	94,690	2,979,898

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	545,666	233,952	1,895,653	△2,192	2,673,080
当期変動額					
譲渡制限付株式報酬	54,683	54,683			109,367
親会社株主に帰属する当期純利益			849,366		849,366
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	54,683	54,683	849,366	－	958,733
当期末残高	600,350	288,636	2,745,019	△2,192	3,631,813

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	95,854	95,854	116,272	94,690	2,979,898
当期変動額					
譲渡制限付株式報酬					109,367
親会社株主に帰属する当期純利益					849,366
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△25,338	△25,338	△57	△42,675	△68,071
当期変動額合計	△25,338	△25,338	△57	△42,675	890,661
当期末残高	70,516	70,516	116,215	52,015	3,870,560

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,547,368	964,691
減価償却費	175,684	198,129
受取利息及び受取配当金	△18	△2,931
支払利息及び社債利息	1,794	2,440
持分法による投資損益 (△は益)	△18,321	△16,499
為替差損益 (△は益)	△23,581	△24,400
買付契約評価引当金戻入額	△287,979	—
固定資産売却益	—	△150
新株予約権戻入益	—	△57
通信設備除却費用負担金	—	35,729
売上債権の増減額 (△は増加)	△145,683	△71,273
棚卸資産の増減額 (△は増加)	5,975	9,119
仕入債務の増減額 (△は減少)	△274,427	116,609
未収入金の増減額 (△は増加)	△111,784	13,053
前受収益の増減額 (△は減少)	△11,383	△8,257
長期前受収益の増減額 (△は減少)	△7,411	△31,096
未払又は未収消費税等の増減額	28,545	△46,389
その他	286,014	67,822
小計	1,164,791	1,206,538
利息及び配当金の受取額	18	1,282
利息の支払額	△1,794	△2,040
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△167,030	△275,595
損害賠償金の受取額	75,869	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,071,855	930,183
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△95,487	△257,266
有形固定資産の売却による収入	—	150
無形固定資産の取得による支出	△121,070	△545,680
長期貸付けによる支出	—	△300,000
投資有価証券の取得による支出	△2,950	—
敷金及び保証金の差入による支出	△1,311	△838
敷金及び保証金の回収による収入	7,528	2,178
その他	10	△3,276
投資活動によるキャッシュ・フロー	△213,280	△1,104,732
財務活動によるキャッシュ・フロー		
社債の発行による収入	—	1,971,893
新株予約権の買入消却による支出	△8,529	—
リース債務の返済による支出	△9,790	△14,029
非支配株主からの払込みによる収入	93,332	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	75,012	1,957,864
現金及び現金同等物に係る換算差額	3,813	△969
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	937,400	1,782,345
現金及び現金同等物の期首残高	1,580,619	2,518,019
現金及び現金同等物の期末残高	※ 2,518,019	※ 4,300,365

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 6社

連結子会社名

JCI US Inc.

JCI Europe Communications Limited

コントゥアー・ネットワークス・ジャパン株式会社

クルーシステム株式会社

my FinTech株式会社

セキュアID株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数 1社

会社名 H.I.S.Mobile株式会社

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しています。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等 総平均法に基づく原価法

ロ 棚卸資産

総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く。)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しています。

なお、主要な耐用年数は次のとおりです。

建物 7～29年

工具、器具及び備品 3～10年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア

利用可能期間（5年）に基づく定額法

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定率法を採用しています。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して、回収不能見込額を計上しています。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

イ MVNO事業

MVNO事業は、当社グループがMVNOとして自社ブランドによりモバイル通信サービスを提供する事業です。通信サービスは、各種通信回線の利用を可能な状態にしておくサービスであることから、通常は契約期間にわたって履行義務が充足されると判断しているため、収益は当該履行義務が充足される契約期間にわたり計上しています。通信機器の販売は、出荷と引き渡し時点で重要な相違はなく、出荷した時点で顧客が当該商品に対する支配を獲得していることから、履行義務が充足されると判断し、出荷した時点で収益を認識しています。

ロ MVNE事業及びMSP事業

MVNE事業及びMSP事業は、当社グループが国内外で各パートナーの要望に応じたモバイル通信サービスやモバイルソリューションを提供する事業です。主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は、MVNO事業と同様です。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しています。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書上の現金同等物は、取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっています。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

繰延資産の処理方法

社債発行費

社債償還期間にわたり均等償却しています。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものはありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中です。

(連結貸借対照表関係)

※ 関連会社に対するものは、次のとおりです。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
投資有価証券(株式)	96,891千円	113,391千円

(連結損益計算書関係)

※ 1 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損(△は戻入益)が売上原価に含まれています。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
	△5,213千円	17,535千円

※ 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
給与手当	952,459千円	1,202,560千円
地代家賃	188,409	190,542
貸倒引当金繰入額	1,943	6,505

※ 3 一般管理費及び売上原価に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
	193,730千円	155,605千円

※ 4 受取損害賠償金

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当社が2015年にQuanta Computer Inc.(以下、「Quanta」という)に製造を委託したスマートフォンについて、2016年からQuantaと係争中でありましたが、2023年5月25日に東京地方裁判所で第一審判決の言渡しを受け、控訴期間の経過により、2023年6月9日に同判決が確定しました。これに伴い、同判決に基づく受取損害賠償金(遅延損害金を含む)を計上したものです。

※ 5 買付契約評価引当金戻入額

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当社がQuantaに対し受領を拒絶していたスマートフォンの代金相当額を係争期間において負債として計上していた買付契約評価引当金を戻し入れたものです。

※ 6 固定資産売却益の内容は次のとおりです。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

車両運搬具 150千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	165,009,239	—	—	165,009,239
合計	165,009,239	—	—	165,009,239
自己株式				
普通株式	15,004	—	—	15,004
合計	15,004	—	—	15,004

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	第5回新株予約権(第三者割 当て)	普通株式	17,770	—	17,770	—	—
	ストック・オプションとして の新株予約権	—	—	—	—	—	116,272
合計		—	17,770	—	17,770	—	116,272

(注) 第5回新株予約権(第三者割当て)の当連結会計年度減少は、新株予約権の買入消却によるものです。

3. 配当に関する事項

該当する事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	165,009,239	914,500	—	165,923,739
合計	165,009,239	914,500	—	165,923,739
自己株式				
普通株式	15,004	—	—	15,004
合計	15,004	—	—	15,004

(注) 発行済株式の普通株式の増加株式数914,500株は、譲渡制限付株式の発行によるものです。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとして の新株予約権	—	—	—	—	—	116,215
合計		—	—	—	—	—	116,215

3. 配当に関する事項

該当する事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
現金及び預金勘定	2,518,019千円	4,300,365千円
現金及び現金同等物	2,518,019	4,300,365

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として移動体通信事業における設備(工具、器具及び備品)です。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりです。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位: 千円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
1年内	120,870	109,882
1年超	318,659	208,776
合計	439,530	318,659

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な銀行預金と投資適格格付けのMMFに限定しています。また、設備投資資金の調達を目的として社債を発行するとともにリース契約を利用しています。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスクならびにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、取引開始時に信用調査を行うほか、当社の債権管理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状態等の悪化による貸倒懸念の早期把握と軽減を図っています。

買掛金、未払金はそのほとんどが2カ月以内の支払期日です。

社債にかかる支払金利の変動リスクを抑制するために、固定金利による調達をすることでリスクの低減を図っています。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、買掛金、未払金及び預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。また、投資有価証券（前連結会計年度の連結貸借対照表計上額149,841千円、当連結会計年度の連結貸借対照表計上額166,341千円）は、市場価格のない株式です。

前連結会計年度（2024年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
リース債務 (※)	67,858	67,604	△254

(※) リース債務（流動）を含めた残高を記載しています。

当連結会計年度（2025年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期貸付金	300,000	279,996	△20,003
社債 (※)	2,000,000	2,007,274	7,274
リース債務 (※)	53,829	53,001	△827

(※) 社債及びリース債務には、それぞれ1年内償還予定の社債及びリース債務（流動負債）を含めた残高を記載しています。

(注) 1. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度 (2024年 3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,518,019	—	—	—
売掛金	724,584	—	—	—
合計	3,242,604	—	—	—

当連結会計年度 (2025年 3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,300,365	—	—	—
売掛金	796,320	—	—	—
長期貸付金	—	—	—	300,000
合計	5,096,686	—	—	300,000

(注) 2. 社債、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度 (2024年 3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
リース債務	14,029	13,578	13,999	13,396	9,721	3,133
その他の有利子負債	421	445	470	412	—	—
合計	14,451	14,024	14,470	13,808	9,721	3,133

当連結会計年度 (2025年 3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	286,000	286,000	286,000	286,000	286,000	570,000
リース債務	13,578	13,999	13,396	9,721	3,133	—
その他の有利子負債	445	470	412	—	—	—
合計	300,024	300,470	299,808	295,721	289,133	570,000

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

- (1) 時価をもって連結貸借対照表計上とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

- (2) 時価をもって連結貸借対照表計上としない金融資産及び金融負債
前連結会計年度（2024年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債務	—	67,604	—	67,604

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様のリース取引を行った場合に想定されている利率で割り引く方法で算定しており、レベル2の時価に分類しています。

当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	279,996	—	279,996
社債	—	2,007,274	—	2,007,274
リース債務	—	53,001	—	53,001

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引く方法で算定しており、レベル2の時価に分類しています。

社債

社債の時価については、元利金の合計額を同様の社債発行を行った場合に想定される利率で割り引く方法で算定しており、レベル2の時価に分類しています。

リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引く方法で算定しており、レベル2の時価に分類しています。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度（2024年3月31日）

非上場株式（連結貸借対照表計上額52,950千円）は、市場価格のない株式等のため、記載していません。

当連結会計年度（2025年3月31日）

非上場株式（連結貸借対照表計上額52,950千円）は、市場価格のない株式等のため、記載していません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
販売費及び一般管理費	28,583	—

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) 内容

	第20回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(注1)	当社取締役 7名 当社監査役 3名 当社執行役員 6名 当社従業員 86名 当社子会社従業員 13名
ストック・オプションの数(注2)	普通株式 3,352,200株
付与日	2020年4月10日
権利確定条件	(注3)
対象勤務期間	(注3)
権利行使期間	2020年4月10日から2027年4月10日まで

(注) 1. 当社は、退職等による付与対象者数の減少に伴い、2020年8月6日開催の取締役会において、付与対象者を減少させる決議を行っているため、当該決議後の内容を記載しています。

2. スtock・オプションの行使により発行する株式の種類及び数を記載しています。

3. ①権利行使期間に関する条件

本新株予約権は、権利行使期間にかかわらず、新株予約権発行決議に基づき当社と新株予約権付与対象者との間で締結した新株予約権割当契約に基づき、当該契約に定める起算日から一定期間経過後の各応当日に本新株予約権の各一定割合について新株予約権の行使が可能となるものとし、本新株予約権の全てが行使可能となるためには5年間を要するものとする。

②権利喪失事由

(i) 新株予約権者は、次の(a)から(e)までのいずれかに該当した場合は、権利行使可能となっているか否かを問わず、直ちに本新株予約権を全て喪失する。

(a) 禁錮以上の刑に処せられた場合

(b) 当社もしくは子会社の就業規則により解雇された場合、または、解雇に相当する事由があり、当社との信頼関係が毀損されたと認められる場合

(c) 当社または子会社に提出した秘密保持誓約書に規定する競業事業に自ら従事し、または、同競業事業を目的とする会社等の役職員に就任した場合（当社から事前に書面による承諾を得た場合を除く）

(d) 新株予約権者に不正行為、法令もしくは社内規程等の違反、または、職務上の義務違反もしくは懈怠があり、当社が新株予約権者に対して新株予約権の喪失を通知した場合

(e) 当社または当社の関連会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと当社が認めた場合

(ii) 当社は、新株予約権者が上記(i)の事由に該当するおそれがあると認められる場合、新株予約権者が上記(i)の事由に該当するか否かを確定するために当社が必要と認める間、新株予約権者が本新株予約権を喪失するかどうかの判断を留保し、新株予約権者による権利行使を停止することができる。

③定年退職

新株予約権者が定年により当社または当社連結子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位から退職した場合、退職日までに権利行使が可能となっていた新株予約権は、当社が定める所定の期間内に限り権利行使することができる。ただし、当社は、何らかの条件を付しまたは付さないで、その期間を権利行使期間の末日を限度として延長することができる。

④定年前退職

新株予約権者が当社または当社連結子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位を喪失した場合（ただし、上記②及び③に定める場合を除く）、退職日までに権利行使が可能となっていた新株予約権は、当社が定める所定の期間内に限り権利行使することができる。ただし、当社は、何らかの条件を付したまたは付さないで、その期間を権利行使期間の末日を限度として延長することができる。

⑤相続人による権利行使

- (i) 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社所定の書面により、相続人による権利行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りではない。
- (ii) 新株予約権者の相続人による権利行使方法については、当社所定の手続きに従うものとする。

⑥新株予約権の放棄

新株予約権者が上記②に該当し新株予約権を喪失した場合、及び、上記③または④に該当し権利行使可能となった新株予約権が上記③または④所定の期間内に行使されない場合、新株予約権者またはその相続人は本新株予約権を放棄したものとみなす。

⑦新株予約権の行使に関するその他の制限

- (i) 新株予約権の行使によって当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (ii) 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (iii) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(2) 規模及びその変動状況

当連結会計年度（2025年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しています。

①ストック・オプションの数

	第20回新株予約権
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	633,100
付与	—
失効	1,600
権利確定	631,500
未確定残	—
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	2,596,700
権利確定	631,500
権利行使	—
失効	—
未行使残	3,228,200

②単価情報

	第20回新株予約権
権利行使価格 (円)	296
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	36

3. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しています。

4. 取締役の報酬等として株式を無償交付する取引のうち、事前交付型の内容、規模及びその変動状況

(1) 内容

	2022年譲渡制限付株式	2024年譲渡制限付株式
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名	当社取締役 7名
付与された株式の種類及び数	当社普通株式 471,000株	当社普通株式 523,500株
付与日	2022年8月15日	2024年7月17日
権利確定条件	(注)	(注)
対象勤務期間	(注)	(注)

(注) ①譲渡制限期間

取締役は、本割当契約により割当てを受けた日（以下、「本割当日」という）から5年間（以下、「本譲渡制限期間」という）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「本譲渡制限」という）。

②無償取得事由

取締役が、本譲渡制限期間中に、当社の取締役の地位から退任した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、当該取締役が退任した時点において本譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得する。なお、その他の無償取得事由は、当社の取締役会決議に基づき、本割当契約に定めるところによる。

③譲渡制限の解除

上記①の定めにかかわらず、当社は、取締役が、次の各号に掲げる各期間の末日までの期間中、継続して当社の取締役の地位にあることを条件として、当該各期間が満了した時点において、当該各号に定める割合で、本割当株式につき、本譲渡制限を解除する（以下、当該各期間毎の解除をそれぞれ「各本譲渡制限解除」という）。

ア、割当てを受けた日から2年間：本割当株式の数の4分の1

イ、割当てを受けた日から3年間：本割当株式の数の4分の1

ウ、割当てを受けた日から4年間：本割当株式の数の4分の1

エ、割当てを受けた日から5年間：左記期間が満了した時点において本譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部

ただし、取締役が当該各号に掲げる各期間の末日までに、各本譲渡制限解除を希望しない旨の申出（以下、「本申出」という）を行った場合、本申出を行った当該各期間が満了した時点における各本譲渡制限解除を行わないものとする。その場合、本申出を行った当該各期間の次の期間（ただし、次の期間の末日までに再度本申出を行った場合には、さらにその次の期間とし、それ以降も同様とする）が満了した時点をもって、本申出により各本譲渡制限解除が行われなかった各期間における当該各号に掲げる各割合を合算した割合（上記エ、に掲げる期間が満了した時点まで一度も各本譲渡制限解除が行われなかった場合は本割当株式の全部）で、本割当株式につき、本譲渡制限を解除する。

また、本譲渡制限期間中に、取締役が死亡または当社の取締役としての役務提供を継続することが困難な重大な傷病により当社の取締役の地位から退任した場合、本割当日から当該退任までの期間中、継続して当社の取締役の地位にあることを条件として、当該退任の直後の時点をもって、当該時点において本譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部につき、本譲渡制限を解除する。

また、当社は、本譲渡制限期間が満了した時点において上記の定めに基づき本譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

④組織再編等における取扱い

上記①の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本割当日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、本譲渡制限を解除する。

また、上記に規定する場合においては、当社は、上記の定めに基づき本譲渡制限が解除された直後の時点において、なお本譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

⑤その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

なお、本制度により取締役が割り当てられた株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に取締役が開設する専用口座で管理される。

(2) 規模及びその変動状況

①費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
販売費及び一般管理費	19,687	34,686

②取締役の報酬等として無償交付した株式数

当連結会計年度（2025年3月期）において権利未確定株式数が存在した標記株式を対象として記載しています。

	2022年譲渡制限付株式	2024年譲渡制限付株式
前連結会計年度末（株）	471,000	—
付与（株）	—	523,500
没収（株）	—	—
権利確定（株）	112,750	—
未確定残（株）	358,250	523,500

③単価情報

	2022年譲渡制限付株式	2024年譲渡制限付株式
付与日における公正な評価単価（円）	209	191

5. 取締役の報酬等として株式を無償交付する取引のうち、事後交付型の内容、規模及びその変動状況

該当事項はありません。

6. 取締役の報酬等として株式を無償交付する取引にかかる株式の公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された2024年譲渡制限付株式についての公正な評価単価は、当該譲渡制限付株式の付与にかかる当社の取締役会決議日の前日（2024年6月25日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である191円としています。

7. 取締役の報酬等として株式を無償交付する取引にかかる株式の権利確定数の見積方法

基本的には、将来の没収数の合理的な見積りは困難であるため、実績の没収数のみ反映させる方法を採用しています。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)	2,357,057千円	2,169,908千円
減価償却超過額	15,519	15,954
棚卸資産評価損	6,384	10,301
貸倒引当金	1,184	2,630
前受収益	23,854	14,766
その他	75,858	82,867
繰延税金資産小計	2,479,859	2,296,428
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	△2,357,057	△2,169,908
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△122,801	△126,520
評価性引当額小計	△2,479,859	△2,296,428
繰延税金資産合計	—	—
繰延税金負債	—	—

(注)税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2024年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金(※)	273	562,337	508,088	100,209	313,924	872,224	2,357,057
評価性引当額	△273	△562,337	△508,088	△100,209	△313,924	△872,224	△2,357,057
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

当連結会計年度(2025年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金(※)	396,358	512,367	98,958	318,800	336,013	507,409	2,169,908
評価性引当額	△396,358	△512,367	△98,958	△318,800	△336,013	△507,409	△2,169,908
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.62%	30.62%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.95	2.92
住民税均等割	0.14	0.19
税額控除	△1.18	△2.99
評価性引当額の増減額	△16.79	△14.00
持分法投資損益	△0.36	△0.52
その他	0.10	0.16
税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.48	16.38

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

MVNO事業	3,797,024
イネイプラー事業	3,603,724
顧客との契約から生じる収益	7,400,748
その他の収益	—
外部顧客への売上高	7,400,748

(注) 有価証券報告書提出日現在において、事業の種類をモバイル通信サービス（MVNO事業／MVNE事業）及びモバイル・ソリューション（MSP事業）に変更していますが、当注記は当連結会計年度末現在における事業の種類に基づいて作成しています。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：千円)

MVNO事業	5,657,068
MVNE事業及びMSP事業	3,581,794
顧客との契約から生じる収益	9,238,862
その他の収益	—
外部顧客への売上高	9,238,862

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）の「4. 会計方針に関する事項 (4)重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	576,323	724,584
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	724,584	796,320
契約資産（期首残高）	—	—
契約資産（期末残高）	—	—
契約負債（期首残高）	177,485	175,139
契約負債（期末残高）	175,139	190,642

契約負債は、通信サービスにかかる顧客からの前受収益及び前受金に関連するものです。

契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、113,829千円です。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
1年以内	113,829	157,374
1年超2年以内	29,233	20,976
2年超3年以内	20,459	9,346
3年超	11,617	2,944
合計	175,139	190,642

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前連結会計年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

「II 当連結会計年度（報告セグメントの変更等に関する事項）」に記載のとおりです。

II 当連結会計年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

当社グループは「モバイル通信サービス及びモバイル・ソリューション」の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

(報告セグメントの変更等に関する事項)

当社グループは、報告セグメントを従来「日本事業」及び「海外事業」の2区分としていましたが、当社グループの事業展開、経営資源の配分等の観点から報告セグメントについて再考した結果、当連結会計年度より報告セグメントを「モバイル通信サービス及びモバイル・ソリューション」の単一セグメントに変更しています。

この変更により、前連結会計年度及び当連結会計年度におけるセグメント情報の記載を省略しています。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	米国	合計
7,282,217	118,530	7,400,748

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しています。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	米国	合計
222,392	8,658	231,051

3. 主要な顧客ごとの情報

売上高の認識において未提供の役務部分を商品群ごとに計算して前受収益を認識していますが、当社の経営管理は出荷基準による売上高を指標としていること、さらには、前受収益が販売先ごとに計算されていないため、記載を省略しています。

なお、主要な顧客の売上に関する情報は、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」をご参照ください。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

3. 主要な顧客ごとの情報

売上高の認識において未提供の役務部分を商品群ごとに計算して前受収益を認識していますが、当社の経営管理は出荷基準による売上高を指標としていること、さらには、前受収益が販売先ごとに計算されていないため、記載を省略しています。

なお、主要な顧客の売上に関する情報は、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」をご参照ください。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有） 割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	H.I.S.Mobile株式会社	東京都港区	50,000	日本国内及び日本国外の携帯網を使用するMVNO事業	(所有) 直接 40.0	モバイル通信サービスに関する提携 役員の兼任あり	データ通信サービス提供等	1,091,662	売掛金	101,948

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有） 割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	H.I.S.Mobile株式会社	東京都港区	50,000	日本国内及び日本国外の携帯網を使用するMVNO事業	(所有) 直接 40.0	モバイル通信サービスに関する提携 役員の兼任あり	データ通信サービス提供等	1,193,373	売掛金	105,569

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引は市場価格等を参考に合理的に決定しています。

(イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有） 割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	福田 尚久	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 0.28	資金の貸付	資金の貸付 利息の受取	300,000 1,649	長期貸付金 未収入金	300,000 1,649

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 資金の貸付は、一般的な条件で行っています。
2. 貸付金の担保として、不動産を受入れています。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	16.78円	22.31円
1株当たり当期純利益	8.27円	5.12円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	8.27円	－円

(注) 1. 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	1,365,334	849,366
普通株主に帰属しない金額(千円)	－	－
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	1,365,334	849,366
普通株式の期中平均株式数(株)	164,994,235	165,640,648
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	－	－
普通株式増加数(株)	27,771	－
(うち、新株予約権(株))	(27,771)	－
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第20回新株予約権(ストックオプション) 普通株式 3,229,800株	第20回新株予約権(ストックオプション) 普通株式 3,228,200株

(重要な後発事象)

・譲渡制限付株式報酬としての新株発行

当社は、2025年6月25日開催の取締役会（以下、「本取締役会」という）において、当社の取締役（以下、「取締役」という）、並びに、当社の執行役員及び従業員（以下、「執行役員等」という）に対し、譲渡制限付株式としての新株を発行すること（以下、「本新株発行」という）を決議しました。

(1) 取締役に対する発行の概要

① 割当日	2025年7月16日
② 発行する株式の種類及び総数	当社普通株式 560,000株
③ 割当方法	第三者割当ての方法により、取締役に對して割り当てる。
④ 発行価額	1株につき157円（注）
⑤ 発行価額の総額	87,920,000円
⑥ 割当予定先	取締役 8名 560,000株
⑦ 増加する資本金の額	会社計算規則の規定に従って算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額（計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた額）とする。
⑧ 増加する資本準備金の額	上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

（注）取締役報酬として無償交付されますが（会社法第202条の2）、本新株発行に係る当社普通株式の公正な評価額として、本取締役会決議日の直前営業日（2025年6月24日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1株当たり157円を発行価額としています。

(2) 執行役員等に対する発行の概要

① 割当日	2025年7月16日
② 発行する株式の種類及び総数	当社普通株式 355,000株
③ 割当方法	第三者割当ての方法により、執行役員等に対して割り当てる。
④ 発行価額	1株につき157円
⑤ 発行価額の総額	55,735,000円
⑥ 割当予定先	執行役員等 6名 355,000株
⑦ 増加する資本金の額	27,867,500円
⑧ 増加する資本準備金の額	27,867,500円

(3) 発行の目的及び理由

当社は、2022年5月10日開催の取締役会において、取締役の報酬と株式価値との連動性をより一層強めることにより、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役を対象とする譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という）を導入することを決議しました。

また、2022年6月28日開催の第26回定時株主総会（以下、「本株主総会」という）において、本制度に基づき、取締役に對して発行または処分される当社の普通株式の総数は、年間56万株以内、年額1億円以内とすること（ただし、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整することができる）、本制度に基づく取締役に對する当社の普通株式の発行または処分にあたり、取締役は金銭の払込み等を要しないものとする、及び、本制度に基づく取締役に對する当社の普通株式の発行または処分にあたり、当社と取締役との間で、下記の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という）を締結するものとする、こと等について、承認可決されました。

これを受け、当社は、本取締役会において、本制度の目的、当社の業績その他諸般の事情を勘案し、取締役に對し、金銭の払込みまたは現物出資財産の給付を要することなく当社の普通株式を発行しこれを保有させることを決議しました。

また、当社は、本取締役会において、執行役員等に対し、本制度に基づく取締役に對する譲渡制限付株式の発行と同様の条件で、当社の普通株式を発行しこれを保有させることを決議しました。ただし、当社は、本取締役会において、譲渡制限付株式を取得する際の出資財産とするための金銭報酬債権を執行役員等に支給することを決議し、執行役員等は当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行を受けるものとします。

<本割当契約の概要>

当社は、取締役及び執行役員等（以下、「取締役等」という）と個別に本割当契約を締結するものとし、その概要は以下の通りです。

① 譲渡制限期間

取締役等は、本割当契約により割当てを受けた日（以下、「本割当日」という）から5年間（以下、「本譲渡制限期間」という）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「本譲渡制限」という）。

② 無償取得事由

取締役等が、本譲渡制限期間中に、当社の取締役等の地位から退任または退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、当該取締役等が退任または退職した時点において本譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得する。なお、その他の無償取得事由は、当社の取締役会決議に基づき、本割当契約に定めるところによる。

③ 譲渡制限の解除

上記①の定めにかかわらず、当社は、取締役等が、次の各号に掲げる各期間の末日までの期間中、継続して当社の取締役等の地位にあることを条件として、当該各期間が満了した時点において、当該各号に定める割合で、本割当株式につき、本譲渡制限を解除する（以下、当該各期間毎の解除をそれぞれ「各本譲渡制限解除」という）。

ア 割当てを受けた日から2年間：本割当株式の数の4分の1

イ 割当てを受けた日から3年間：本割当株式の数の4分の1

ウ 割当てを受けた日から4年間：本割当株式の数の4分の1

エ 割当てを受けた日から5年間：左記期間が満了した時点において本譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部

ただし、取締役等が当該各号に掲げる各期間の末日までに、各本譲渡制限解除を希望しない旨の申出（以下、「本申出」という）を行った場合、本申出を行った当該各期間が満了した時点における各本譲渡制限解除を行わないものとする。その場合、本申出を行った当該各期間の次の期間（ただし、次の期間の末日までに再度本申出を行った場合には、さらにその次の期間とし、それ以降も同様とする）が満了した時点をもって、本申出により各本譲渡制限解除が行われなかった各期間における当該各号に掲げる各割合を合算した割合（上記エに掲げる期間が満了した時点まで一度も各本譲渡制限解除が行われなかった場合は本割当株式の全部）で、本割当株式につき、本譲渡制限を解除する。

また、本譲渡制限期間中に、取締役等が死亡または当社の取締役等としての役務提供を継続することが困難な重大な傷病により当社の取締役等の地位から退任または退職した場合、本割当日から当該退任または退職までの期間中、継続して当社の取締役等の地位にあることを条件として、当該退任または退職の直後の時点をもって、当該時点において本譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部につき、本譲渡制限を解除する。

また、当社は、本譲渡制限期間が満了した時点において上記の定めに基づき本譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

④ 組織再編等における取扱い

上記①の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本割当日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、本譲渡制限を解除する。

また、上記に規定する場合においては、当社は、上記の定めに基づき本譲渡制限が解除された直後の時点において、なお本譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

⑤ その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

なお、本制度により取締役等に割り当てられた株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に取締役等が開設する専用口座で管理される。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
日本通信(株)	第1回無担保社債(適格機関投資家限定)	2025年3月26日	—	2,000,000 (286,000)	1.46	なし	2032年3月26日

(注) 1. 「当期末残高」欄の()内書は、1年以内の償還予定額です。

2. 連結決算日後5年以内における1年ごとの償還予定額は以下のとおりです。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
286,000	286,000	286,000	286,000	286,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定のリース債務	14,029	13,578	3.0	—
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	53,829	40,250	3.0	2027年～2029年
1年以内に返済予定のその他有利子負債 未払金(割賦)	421	445	5.5	—
その他有利子負債(1年以内に返済予定のものを除く。) 長期未払金(割賦)	1,328	883	5.5	2028年
合計	69,609	55,157	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末残高に対する加重平均利率を記載しています。

2. リース債務及びその他有利子負債(1年以内に返済のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりです。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	13,999	13,396	9,721	3,133
その他有利子負債	470	412	—	—

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

(累計期間)	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高(千円)	4,257,732	9,238,862
税金等調整前中間(当期)純利益(千円)	287,200	964,691
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益(千円)	246,890	849,366
1株当たり中間(当期)純利益(円)	1.49	5.12

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,243,200	3,912,500
売掛金	※ 628,552	※ 752,978
商品	26,687	26,868
貯蔵品	68	—
未収入金	※ 189,839	※ 412,573
前払費用	58,350	115,144
その他	※ 74,031	※ 92,169
貸倒引当金	△40,437	△7,411
流動資産合計	3,180,291	5,304,824
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,282	49,944
車両運搬具	3,840	16,478
工具、器具及び備品	113,808	164,934
リース資産	54,115	35,424
土地	—	59,918
建設仮勘定	4,460	—
有形固定資産合計	177,506	326,699
無形固定資産		
商標権	3,308	4,289
ソフトウェア	105,140	152,449
ソフトウェア仮勘定	16,713	411,104
無形固定資産合計	125,162	567,843
投資その他の資産		
投資有価証券	52,950	52,950
関係会社株式	709,470	709,470
長期貸付金	※ 207,431	300,000
敷金及び保証金	102,984	82,653
長期未収入金	※ 46,708	—
その他	34,193	70,344
貸倒引当金	△254,139	—
投資その他の資産合計	899,598	1,215,417
固定資産合計	1,202,267	2,109,960
繰延資産		
社債発行費	—	27,771
繰延資産合計	—	27,771
資産合計	4,382,559	7,442,556

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※ 340,673	※ 464,506
短期借入金	※ 52,236	※ 36,954
1年内償還予定の社債	—	286,000
未払金	※ 272,567	※ 323,089
未払法人税等	186,289	63,463
前受収益	78,148	68,567
預り金	85,557	81,891
その他	149,853	191,615
流動負債合計	1,165,326	1,516,087
固定負債		
社債	—	1,714,000
長期借入金	※ 250,000	※ 249,500
長期未払金	12,225	9,404
リース債務	53,829	40,250
固定負債合計	316,054	2,013,154
負債合計	1,481,381	3,529,242
純資産の部		
株主資本		
資本金	545,666	600,350
資本剰余金		
資本準備金	125,206	179,890
資本剰余金合計	125,206	179,890
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,116,224	3,019,050
利益剰余金合計	2,116,224	3,019,050
自己株式	△2,192	△2,192
株主資本合計	2,784,905	3,797,098
新株予約権	116,272	116,215
純資産合計	2,901,178	3,913,314
負債純資産合計	4,382,559	7,442,556

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
売上高	※1 7,247,132	※1 9,064,111
売上原価	※1 3,935,987	※1 5,148,646
売上総利益	3,311,144	3,915,465
販売費及び一般管理費	※1, ※2 2,016,982	※1, ※2 2,815,475
営業利益	1,294,161	1,099,990
営業外収益		
受取利息	※1 991	※1 3,819
為替差益	23,610	—
貸倒引当金戻入額	—	2,060
償却債権取立益	5,990	—
雑収入	3,286	784
営業外収益合計	33,878	6,663
営業外費用		
支払利息	※1 2,975	※1 3,195
社債利息	—	400
社債発行費償却	—	334
為替差損	—	4,186
貸倒引当金繰入額	65,292	—
雑損失	1,901	3,129
営業外費用合計	70,169	11,245
経常利益	1,257,870	1,095,408
特別利益		
固定資産売却益	—	150
新株予約権戻入益	—	57
受取損害賠償金	※3 75,869	—
買付契約評価引当金戻入額	※4 287,979	—
特別利益合計	363,848	208
特別損失		
通信設備除却費用負担金	—	35,729
特別損失合計	—	35,729
税引前当期純利益	1,621,719	1,059,887
法人税、住民税及び事業税	222,827	157,060
法人税等合計	222,827	157,060
当期純利益	1,398,891	902,826

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)			当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		構成比 (%)	金額 (千円)		構成比 (%)
I 期首棚卸高	※ 1	32,661	181,966	4.6	26,687	181,099	3.5
II 当期商品仕入高		181,755			192,412		
III 他勘定振替高		5,762			11,132		
IV 期末棚卸高		26,687			26,868		
V 通信回線料金等	※ 2		12,098	0.3		3,389	0.1
VI データサービス原価			2,968,169	75.4		3,909,910	75.9
VII その他の経費			773,753	19.7		1,054,247	20.5
売上原価			3,935,987	100.0		5,148,646	100.0

原価計算の方法

原価計算の方法は、個別原価計算によっています。

(注) ※ 1. 他勘定振替高の内訳は次のとおりです。

(単位：千円)

項目	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
固定資産への振替	4,971	10,651
消耗品勘定等への振替	61	350
その他	730	130
計	5,762	11,132

※ 2. その他の経費の内訳は次のとおりです。

(単位：千円)

項目	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
減価償却費	67,426	94,121
業務委託料	194,329	215,084
その他	511,998	745,042
計	773,753	1,054,247

③【株主資本等変動計算書】
前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	535,822	115,362	115,362	717,332	717,332	△2,192	1,366,325
当期変動額							
譲渡制限付株式報酬	9,843	9,843	9,843				19,687
当期純利益				1,398,891	1,398,891		1,398,891
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	9,843	9,843	9,843	1,398,891	1,398,891	－	1,418,579
当期末残高	545,666	125,206	125,206	2,116,224	2,116,224	△2,192	2,784,905

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	96,218	1,462,544
当期変動額		
譲渡制限付株式報酬		19,687
当期純利益		1,398,891
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	20,054	20,054
当期変動額合計	20,054	1,438,633
当期末残高	116,272	2,901,178

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	545,666	125,206	125,206	2,116,224	2,116,224	△2,192	2,784,905
当期変動額							
譲渡制限付株式報酬	54,683	54,683	54,683				109,367
当期純利益				902,826	902,826		902,826
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	54,683	54,683	54,683	902,826	902,826	－	1,012,193
当期末残高	600,350	179,890	179,890	3,019,050	3,019,050	△2,192	3,797,098

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	116,272	2,901,178
当期変動額		
譲渡制限付株式報酬		109,367
当期純利益		902,826
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△57	△57
当期変動額合計	△57	1,012,135
当期末残高	116,215	3,913,314

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

総平均法に基づく原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等

総平均法に基づく原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物

定額法

その他の有形固定資産

定率法

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア

利用可能期間（5年）に基づく定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定率法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

(1) MVNO事業

MVNO事業は、当社がMVNOとして自社ブランドによりモバイル通信サービスを提供する事業です。通信サービスは、各種通信回線の利用を可能な状態にしておくサービスであることから、通常は契約期間にわたって履行義務が充足されると判断しているため、収益は当該履行義務が充足される契約期間にわたり計上しています。通信機器の販売は、出荷と引き渡し時点で重要な相違はなく、出荷した時点で顧客が当該商品に対する支配を獲得していることから、履行義務が充足されると判断し、出荷した時点で収益を認識しております。

(2) MVNE事業及びMSP事業

MVNE事業及びMSP事業は、当社が国内外で各パートナーの要望に応じたモバイル通信サービスやモバイルソリューションを提供する事業です。主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は、MVNO事業と同様です。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法

社債発行費

社債償還期間にわたり均等償却しています。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものはありません。

(貸借対照表関係)

※ 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
短期金銭債権	333,315千円	521,398千円
長期金銭債権	254,139	—
短期金銭債務	223,859	198,256
長期金銭債務	250,000	249,500

(損益計算書関係)

※ 1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	1,094,679千円	1,193,373千円
営業費用	258,967	363,348
営業取引以外の取引による取引高	2,155	2,174

※ 2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度2%、当事業年度7%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度98%、当事業年度93%です。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
給与手当	881,052千円	1,105,431千円
地代家賃	163,554	168,318
減価償却費	13,837	31,643
貸倒引当金繰入額	1,943	6,505

※ 3 受取損害賠償金

連結財務諸表「注記事項（連結損益計算書関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

※ 4 買付契約評価引当金戻入額

連結財務諸表「注記事項（連結損益計算書関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)
子会社株式	669,470	669,470
関連会社株式	40,000	40,000

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	1,614,612千円	1,479,778千円
関係会社株式評価損	926,863	954,105
減価償却超過額	19,027	20,343
棚卸資産評価損	5,902	6,324
貸倒引当金	90,199	2,336
その他	62,746	72,733
繰延税金資産小計	2,719,351	2,535,620
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,614,612	△1,479,778
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,104,739	△1,055,842
評価性引当額小計	△2,719,351	△2,535,620
繰延税金資産合計	—	—
繰延税金負債	—	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.62%	30.62%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.86	2.66
住民税均等割	0.05	0.08
税額控除	△1.12	△2.73
評価性引当額の増減額	△17.77	△16.70
その他	0.10	0.89
税効果会計適用後の法人税等の負担率	13.74	14.82

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

(重要な後発事象)

1. 連結子会社に対して有する金銭債権の株式化の実施

当社は、当社の連結子会社であるmy FinTech株式会社が2025年4月に実施した株主割当増資において、当社が当該子会社に対して有する金銭債権の株式化（デット・エクイティ・スワップ）（以下、「DES」といいます）を行いました。

(1) DESの目的

my FinTech株式会社の資本増強による財務内容の改善

(2) DESの概要

① 株式化した金銭債権の種類及び価額	未収入金 311,850千円
② 引き受けた株式の種類	my FinTech株式会社 普通株式
③ 実施日	2025年4月17日

2. 譲渡制限付株式報酬としての新株発行

当社は、2025年6月25日開催の取締役会（以下、「本取締役会」という）において、当社の取締役（以下、「取締役」という）、並びに、当社の執行役員及び従業員（以下、「執行役員等」という）に対し、譲渡制限付株式としての新株を発行すること（以下、「本新株発行」という）を決議しました。

(1) 取締役に対する発行の概要

① 割当日	2025年7月16日
② 発行する株式の種類及び総数	当社普通株式 560,000株
③ 割当方法	第三者割当ての方法により、取締役に對して割り当てる。
④ 発行価額	1株につき157円（注）
⑤ 発行価額の総額	87,920,000円
⑥ 割当予定先	取締役 8名 560,000株
⑦ 増加する資本金の額	会社計算規則の規定に従って算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額（計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた額）とする。
⑧ 増加する資本準備金の額	上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

（注）取締役報酬として無償交付されますが（会社法第202条の2）、本新株発行に係る当社普通株式の公正な評価額として、本取締役会決議日の直前営業日（2025年6月24日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1株当たり157円を発行価額としています。

(2) 執行役員等に対する発行の概要

① 割当日	2025年7月16日
② 発行する株式の種類及び総数	当社普通株式 355,000株
③ 割当方法	第三者割当ての方法により、執行役員等に対して割り当てる。
④ 発行価額	1株につき157円
⑤ 発行価額の総額	55,735,000円
⑥ 割当予定先	執行役員等 6名 355,000株
⑦ 増加する資本金の額	27,867,500円
⑧ 増加する資本準備金の額	27,867,500円

(3) 発行の目的及び理由

当社は、2022年5月10日開催の取締役会において、取締役の報酬と株式価値との連動性をより一層強めることにより、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役を対象とする譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という）を導入することを決議しました。

また、2022年6月28日開催の第26回定時株主総会（以下、「本株主総会」という）において、本制度に基づき、取締役に対して発行または処分される当社の普通株式の総数は、年間56万株以内、年額1億円以内とすること（ただし、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整することができる）、本制度に基づく取締役に対する当社の普通株式の発行または処分にあたり、取締役は金銭の払込み等を要しないものとする、及び、本制度に基づく取締役に対する当社の普通株式の発行または処分にあたり、当社と取締役との間で、下記の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という）を締結するものとする等について、承認可決されました。

これを受け、当社は、本取締役会において、本制度の目的、当社の業績その他諸般の事情を勘案し、取締役に對し、金銭の払込みまたは現物出資財産の給付を要することなく当社の普通株式を発行しこれを保有させることを決議しました。

また、当社は、本取締役会において、執行役員等に対し、本制度に基づく取締役に対する譲渡制限付株式の発行と同様の条件で、当社の普通株式を発行しこれを保有させることを決議しました。ただし、当社は、本取締役会において、譲渡制限付株式を取得する際の出資財産とするための金銭報酬債権を執行役員等に支給することを決議し、執行役員等は当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行を受けるものとします。

<本割当契約の概要>

当社は、取締役及び執行役員等（以下、「取締役等」という）と個別に本割当契約を締結するものとし、その概要は以下の通りです。

① 譲渡制限期間

取締役等は、本割当契約により割当てを受けた日（以下、「本割当日」という）から5年間（以下、「本譲渡制限期間」という）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「本譲渡制限」という）。

② 無償取得事由

取締役等が、本譲渡制限期間中に、当社の取締役等の地位から退任または退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、当該取締役等が退任または退職した時点において本譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得する。なお、その他の無償取得事由は、当社の取締役会決議に基づき、本割当契約に定めるところによる。

③ 譲渡制限の解除

上記①の定めにかかわらず、当社は、取締役等が、次の各号に掲げる各期間の末日までの期間中、継続して当社の取締役等の地位にあることを条件として、当該各期間が満了した時点において、当該各号に定める割合で、本割当株式につき、本譲渡制限を解除する（以下、当該各期間毎の解除をそれぞれ「各本譲渡制限解除」という）。

ア 割当てを受けた日から2年間：本割当株式の数の4分の1

イ 割当てを受けた日から3年間：本割当株式の数の4分の1

ウ 割当てを受けた日から4年間：本割当株式の数の4分の1

エ 割当てを受けた日から5年間：左記期間が満了した時点において本譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部

ただし、取締役等が当該各号に掲げる各期間の末日までに、各本譲渡制限解除を希望しない旨の申出（以下、「本申出」という）を行った場合、本申出を行った当該各期間が満了した時点における各本譲渡制限解除を行わないものとする。その場合、本申出を行った当該各期間の次の期間（ただし、次の期間の末日までに再度本申出を行った場合には、さらにその次の期間とし、それ以降も同様とする）が満了した時点をもって、本申出により各本譲渡制限解除が行われなかった各期間における当該各号に掲げる各割合を合算した割合（上記エに掲げる期間が満了した時点まで一度も各本譲渡制限解除が行われなかった場合は本割当株式の全部）で、本割当株式につき、本譲渡制限を解除する。

また、本譲渡制限期間中に、取締役等が死亡または当社の取締役等としての役務提供を継続することが困難な重大な傷病により当社の取締役等の地位から退任または退職した場合、本割当日から当該退任または退職までの期間中、継続して当社の取締役等の地位にあることを条件として、当該退任または退職の直後の時点をもって、当該時点において本譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部につき、本譲渡制限を解除する。

また、当社は、本譲渡制限期間が満了した時点において上記の定めに基づき本譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

④ 組織再編等における取扱い

上記①の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本割当日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、本譲渡制限を解除する。

また、上記に規定する場合においては、当社は、上記の定めに基づき本譲渡制限が解除された直後の時点において、なお本譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

⑤ その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

なお、本制度により取締役等に割り当てられた株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に取締役等が開設する専用口座で管理される。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	1,282	50,909	—	2,247	49,944	76,272
	車両運搬具	3,840	19,261	—	6,623	16,478	10,632
	工具、器具及び備品	113,808	113,292	86	62,079	164,934	599,417
	リース資産	54,115	—	—	18,691	35,424	307,113
	土地	—	59,918	—	—	59,918	—
	建設仮勘定	4,460	45,474	49,934	—	—	—
	計	177,506	288,855	50,020	89,642	326,699	993,435
無形固定資産	商標権	3,308	1,510	—	529	4,289	—
	ソフトウェア	105,140	82,901	—	35,592	152,449	—
	ソフトウェア仮勘定	16,713	423,833	29,442	—	411,104	—
	計	125,162	508,245	29,442	36,122	567,843	—

- (注) 1. 建物の増加は、主として本社オフィスのリニューアル工事及び吉岡オペレーションセンターの建物取得によるものです。
2. 工具、器具及び備品の増加は、主としてネットワーク関連機器の購入及び本社オフィスのリニューアル工事に伴う備品等の購入によるものです。
3. 土地の増加は、吉岡オペレーションセンターの土地取得によるものです。
4. 建設仮勘定の増加は、主として本社オフィス改修工事によるものです。
5. 建設仮勘定の減少は、主として建物、工具、器具及び備品への振替によるものです。
6. ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の増加は、主として音声通信サービスにかかるソフトウェアの開発によるものです。

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金（流動）	40,437	7,418	40,445	7,411
貸倒引当金（固定）	254,139	—	254,139	—

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しています。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座に記載された単元未満株式に関する取扱い) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座以外の振替口座に記載された単元未満株式に関する取扱い) 振替口座を開設した口座管理機関(証券会社等)
取次所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
買取・買増手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.j-com.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、取得請求権付株式の取得を請求する権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当てまたは募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の買増しを請求する権利以外の権利を行使することはできません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

- (1) 臨時報告書
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく報告書です。
2024年6月26日関東財務局長に提出。
- (2) 臨時報告書
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく報告書です。
2024年6月26日関東財務局長に提出。
- (3) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第28期）（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
2024年6月27日関東財務局長に提出。
- (4) 内部統制報告書
事業年度（第28期）（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
2024年6月27日関東財務局長に提出。
- (5) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書
事業年度（第28期）（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
2024年6月27日提出の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書です。
2024年7月5日関東財務局長に提出。
- (6) 半期報告書及び確認書
（第29期中）（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）
2024年11月8日関東財務局長に提出。
- (7) 臨時報告書
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく報告書です。
2025年6月25日関東財務局長に提出。
- (8) 臨時報告書
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく報告書です。
2025年6月25日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年6月25日

日本通信株式会社

取締役会 御中

城南監査法人

東京都渋谷区

指定社員 公認会計士 塩 野 治 夫
業務執行社員

指定社員 公認会計士 坂 口 洋 二
業務執行社員

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本通信株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本通信株式会社及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

収益認識の適切性（売上高の認識の適切性）	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社及び連結子会社は、携帯電話事業者のモバイル通信ネットワークを活用したモバイル通信サービス及びモバイル・ソリューションを主たる事業として事業活動を展開している。 当該事業における主要な売上高は、電気通信事業法による規制を受け、為替レート等の国内外の社会経済状況により影響を受ける訪日旅行者数の動向や、競合する通信事業者間の競争等により大きな影響を受ける特性を有している。 現下の経営環境における売上高の認識には、その適切性（実在性及び期間帰属の適切性を含む。以下同じ。）について潜在的なリスクが存在していることから、売上高の認識の適切性に関する検討が当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、より慎重な監査上の検討を行う必要がある。 以上より、当監査法人は、売上高の認識の適切性を監査上の主要な検討事項であると判断した。	当監査法人は、主として以下の監査手続を実施することにより、売上高の認識の適切性に関する十分かつ適切な監査証拠を入手した。 ・売上高に関する会計方針及びその適用方法について関連する内部統制も含めて理解するとともに、売上高の認識の適切性を確保するために会社が構築した内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。 ・取締役会議事録等の査閲並びに主要な契約書の査閲を行い、通例でない取引条件等の有無を検討した。 ・売上債権残高の金額的な重要性等に基づき抽出したサンプルについて、取引先への残高確認手続の実施及び差異分析を実施した。 ・請求管理システムの請求データと会計システムの売上データとの照合を実施した。 ・必要に応じて期末日以降の入金状況の検証を実施した。 ・通例でない相手勘定と組み合わせられる売上高に係る仕訳の分析及び検討を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本通信株式会社の2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、日本通信株式会社が2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（３）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (※) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月25日

日本通信株式会社

取締役会 御中

城南監査法人

東京都渋谷区

指定社員 公認会計士 塩 野 治 夫
業務執行社員

指定社員 公認会計士 坂 口 洋 二
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本通信株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本通信株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

収益認識の適切性（売上高の認識の適切性）
連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（収益認識の適切性（売上高の認識の適切性））と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。